

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
1	拠点・市街地整備	被災住宅復興支援利子補給補助金交付事業	東日本大震災による被災者生活再建支援制度の補完を目的とし、被災者が金融機関等からの借入金を利用して自己用住宅の復旧（補修等）を行う場合の利子を補助することにより被災者の負担軽減を図る。 ●期間：5年間（令和6年度事業完了） ≪利子補給率≫ ○平成28年3月31日までに融資を受け、平成28年12月28日までに申請した場合：年2%（県1%・市1%） ○平成28年4月1日から平成31年3月31日までに融資を受け、令和元年12月28日までに申請した場合：年1%（県1%）	申請受付（新規）	件	0	補助件数	戸	11			
2	拠点・市街地整備	木造住宅耐震化推進事業	震災（防災）対策の一環として、笠間市耐震改修促進計画（令和4年3月）に基づき、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の建築確認申請）の木造住宅に対して耐震化への促進支援を行っている。（令和7年度末の目標耐震化率：95%） ○耐震化への意識啓発　○耐震診断士派遣事業：負担割合（国1/2、県1/4（限度額20千円/1棟）、個人2千円/1棟）　○耐震改修総合支援補助：負担割合（補助限度額：1,000千円、国1/2、県1/4、市1/4）	耐震診断士派遣	戸	1	耐震改修工事	戸	0	住宅の耐震化率（推計）	%	0
3	拠点・市街地整備	駅自由通路・駅前広場整備事業	友部駅施設の修繕工事	修繕工事	件	3						
4	拠点・市街地整備	道の駅管理事業	「道の駅かさま」の指定管理業務を支援（拠点機能の強化） ・休憩機能：24時間、無料で利用できる駐車場およびトイレ ・情報発信機能：道路情報、地域の観光情報などを提供 ・地域連携機能：農産物直売所などの地域振興施設	道の駅利用者数（レジ通過者）	万人	81						
5	拠点・市街地整備	市街地活性化基金事業	「笠間市市街地活性化基金」の繰入及び運用による利子の積立等、基金を適正に管理する。									
6	拠点・市街地整備	開発指導事務	笠間市開発事業指導要綱に基づく1,000㎡以上の開発事業等についての指導や、県から権限移譲された都市計画法第29条に基づく3,000㎡以上の開発行為申請に対して、技術基準等の審査を経て、行為許可及び完了検査を行っている。 その他、開発登録簿（写し）の交付（手数料500円/1枚）や租税特別措置法に基づく優良宅地認定、都市計画法施行規則第60条に基づく証明の交付（手数料400円/1通）などの事務を行っている。	開発行為許可等申請	件	4	開発行為の完了検査	件	9			
7	拠点・市街地整備	建築確認取扱事務	県（特定行政庁）が所管する建築確認事務に対して、申請の際に、市が用途地域等の確認を行った上で経由事務を行っている。なお、県との事務委託契約により、年度毎に確認申請調査事務委託料が交付されている（均等割4,000円＋件数割400円×件数）。また、住居表示区域内（友部地区の一部）に新築された建築物について、建築主からの申請に基づき住居表示番号の設定を行っている。 その他、建築基準法に基づく位置指定道路の申請（建築基準法第42条1項5号）や、県ひとにやさしいまちづくり条例に基づく特定公共的施設新築等工事届出に係る経由事務などを行っている。	建築確認申請の県への経由	件	5	住居表示番号の設定	件	33			
8	拠点・市街地整備	住宅整備事業	市営住宅に設置されている、未使用となった給水塔の解体撤去を行う。	給水塔解体撤去	塔	1						
9	拠点・市街地整備	駅前駐車場管理事業	・市内の駅前にある駐輪場及び駐車場の管理業務（使用許可、使用料の徴収、施設の見回り） ・有料駐車場：3箇所（笠間駅北、稲田駅前、福原駅前）・有料駐輪場：3箇所（笠間駅北、稲田駅前、友部駅北） ・無料駐輪場：4箇所（福原駅前、央戸駅前、岩間駅西・東口）平成22年度より指定管理者制度導入 ・笠間駅北駐車場・駐輪場を笠間観光協会に委託　・福原駅前駐車場、稲田駅前駐車場・駐輪場をＪＲＯＢ会に委託・無料駐輪場については、業務の一部をシルバー人材センターへ委託。 少子化と不況により年々利用者が減少している。	放置自転車の処分	回	1						
10	拠点・市街地整備	都市計画情報管理事業	都市計画基本図及び都市計画決定情報（用途地域や都市計画道路など）をＧＩＳ（データ）化した「都市計画支援システム」を平成20年から導入し、法定の都市計画図書や都市計画基礎調査の基本データとして活用しているほか、都市計画情報に係る照会業務への対応や都市計画図としての印刷・販売など、住民サービスの向上と業務の効率化を図っている。現行の都市計画基本図データは、前回の修正（H27）から10年が経過し、大規模公共事業（国道BP・道の駅など）の完成によって、現況との乖離（ずれ）が大きくなっていることから、地形図（ＤＭ）データを更新する必要がある。	問合対応	件	1,215	都市計画図の頒布（H29新規指標）	件	125	基本図の貸し出し（H29新規指標）	件	10
11	拠点・市街地整備	都市計画総務事務	都市の健全な発展と秩序ある整備に向けて、現況や課題等を把握するための各種調査を実施するとともに、地域の実態に即した都市施策を検討・立案する。 また、都市計画決定に係る審議を行う笠間市都市計画審議会（法定付属機関）の運営のほか、開発行為や建築確認等に必要な都市計画情報等の照会業務や都市計画法等に基づく申請・届出業務への対応を行う。	都市計画に関する各種調査件数	件	106	都市計画法（53条・65条）に基づく許可	件	0			
12	拠点・市街地整備	友部駅南北自由通路・駅前広場管理事業	友部駅南北自由通路、北・南口駅前広場維持管理費用 【施設概要】 ・友部駅南北自由通路　延長：80m　幅員：5m　延床面積：1,270㎡　付帯施設：エレベーター2基、エスカレーター4基　電気室、公衆トイレ（南北2カ所） ・北口駅前広場　面積：約5,000㎡　付帯設備：駐車場管理システム ・南口駅前広場　面積：約6,000㎡　付帯設備：駐車場管理システム	施設（日常・定期）清掃	日	366	駐車場（機械警備・精算器システム）管理	日	366	自由通路昇降機保守点検	回	12
13	拠点・市街地整備	土地情報管理事業	土地情報システムの管理（本庁及び支所） 地籍集成図の加除業務 航空写真更新業務委託（臨時）	集成図等の交付	件	3,933	地籍集積図加除	筆	1,128			

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
14	拠点・市街地整備	（予算無）土地利用推進事業	国土は、現在及び将来における国民のための限られた資源であり、生活及び生産など諸活動の基盤である。健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図るため、国土利用計画法・都市計画法など土地利用関連法を遵守し、適正な運用を図る。 （平成22年度権限委譲）	国土利用計画法関連研修会	回	1	土地取引届出処理件数	件	27			
15	拠点・市街地整備	公営住宅子育て世帯支援事業	県営及び市営の福原住宅の入居促進を図る子育て世帯支援助成事業	子育て世帯支援	世帯	22						
16	拠点・市街地整備	住宅管理事業	市営住宅13団地351戸の維持管理 入退去、家賃管理、修繕及び維持管理経費	維持管理委託	件	1	住宅使用料	円	43,837,320	入居戸数	戸	208
17	拠点・市街地整備	駅前トイレ管理事業	JR水戸線の福原・稲田・宍戸の各駅前公衆トイレの維持管理業務 ・稲田駅前トイレ 木造瓦葺 15.00㎡ 男子トイレ大1小1 女子トイレ大2 ・福原駅前トイレ 木造瓦葺 15.00㎡ 男子トイレ大1小1 女子トイレ大2 ・宍戸駅前トイレ 木造瓦葺 21.84㎡ 男子トイレ大1小1 女子トイレ大2	施設の清掃業務	回	156						
18	拠点・市街地整備	かさま歴史交流館井筒屋運営管理事業	本市の歴史及び観光情報の発信と市民や観光客等の交流促進による地域活性化の推進を図るため、「かさま歴史交流館井筒屋」の運営管理業務を実施する。	開館日数	日	314	来館者数	人	93,926	関係団体等の利用回数	回	579
19	拠点・市街地整備	道路管理総務事務	道路法による各種承認・許可業務 法定外道路に係る各種承認・許可業務 公共用財産の払い下げ業務 占用料の賦課徴収業務 境界復元測量委託業務 国土調査の修正業務 土地賃借料支払業務 道路用地買収業務	道路及び法定外占用許可	件	526	道路境界確認	件	178			
20	拠点・市街地整備	笠間駅前広場管理事業	笠間駅前広場の整備及び管理	修繕工事	件	1						
21	拠点・市街地整備	岩間駅東西自由通路・駅前広場管理事業	岩間駅東西自由通路維持管理経費 【施設概要】 ・東西自由通路、東西駅前広場、駐車場（東西）、エレベーター2基、公衆トイレ（東西2カ所）	施設（日常・定期）清掃	日	366	駐車場（機械警備・精算機システム）管理	日	366	自由通路昇降機保守点検	回	12
22	拠点・市街地整備	友部駅橋上化及び自由通路整備基金事業	友部駅橋上化、自由通路及び友部駅周辺整備の充実を図るための資金に充てるため設置した基金である。 友部駅橋上化及び自由通路については、平成20年に完成した。 現在は、友部駅周辺整備のため基金を活用している。	基金の積み立て額	円	1,719	基金の取り崩し額	円	14,025,000	年度末基金残高	円	73,669,191
23	拠点・市街地整備	宅地創出促進補助事業	「重点」人口減少の社会背景の下、コンパクトで持続可能なまちづくりの実現に向けて、居住適地へ魅力ある宅地開発を誘導し、市内の定住人口の下支えとなる受け皿づくりを支援するため、笠間市立地適正化計画に定める誘導区域内において一定水準の宅地を整備する開発事業者に対して、道路整備に要する費用を補助している（最大1,000万円）。	人口	人	71,033	建築確認件数（新築・専住）	件	0	宅地面積	km ²	24
24	公共交通	デマンドタクシーかさま運行事業	公共交通空白地域の解消や高齢者を中心とした交通弱者の医療・福祉・商業施設等へのアクセス強化、地域の活性化、市民福祉の向上を図るために、平成20年2月から運行を開始。 【主な経緯】 ・平成21年度：デマンドタクシーかさまの運営業務の委託を実施 ・平成22年度：運行当初の7エリアを3エリアに統合 ・平成24年度：運行支援システムの更新 ・平成27年度：土曜日試験運行の実施（翌年度本格運行開始） ・平成30年度：エリア見直しによる試験運行の実施 ・令和元年度：試験運行の本格運行開始、料金改定	デマンドタクシーかさま年間利用者数	人	47,334	年間乗車券販売額	千円	17,523			
25	公共交通	公共交通維持確保事業	公共交通維持確保のため生活交通路線運行維持に対する負担や路線バス運行対策補助等を実施。 ・既存公共交通（路線バス）の維持確保を図るため、5路線の運行に伴う損益に対し路線バス運行対策費補助を交付する。また、損益額を抑制するため広報周知活動により利用を促進する。 （水戸駅～友部駅線、岩間駅～下安居酒屋前線、友部駅～中央病院間外2路線） ・平成24年6月に運行が再開された（平成19年10月に一度廃止された）高速バス「益子・笠間～秋葉原線」（平成25年4月に益子町まで延伸）の利用促進のためPR活動	補助路線数	路線	5						
26	公共交通	公共交通対策事業	公共交通全体の現状と課題の整理や交通事業者との協議調整をし、各公共交通の確保・改善や利用促進のための広報周知活動を行う。 ・茨城県公共交通活性化会議による地域公共交通の調査研究及び維持・確保・改善に向けた事業の実施 ・各期成同盟会を通じた要望活動により、鉄道輸送力の増強、在来線の維持確保及び鉄道施設の利便性の向上 ・乗車券類簡易販売業務委託による無人化防止や周辺住民の利便性の確保。（福原駅、稲田駅、宍戸駅） ・自転車活用の推進（シェアサイクル運営等）	駅乗車人員の前年度比	%	105	交通の利便性が高いと感じる市民の割合	%	25			
27	空家・空地対策	空家政策推進事業	管理不全空家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、特措法及び条例に基づき空家等所有者に行政指導する。 居住誘導のため、立地適正化計画に定める、居住誘導区域および準居住誘導区域における空家の既存ストックとして有効活用し、居住誘導区域および準居住誘導区域への居住地集積を積極的に図るため、空家バンク登録物件利用促進事業の拡充、空家バンク登録物件家財処分支援事業の拡充、管理不全空家の解体撤去支援事業の拡充をし、本市への移住・定住人口、二地域居住人口増加を目指す。	空家関連補助金交付件数（解体）	件	4	管理不全状態空家等改善件数	件	24	空家バンク制度成約件数	件	28

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
28	空家・空地対策	空家サブリース事業	利活用可能な空家について、市が所有者から借上げ（賃貸借契約）、移住者等に転貸し（転賃借契約）するサブリース制度。	サブリース物件数	件	1						
29	道路・河川	市道新設改良事業（岩間地区）	各地区からの整備要望について、「道路整備の優先順位評価基準」に基づいて生活道路の整備を図る。	用地買収	筆	25	改良工事	m	240			
30	道路・河川	市道（笠）3592号線歩道整備事業（笠間）	防災・安全社会資本整備交付金（計画16）「子供の安心・安全な登下校を守る」通学路交通安全対策。 通学路安全プログラムに位置付けられた箇所の改築及び交通安全施設等の整備により、通学児童・生徒の安全を確保する。 全体計画 L=620m 幅員 W=9.0～11.0/6.0m 事業期間 R5年度～R8年度 R8年度完了予定	改良工事	m	0	進捗率	%	0			
31	道路・河川	市道（岩）中336号線歩道整備事業（下郷）	【新規】 防災・安全社会資本整備交付金（計画16）「子供の安心・安全な登下校を守る」通学路交通安全対策。 通学路安全プログラムに位置付けられた箇所の改築及び交通安全施設等の整備により、通学自動・生徒の安全を確保する。 全体計画 L=190m W=8m R6年度完了予定	歩道整備工事	m	0						
32	道路・河川	稲田福原線整備事業	「新規」 国土強靱化計画に基づく整備を実施し全線供用化された来栖本戸線と接続する路線。 国道50号からの転換による交通量増加が見込まれるため老朽化等により劣化した舗装面の修繕を行う。 全体計画 L=4,400m 整備済 L=920m 幅員 W=7.5m 事業期間 R5年度～R7年度 R7年度完了予定	舗装修繕工事		920						
33	道路・河川	道路水路維持補修受付事務（笠間支所）	道路・水路・河川等は、常時良好な状態で維持してこそ機能を発揮できるので、道路の維持・修繕・改良は重要である。市民の利便性を図るため、関係各課への申請書、要望書等を経由し、簡易なものは応急対応を行い、担当課へ安全管理や対応を依頼する。また、集成図、一筆図等の交付を行う。 道水路・河川等の修繕等や集成図等の交付は、管理課所管 道水路・河川等の新設、改良は、建設課所管 交通規制に関する標識（速度規制、横断歩道、信号機等）は、市民活動課所管	要望等の受付数	件	132						
34	道路・河川	道路水路維持補修受付事務（岩間支所）	道路・水路・河川等は、常時良好な状態に保持されて、その機能を発揮することができるように維持補修は、その建設と並び重要な事業である。市民の利便性を図るため、安全管理や修繕対応に関して関係各課への申請書、要望書等を経由する。	要望等の受付数	件	71						
35	道路・河川	急傾斜地崩壊対策事業（仁古田地区）	主要地方道大洗友部線北側の急傾斜地（土砂災害特別警戒区域）で、降雨による浸食を防ぐため法面保護の対策事業に伴う事業調整・整備促進を図る。 全体計画：約230m（平均傾斜度46° 平均高さ約8m） 全体事業費：500百万円（負担金：事業費の10%） 事業期間：R4～R10年度（R10年度完了予定）	負担金	万円	3,000						
36	道路・河川	積算システム管理事業	茨城県土木設計積算システム共同利用運営協議会に加入し、システム使用の提供を受けることにより、県内自治体における積算基準・単価データ利用の標準化及び設計積算事務の効率化が図れる。	利用課数	課	2	利用台数	台	10			
37	道路・河川	道路維持事業（友部地区）	道排水路等の維持修繕等の管理は、同建設以上の重要な道路管理者の責務といえる。 ・「拡充」包括管理業務委託の道路管理において、新設改良道路の南友部平町線の除草業務を追加し、人件費等を増す。 ・道水路維持補修整備工事費 継続2箇所（舗装修繕1箇所・側溝蓋設置1箇所） 新規21箇所（舗装新設2箇所・舗装修繕3箇所・排水整備10箇所・側溝蓋設置2箇所・水路整備3箇所・道路改良1箇所）	植栽管理及び除草委託	件	16	要望達成率、不良箇所解消率	%	80			
38	道路・河川	道路維持事業（笠間地区）	道排水路等の維持修繕等の管理は、同建設以上の重要な道路管理者の責務といえる。 ・「拡充」包括管理業務委託 ①道排水路等維持②植栽管理等③調整池管理」とする。 ・道水路維持補修整備工事費 継続6箇所（排水整備3箇所 舗装修繕3箇所） 新規1箇所（水路浚渫）	包括管理（除草等）	路線	26	包括管理（道水路）	件	178	維持工事（道水路）	件	23
39	道路・河川	市道認定事業	道路法第8条により市町村道は市町村の営造物であり、その管理、費用負担の主体は市町村であるので、市町村長が市町村道の路線を認定する場合には前もって市町村の議決機関である市町村の議会の議決を経なければならないこととして、充分に市町村の意思が反映されるよう措置している。	市道認定審査会	回	1	定例議会	回	1	認定路線数	路線	14
40	道路・河川	笠間PAスマートIC整備事業	「重点・拡充」 観光地へのアクセス向上と周辺道路の渋滞緩和、高度医療施設へのアクセス向上を目的とした整備促進を図る。 ・全体延長（L=620m、W=7.5/6.0m） ・全体事業費（980百万円・補助対象事業費） ・事業期間（R4年度～R8年度予定）	用地買収	筆	0	改良工事	m	0			
41	道路・河川	道路維持事業（岩間地区）	道排水路等の維持修繕等の管理は、同建設以上の重要な道路管理者の責務といえる。 ・「拡充」包括管理業務委託の道路管理において、令和4年度に移管となる主要地方道茨城岩間線の除草業務を追加し、人件費等を増す。 ・道水路維持補修整備工事費 継続2箇所（排水整備2箇所） 新規12箇所（舗装新設4箇所・舗装修繕2箇所・排水整備4箇所・側溝蓋設置1箇所・水路蓋設置1箇所）	植栽管理及び除草委託	件	14	要望達成率、不良箇所解消率	%	80			
42	道路・河川	（未定）県道稲田停車場線歩行者空間整備事業	県道稲田停車場線の快適な通行を確保するため、平成26・27年度（2か年）で事業完了した「社会資本総合整備計画（H23～27）」の延長先にあたる「稲田駅前交差点から神田橋区間（延長80m）の道路と歩道空間の整備を行う。 これまで、整備計画を進めるにあたり平成30年度に測量設計業務が完了し、令和2年度に道路整備にかかる電柱移転完了済となっている。 ○県道稲田停車場線歩行者空間整備（延伸部L＝80m） ・道路改良舗装工事（L=80m、W=5.0/9.0m） ・歩道石張工事（A＝260㎡）	備計画延長（整備/計画）	m	225	石の百年間来館者数（商工課）	人	4,875			

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
43	道路・河川	道路台帳更新事業	道路法第28条に基づき、道路管理者がその管理事務を円滑に遂行するためにも道路の区域、道路の構造等、兼用工作物、占用物件その他に関し、道路管理上の基礎的な事項を総括して把握しておく必要がある。 道路台帳の制度は、この制度に基づき設けられたものである。	修正路線の委託	件	3						
44	道路・河川	街路事業促進事務	街路事業推進のため、県街路事業促進協議会が行う国等への要望活動、先進地視察等を含む現地研修会への参加、街路事業及び設計積算に関する資料等の収集を行う。									
45	道路・河川	河川管理事業（笠間地区）	河川法第100条（準用河川）、笠間市法定外公共物管理条例（普通河川、水路）に基づき、流水の正常な機能が維持され、河川環境の保全がされることを目的とする。 ○河川愛護活動 毎年7月上旬実施（笠間地区内の河川清掃） ○準用河川 片庭川 内川 飯田川（その他河川 逆川 日沢川）	河川愛護活動	回	1	不良箇所解消率	%	100			
46	道路・河川	河川管理事業（岩間地区）	河川法第100条（準用河川）、笠間市法定外公共物管理条例（普通河川、水路）に基づき、流水の正常な機能が維持され、河川環境の保全がされることを目的とする。 ○準用河川 瀬戸の川 軍勢川 巴川	維持工事	件	1	不良箇所解消率	%	90			
47	道路・河川	市道新設改良事業（友部地区）	各地区からの整備要望について、「道路整備の優先順位評価基準」に基づいて生活道路の整備を図る。	用地買収	筆	10	改良工事	m	240			
48	道路・河川	道路橋りょう災害復旧事業（補助）	災害発生に伴う、道路等の復旧事業を行う。									
49	道路・河川	渋滞対策整備事業	主要道路の慢性的な交通渋滞を緩和するため、迂回路となる道路の環境整備を行い交通量の分散を図る。 「継続」主に市道(友)1級9号線周辺道路の環境整備を図る。	道路舗装工事	件	3						
50	道路・河川	国県補助事業調整事務	笠間市内を通る国道や県道・河川整備の充実に早期に図るため国や県と連携を密にし、国県事業の事業調整・整備促進を図る。 令和6年度新規加入協議会 ・八溝道路推進首長連合(事務局：栃木県茂木町)	国県へ要望活動	件数	22						
51	道路・河川	舗装修繕事業	第三者被害の防止や道路利用者が安全に道路施設を利用できるよう、市内の道路施設の適切な点検による現状把握を行い、その結果に基づき策定された修繕計画により道路施設の健全性を確保することを目的に舗装修繕を実施する。 「新規」老朽化した舗装を修繕するため、点検結果に基づき事業を進める ◎事業名 防災・安全社会資本整備交付金（計画14） ◎事業年度 R5～R9 5ヵ年事業 ◎整備路線延長L＝55.715km ◎路線数 40路線（市道(友)1級9号線外12路線 市道(岩)I-1号線外12路線 市道(笠)0222号線外13路線）	路面調査	m	0	修繕設計	m	0	修繕工事	m	0
52	道路・河川	（仮称）鯉淵南友部線整備事業	【重点・拡充】 友部地区の渋滞緩和及び、利便性向上を図る幹線道路の整備事業。 全体計画 L=2,400m	用地買収	件	0	改良工事	m	0			
53	道路・河川	市道新設改良事業（笠間地区）	各地区からの整備要望について、「道路整備の優先順位評価基準」に基づいて生活道路の整備を図る。	用地買収	筆	5	改良工事	m	90			
54	道路・河川	道路メンテナンス事業（橋梁）	道路法42条により、5年毎の橋梁点検が義務付けられたことから、定期点検サイクルを確立し、点検結果を基に「橋梁長寿命化修繕計画」を策定した。 それにより、橋梁の適切な維持管理に努められ、従来の「事後的な架け替え」から「予防的な修繕及び計画的な架け替え」へ転換するとともに、橋梁の長寿命化並びに修繕及び架け替えに係る修繕費等の縮減を図る。 【道路メンテナンス事業】 ○定期点検/道路橋梁 全対象数 N＝348橋（R元より2周目点検開始） （3回目の定期点検より県移管橋1橋（笠間大橋）新設（北山橋）2橋追加 計350橋（他県道移管に伴う場合あり） ○定期点検/歩道橋梁 全対象数 N＝1橋 ○橋梁長寿命化修繕計画策定（道路橋、歩道橋） N＝1式	道路橋梁定期点検数（全348橋）	橋	13	歩道橋梁定期点検数（全1橋）	橋	0	修繕工事	橋	2
55	道路・河川	市道（友）2124号線歩道整備事業（平町）	防災・安全社会資本整備交付金（計画16）「子供の安心・安全な登下校を守る」通学路交通安全対策。 通学路安全プログラムに位置付けられた箇所の改築及び交通安全施設等の整備により、通学自動・生徒の安全を確保する。 全体計画 L=210m W=10m 事業期間 R5年度～R8年度 R8年度完了予定	用地買収	件	0	歩道整備工事	m	0	進捗率	%	8
56	道路・河川	市道（友）1140号線整備事業	市道(友)1140号線の利便性を高めるために道路を拡幅するものである。									
57	道路・河川	市道（友）2068号線整備事業（下加賀田）	一級河川涸沼川改修事業（県）に伴い、生活道路の整備を図る。	用地買収	筆							
58	公園・緑地	観光施設整備事業	老朽化した各観光施設等の修繕、整備を行う。	修繕整備費	円	0						
59	公園・緑地	危険木伐採事業	佐白山・北山・愛宕山の観光施設周辺の枯損木等の伐採を行い、地域住民や観光客の安全確保及び良好な景観を維持する。 危険性の高いものから優先的に進め、複数年にわたり伐採を進める。	伐採数	本	0						
60	公園・緑地	北山公園管理事業	多くの市民や観光客が北山公園の自然環境に親しみながら、観光レクリエーション及びスポーツ活動、健康増進に安全かつ満足して活用できるように園内の維持管理を行う。また、指定管理者のもつ専門知識や技術を生かし、管理運営に努めていく。	入園者数	人	125,904	オートキャンプ場利用者数	人	1,186	バーベキュー場利用者数	人	3,970
61	公園・緑地	つつじ公園管理事業	笠間の春を代表するつつじまつりの開催地である、つつじ公園内のつつじの剪定・伐採、消毒、除草等の植栽管理を年間を通して行う。	維持管理面積	m ²	69,901	イベント開催数	回	10	イベント入場者数	人	0

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
62	公園・緑地	笠間芸術の森公園管理事業	「県営笠間芸術の森公園」（計画面積54.6ha）において、開園区域39.0haの内陶芸美術館管理区域（1.79ha）、スケートパーク（2.5ha）を除いた34.71haを笠間市が指定管理者となり、公園使用許可等の業務を含めた公園管理業務・樹木植栽管理業務・電気施設管理業務・水道施設管理業務を行なう	公園管理	㎡	341,100	入園者数	人	359,254			
63	公園・緑地	都市公園等施設整備事業	都市公園等の機能の充実を図り、利用者への利便性及び利用環境の向上を図るため、施設等を整備する。									
64	公園・緑地	愛宕山管理事業	地域との連携を深めた「通年型観光拠点施設」として、指定管理者制度を活用し、フォレストハウス及び愛宕山周辺一帯を維持管理し、利便性の向上を図る。	フォレストハウス利用者数	人	12,510						
65	公園・緑地	都市緑化推進事業	〇いばらき都市緑化フェスティバル 笠間芸術の森公園内イベント広場に於いて行う緑化推進を目的としたイベント（県・市などの共催）。インテリアグリーン教室やガーデニング教室、球根のつかみ取り、風船の無料配布などを行い、緑に親しんでもらう。	緑化祭開催回数	回	1	イベント参加者数	人	1,295			
66	公園・緑地	公園事業促進事務	都市公園等の整備推進のため、県公園緑地推進協議会が行う先進地視察等を含む現地研修会への参加、都市公園等の法令及び設計積算に関する資料等の収集を行う。									
67	公園・緑地	公園施設管理事業	下記施設の維持管理に係る事務費 ・都市公園23公園の内管理課所管18公園　・管理緑地13箇所　・ポケットパーク6箇所 ・フレンドリーパーク　・岩間工業団地（緑地・調整池）　・岩間駅西口多目的広場 ・自治会管理（緑地・調整池）	公園施設数	箇所	42	維持管理面積	㎡	144,430			
68	公園・緑地	福ちゃんの森公園周辺整備事業	「エコフロンティアかさま」設置に伴う地域振興事業として平成30年度に整備した「福ちゃんの森公園」の周辺を整備し、さらなる地域内外の交流活性化を図る。									
69	公園・緑地	笠間中央公園管理事業	笠間中央公園の維持管理（清掃、除草等）に係る事務費	公園管理	㎡	24,400	入園者数	人	72,600			
70	公園・緑地	福ちゃんの森公園管理事業	堂ノ池整備後の公園施設等維持管理業務 「エコフロンティアかさま」設置に伴う地域振興事業で、地区内にある「堂ノ入池」を地域振興の拠点となる公園として整備した。 また、地域外の方も利用できる市の公園として位置付けることから、多くの方が公園の自然環境に親しみながら、健康増進等に満足して活用できるように園内の維持管理を行う。	維持管理料	千円	16,638	入園者数	人	3,348			
71	公園・緑地	スケートパーク維持管理事業	本事業は、令和3年4月に笠間芸術の森公園内にオープンしたムラサキパークかさまの運営を行うための事業となる。 本施設については、運営を株式会社ムラサキスポーツが担っており、施設の管理に必要な経費を計上する。	ムラサキパーク入場者数	人	13,862	公民連携による管理導入数	件	1			
72	公園・緑地	笠間芸術の森公園機能充実事業	当公園は笠間市の芸術・文化・産業の発信基地として、陶炎祭を始め様々なイベント会場として活用されているほか、災害時の避難場所・拠点としての機能も有している。 年間を通して県内外から多くの来訪者の目的地として、また市民の憩いの場として活用されており、「人が集い憩える公園・緑地があるまち」だけでなく「活発な交流を生むまち」としての役割も果たしている。 今後、新たな年齢層や国内外から幅広い誘客、国内外の企業等からも注目される機能・施設が求められることから、茨城県と共同し既存施設の機能充実（リニューアル）に加え、新たな質の高い施設の設置を進める。 R3年4月には笠間芸術の森公園スケートパーク（ムラサキパークかさま）がオープン。 今後、施設運営管理について指定管理者や関係機関と連携しながら円滑に進めるとともに、未開園区域の利活用についても検討を進めていく。	公園開園面積	ha	38	イベント等来場者	万人	36			
73	景観	景観計画推進事業	景観法に基づく景観行政団体として、笠間市景観計画に基づき、景観まちづくりのルールや街並みの景観コントロール等の景観形成に関する施策を進めている。具体的な景観形成施策としては、景観法及び笠間市景観条例に基づき、一定規模以上の建築行為等の届出対象行為に対する景観形成基準への適合審査や、茨城県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の表示に関する許可審査、違反広告物の是正指導を行っている。	届出対象行為届出件数	件	24	屋外広告物許可件数	件	1,165	違反広告物是正指導件数	件	21
74	上水道	央戸浄水場更新事業	「重点」 現央戸浄水場は建設から40年以上が経過し、老朽化が深刻となっており、浄水場内配水池の耐震診断不良や、茨城中央工業団地等への水道水の安定供給のため、更新が必要である。 現敷地内での計画・施工は狭隘かつ住宅隣接のため拡張困難であり、導配水経路の観点からも隣地に用地を確保し、新浄水場(浄水処理能力9,500m3/日)を建設する。 笠間市水道事業第2次基本計画における央戸浄水場更新事業計画に基づき、令和3年度より浄水場建設工事及び導水施設整備事業に着手し、令和6年度に第1期工事を完成する計画である。	建設工事	件	1	設計・調査等委託	件	0	建設用地取得	㎡	0
75	上水道	老朽管更新事業	笠間市全域における配水管の老朽化に伴い、老朽管更新計画に基づき、計画的な老朽管の更新を行い、安全安心な水道水を安定的に供給し、健全で信頼性の高い水道事業経営を推進する。 ・事業期間　令和3年度～令和12年度 ・更新予定延長　L=23,160m ・概算工事費　G=1,478,200千円 令和5年度末　水道管総延長868km（内訳：導水管18.7km、送水管1.7km、配水管847.8km）　給水人口61,550人　給水戸数27,601件 漏水箇所を早期に発見し、配水管布設替えを行うことにより安全安心な水道水を届ける。	工事発注	件	7	老朽管更新延長	m	1,481	老朽管更新進捗率	%	20

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
76	上水道	水道建設改良事業	道路改良工事等に伴う、配水管の布設及び布設替を実施する。 また、未普及地域からの要望等による配水管布設等を実施することにより、安全安心な水道水の安定供給を推進する。 ただし、地形的な問題等があり、配水管布設が困難な地域については、笠間市水道整備困難地域に係る井戸設置等補助金を交付するなど、井戸（地下水）の整備を補助する。	工事発注	件	5	布設延長	m	977			
77	上水道	水道事業等包括業務委託事業	平成26年度から水道料金等における窓口・電話受付業務、開閉栓業務、検針業務、水道料金等請求業務、収納業務等を民間事業者に包括的に委託し、民間事業者の知識や技術の活用により、事務の効率化及びお客さまサービスの一層の向上を図ってきた。 平成29年度からは、検測量水器の交換業務、給水装置工事の受付・検査、浄水場施設等の管理業務、水質検査業務を追加した。 令和4年度からは、更なる事務の効率化を目指し、自家用発電及び工業用水道施設の保守点検業務、水道法の改正による指定給水装置工事事業者の指定・更新業務を追加した。 今後は、地域連携によるスケールメリットを活かし近隣水道事業体間で共同発注をすることで経費削減を図など、効率的・安定的な水道事業経営を目指す。 令和5年度末 水道管総延長868km（内訳：導水管18.7km、送水管1.7km、配水管847.8km） 給水人口61,550人 給水戸数27,601件 漏水箇所を早期発見し、安全安心な水道水を届ける。	現年度水道料金徴収率	%	99	過年度水道料金徴収率	%	42	給水装置工事の受付	件	620
78	上水道	漏水修繕・漏水調査事業	令和5年度末 水道管総延長868km（内訳：導水管18.7km、送水管1.7km、配水管847.8km） 給水人口61,550人 給水戸数27,601件 漏水箇所を早期発見し、安全安心な水道水を届ける。	配水及び給水漏水工事	件	113	有収率	%	82			
79	上水道	旭町導水中継場新設事業	笠間市水道事業第2次基本計画に基づく穴戸浄水場更新事業に伴い、導水施設整備が必要である。 したがって、導水中継場及び、導水管の新たな整備が必要である。 導水中継場建設（敷地面積A=830㎡） ・中継ポンプ井 SUS製 V=400m3 ・導水ポンプ φ100mm×30kw N=4台 導水管布設 ・導水管 φ250mm L=1,327m	建設工事	件	1	導水管布設工事	m	391	設計・調査等委託	件	0
80	上水道	水道情報管理システム保守・修正業務	市内全域の給配水管情報を網羅した水道情報管理システムの保守業務と、新設及び更新された給配水管情報をデータ化し、管路の維持管理及び市民サービスの向上、更に災害時のライフラインの早期復旧等を支援する。	業務委託の発注	件	1	給配水管台帳の発行	枚	739			
81	上水道	施設維持管理事業	水道事業者は、安全な水道施設の管理運営を行うことによって事故、異常事態等の早期発見に努め、安全な水を供給していくことが必要である。 また、災害時の給水の確保が必要である。 配水池容量 箱田配水池2,500m3×2池 飯田配水池800m3 穴戸浄水場1,500m3×2池 南友部高区配水池3,000m3 南友部低区配水池2,000m3 吉岡浄水場1,300m3 愛宕配水池2,000m3 安居配水池600m3	委託の発注	件	2	修繕発注	件	13	工事発注	件	2
82	上水道	上下水道諸届出受付事務（笠間支所）	市民の利便性向上のため、上下水道及び合併浄化槽の各種申請、届出、納付書等の発行・受付等を支所で行う。 事務事業は、平成26年4月1日から上下水道課が上下水道お客様センターに業務委託したことから、業務に関するの問い合わせは、一本化され、緊密に連絡を取りながら行う。 お客様センターへ委託した以外の業務や浄化槽に関することは、上下水道各課が所管。	届け出の受付	件	223						
83	上水道	上下水道諸届出受付事務（岩間支所）	市民の利便性向上のため、上下水道及び合併浄化槽の各種申請、届出、納付書等の発行・受付等を支所で行う。 事務事業は、平成26年4月1日から上下水道課が上下水道お客様センターに業務委託したことから、業務に関するの問い合わせは、一本化され、緊密に連絡を取りながら行う。 お客様センターへ委託した以外の業務や浄化槽に関することは、上下水道各課が所管。	届け出の受付	件	134						
84	生活排水	施設維持管理事業	管路に加え、処理場やポンプ場など多くの施設があり、停止させることなく健全に運転していくことが必須条件となる。供用開始から年数も経過し、老朽化が進んでいるのが現状であることから、適切な維持管理を行う。	処理水量	m3	6,484,400	汚泥処分量	t	2,467			
85	生活排水	下水道建設改良事業	生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に資するため、公共下水道を整備する。 ○管渠布設工事 ○公共柵設置工事	管路布設工事	m	378	整備面積	ha	3			
86	生活排水	合併処理浄化槽整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置者に対し補助金を交付します。	補助金交付	件	56						
87	生活排水	都市下水路管理事業	笠間市の都市下水路の役割は、主に雨水を排出する幹線として使用されており、ゲリラ豪雨時などにおいて、浸水を防止する重要な役割を担っていることから、常に流水の障害を取り除くための維持管理を必要としている。	管理委託	千円	1,045						
88	生活排水	接続支援事業	森林湖沼環境税を原資とする、茨城県湖沼水質浄化下水道接続事業の開始に伴い実施。公共下水道及び農業集落排水施設へ接続するための工事費の一部を補助し、接続率の向上を図る。供用開始から3年以内に接続する場合に限り、支援策として4万円の補助を交付している。 補助対象期間 令和4年度～令和8年度	補助金交付	件	14	接続率	%	92			
89	生活排水	農業集落排水施設更新事業	農業集落排水処理施設の更新計画に基づき、計画的な更新を行い、健全な維持管理を行う。 ・機能強化による管路施設・処理施設の更新工事 ・処理施設維持管理に伴う機器交換工事	事業費	千円	102,014						

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
90	生活排水	下水道賦課徴収事務	公共下水道工事が完了した地域に対し、賦課対象区域の告示を行う。 ・対象地積に応じて、公共下水道事業受益者負担金を賦課して、徴収する。 ・森林湖沼環境税を原資とする茨城県湖沼水質浄化下水道接続事業の実施。供用開始から3年以内に公共下水道へ接続する場合に限り、支援策として補助金4万円を交付し、接続率の向上を図る。 補助対象期間 令和4年度～令和8年度	現年度徴収率	%	95						
91	生活排水	ストックマネジメント計画事業	持続可能な下水道事業の実現を目的に、長期的な視点で下水道施設の今後の老朽化の進行状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえ、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、下水道施設全体を対象とした施設管理を最適化することで、事業費の平準化を図る。	事業費	千円	85,000						
92	防災・危機管理	安定ヨウ素剤購入事業	安定ヨウ素剤について、県は原子力発電所から半径30Km圏内の対象市町村に配備している。当市は、30km圏内と30km圏外の地域があるため、独自に30Km圏外の住民分の安定ヨウ素剤を配備することにより、緊急事態に迅速に対応できるようにする。	管理責任者による定期点検	回	2						
93	防災・危機管理	防災・災害対策事務（岩間支所）	災害時に備え、防災訓練を年1回開催する。	防災訓練	回	2						
94	防災・危機管理	防災・災害対策事務（笠間支所）	①防災訓練を、年1回実施する。②洪水・土砂ハザードマップを作成し、危険地区に指定された区に配布した。	防災訓練	回	1	参加者	人	6			
95	防災・危機管理	自主防災組織結成事務（岩間支所）	大規模な災害に備え、行政区や町内会等が自発的防災活動を行う。自主防災組織の防災活動が、災害による被害の軽減に大きく寄与していることから、茨城県・笠間市とも自主防災組織の育成に取り組んでいる。	説明会の実施	回	32	組織率の向上	%	62			
96	防災・危機管理	災害対策事業	災害発生時において迅速かつ適切な活動が行えるよう、笠間市防災会議での検討や拠点避難所開設訓練の実施、災害対策本部緊急参集訓練の実施、また、非常用食料の備蓄や拠点避難所における資機材の確保など、災害時の活動体制の強化を進める。	購入数	食	1,140	備蓄食料	食	4,356			
97	防災・危機管理	国民保護事業	武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本方針及びこの計画に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。									
98	防災・危機管理	防災設備機能強化事業	防災機能を更に強化するため、防災設備を整備する。 備蓄毛布は、避難所における感染症対策 車両は災害時における指令車の役割を担う									
99	防災・危機管理	防災無線管理事業（本所）	災害に強い都市機能の整備強化などだれもが安心・安全に暮らせるよう、防災情報の伝達手段である防災行政無線の管理を行う。	保守点検	年度	1	保守点検	業務	1			
100	防災・危機管理	自主防災組織育成事業	大規模な災害発生時には、建物の崩壊、道路の寸断や交通渋滞、通信手段の混乱などから、公的な防災関係機関だけの力では十分な防災活動が出来ないことが考えられ、「共助」による活動が望まれることから、市民一人ひとりが防災に関する正しい知識と行動力を身につけるため、防災教育や訓練の推進を図るとともに、地域における防災組織の育成強化を図る。	説明会開催数	回	10	結成組織率	%	65	組織数	団体	156
101	防災・危機管理	防災訓練事業	防災関係機関相互の連絡体制の強化を図り、市民の防災意識を高めることを目的として関係機関のほか、自主防災組織、ボランティア団体、事業所、地域住民等の協力を得て総合的な訓練を実施する。	防災訓練	回	1	防災訓練参加人数	人	320			
102	防災・危機管理	自主防災組織結成事務（笠間支所）	大規模な災害に備えて、行政区や町内会が自発的な防災活動を行う。自主防災組織の防災活動によって、生命や財産の安全を確保し、被害の軽減に大きく寄与していることから、茨城県・笠間市とも自主防災組織の育成に取り組んでいる。	説明会の実施	回	1	組織率	%	64			
103	消防・救急	応急手当普及啓発事業	住民の救命率の向上を目指し、バイスタンダー（その場に居合わせた者）としての応急手当の重要性についてPRし、普通救命講習会等を通じて市民に理解と手当ての習熟を目指す。				普通(上級)救命講習会参加人数	人	511	市広報誌等を利用したPR活動	回	10
104	消防・救急	常備消防事務	就労環境の向上、研修等による人材育成など消防事務全般を行う。	職員数	人	133	消防学校入校者数	人	18			
105	消防・救急	消火栓整備事業	消火栓の修繕、維持管理及び水道管敷設替えに伴う更新。 新たに水道管が整備される地域への整備は、周辺の水利状況を精査したうえで、継続して行っていく必要があるため、水道課と協議しながら事業を推進していく。	新設、更新	基	6	撤去	基	0	点検	基	1,328
106	消防・救急	火災・救急・救助関連事務	正確な消防業務の実態を把握することにより、消防体制の改善・対策に繋がる。市民の生命・身体・財産を災害から守るため各地区の危険区域に対する警防戦術の確立、各種訓練により消防職員の更なる技術の習熟、練磨を図る。	各種訓練	回	1,221	TA/PA連携出勤	件	914	各種広報出勤	件	430
107	消防・救急	岩間消防署整備事業	岩間消防署庁舎建設に関する事業	庁舎建設	件	1						
108	消防・救急	非常備消防運営事業	消防団員の報酬、費用弁償など消防団事務全般を行う。	団員報酬支払者数	人	576	出勤回数	回	164			
109	消防・救急	防火管理協会、危険物安全協会事務	防火管理協会、危険物安全協会会則を基に、年度ごとに事業計画、予算等を決め各会員との連絡調整を図り、危険物、防火管理に関する知識の向上と各事業所において防火思想の普及、高揚を図る。 *概要、計画、指標が啓発広報事業になっていたため、内容を訂正したため指標の数字にかなりの差があります。	研修会	人	32	救命講習会	人	0	防災講演会	人	30
110	消防・救急	公共施設AED更新事業	更新計画に基づく公共施設AEDの整備事業	AED更新施設数	台	12						
111	消防・救急	常備消防車両更新事業	更新計画に基づく常備消防車両の整備事業	消防車両更新	台	1	その他の車両更新	台	0			

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
112	消防・救急	常備消防車両・資機材管理事業	常備消防車両・資機材を整備し、維持管理を図る。	車検	回	15	保守点検	回	37	修繕	回	67
113	消防・救急	茨城消防救急無線・指令センター運営事業	茨城消防救急無線、指令センター運営に関する事業	機器保守点検	回	1	地図データ等の更新	回	1,973	対象機器更新	回	0
114	消防・救急	消防庁舎管理事業	消防庁舎（本部及び各消防署）を維持管理し、長寿命化を図る。	修繕	回	15						
115	消防・救急	消防庁舎整備事業	消防庁舎（本部及び各消防署）を整備する。	消防体制見直し提言書作成	回	0	庁舎建設設計	件	0	庁舎建設	件	0
116	消防・救急	非常備消防施設管理事業	消防団機械器具置場兼詰所等の維持管理事業	消防団詰所数	棟	33	修繕費	万円	34			
117	消防・救急	非常備消防車両等更新事業	更新計画に基づく消防団車両の整備事業	ポンプ車等の更新	台	0						
118	消防・救急	非常備消防車両・資機材管理事業	消防団車両・資機材の維持管理事業	車検、修繕	回	29						
119	消防・救急	退職消防団員報償金事業	消防団活動に一定期間従事した消防団員の功績に対し、報償金を支給する事業	退職報償金支払者数	人	29						
120	消防・救急	防火水槽整備事業	消防水利不足地域への防火水槽（耐震性貯水槽）の設置を進める。また、老朽化した防火水槽の更新及び消防水利の基準に満たない防火水槽（40立方メートル未満）の撤去を行い、有効的な整備を実施する。 ※国庫補助金有り	新設、更新	基	2	撤去	基	9	点検	基	1,158
121	消防・救急	救急高度化推進事業	救急隊員の資質、技術の向上を図り救急体制の強化を構築する。	資格取得のための研修者数	人	5	事後検証会開催数	回	6	特定行為件数	件	169
122	消防・救急	緊急消防援助隊派遣事業	・消防応援協定・受援計画に基づき大規模災害に対応する。	関東ブロック訓練参加	件	0	後方支援訓練参加	件	0			
123	消防・救急	非常備消防施設整備事業	消防団施設の付帯設備の更新、移設等整備を行う。	消防団詰所及び付帯設備の整備	件	1	消防団詰所建設（設計含む）	件	0			
124	消防・救急	民間救急ボランティア育成・啓発事業	笠間市の救命率・社会復帰率の向上を目的として、応急手当普及員の養成を行う。民間救急ボランティア（KHS）は、救急講習会やイベント等において応急手当の普及啓発活動を行う。	応急手当普及員養成講習会及び再講習会開催	回	3	民間救急ボランティア登録数	人	67	民間救急ボランティアがイベントに参加した	人	28
125	消防・救急	消防団員支援事業	消防団活動の安定的な運営を図ることを目的として、活動上必要な免許取得に対し補助を行う事業	免許取得補助	人	1						
126	消防・救急	防火対象物、危険物施設規制事務	防火対象物、危険物施設等において法的根拠に基づき、消防用設備等を含め、関係者との事前打ち合わせ及び書類審査（消防同意・許可申請等）を実施。適正に建設工事等及び設置維持管理状況を検査し、無届出、無検査及び無許可施設における指導も行い違反是正を図る。 *概要、計画、指標が啓発広報事業になっていたため、内容を訂正したため指標の数字にかなりの差があります。	完成検査（防火対象物）	件	163	許可件数（危険物施設）	件	90			
127	消防・救急	防火管理者、危険物保安監督者の育成指導事務	防火管理者の講習会を実施し重要性、役割についての育成に努め、防火管理者、危険物保安監督者不在事業者等については立入検査等で指摘選任を促し、防火管理業務の適正な遂行を指導。また自衛消防訓練において各事業所で実施することにより、訓練の必要性の再認識及び責務の重要性を指導している。	防火管理者育成	人	56	検査時の育成指導	施設	346			
128	消防・救急	啓発広報事業	市民等に対し広報誌やホームページの利用及び各種イベント、訓練等において、防火思想の啓発また住宅用火災警報器の設置を促し、火災等による被害の軽減を図る。	防火リーフレット作成掲載	世帯	0	住宅用火災警報器設置率	%	79	ひとり暮らし防火診断	件	0
129	防犯	防犯灯管理事業	・安心・安全なまちづくりの一環として、平成20年度より市管理の防犯灯をより明るいコンパクト型の設置を行って来たが、東日本大震災に起因する、東京電力福島第一原子力発電所の発電施設の被害により、電気料金が高騰し市の財政の大きな負担となっています。より消費電力の少ないLED化にすることで、電気料金の軽減を図ることができ、維持管理費及び温室効果ガスの削減にもつながるため、市が管理している防犯灯1,100基をLEDに交換した。	防犯灯修繕数	基	28	市所有防犯灯数	基	1,645			
130	防犯	民間交番運営管理事業	・地域の防犯力を高めることで、犯罪を減らし、子どもから高齢者までが安心して暮らせるよう防犯連絡員や防犯ボランティアが積極的に防犯パトロール等の活動を展開している。地域の防犯力の推進する施策として、民間交番を設置する動きが全国的に広がった。民間交番は警察官や地域住民の立ち寄り所として、地域における犯罪、事故等に関する情報の交換の場として、警察署から犯罪情報等により、地域住民へ注意喚起を行うなど地域安全活動の発信拠点となるものです。	セイフティサポーター	人	43						
131	防犯	防犯意識啓発事務（岩間支所）	茨城県安全なまちづくり県民運動推進要綱に定める地域安全運動や犯罪抑止活動の実施。空き巣や車上狙い等の被害防止を訴える横断幕・のぼり旗を掲示するとともに、通行人等に防犯の広報チラシ・啓発物を配布しながら被害防止を呼びかけ、防犯意識の高揚を図る。近年、官民一体となった防犯対策の普及により、犯罪発生は減少傾向にあるが、振り込め詐欺、空き巣やひったくりなど、老人を狙った狡猾な犯罪が増えており、従来にも増して自己防衛の必要性が高まっている。	青色パトロール車の貸出し	回	33						
132	防犯	防犯意識啓発事務（笠間支所）	防犯キャンペーン等地域安全運動の実施、青色パトロール車の貸し出しなどにより防犯活動を推進し安心、安全な街づくりをめざす。 市民活動課が所管	青色パトロール車の貸し出し	回	43						
133	防犯	まちなか犯罪抑止事業	・犯罪の予防その他公共の安全の維持を目的として設置するカメラ等の運用及び維持管理を行う。	防犯カメラ設置数	基	107						
134	防犯	行政区防犯灯管理支援事業	行政区等において負担となっている防犯灯管理費を助成する。	防犯灯	基							

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
135	防犯	防犯灯整備事業	東日本大震災に起因する、東京電力福島第一原子力発電所の発電施設の被害により、電気料金が高騰し市の財政の大きな負担となっています。より消費電力の少ないLED化にすることで、電気料金の軽減を図ることができ、維持管理費及び温室効果ガスの削減にもつながるため、市が管理している防犯灯1、100基をLEDに交換した。また、行政区が管理する防犯灯約5、500基をLEDに交換した。防犯灯は、犯罪対策を目的として設置及び補助をして防犯施設の整備を図ることで、防犯力を高める。	防犯灯設置数	基	5	防犯灯交換数 (LED化)	基	29	防犯灯設置数 (行政区への補助)	基	67
136	防犯	防犯活動推進事業	・茨城県安全なまちづくり県民運動推進要綱に定める地域安全運動や犯罪抑止活動の実施。防犯連絡員を中心に、防犯パトロールや児童の見守り隊など地域の防犯活動の普及・推進を図る。住民の協力により防犯活動の普及・推進を図るため、警察署ごとに防犯協会が設置され、そこから防犯連絡員（防犯連絡所）が任命（設置）された。・平成16年に犯罪被害者等基本法が制定され、犯罪被害者等へ施策が講じられる。被害者の心のケアなどの被害者支援事業がますます重要視される。	防犯連絡員数	人	450	防犯ボランティア	人	979	防犯キャンペーン活動数	回	6
137	防犯	防犯活動推進事務（岩間支所）	防犯連絡員を中心に、防犯パトロールや児童の見守り隊など地域の防犯活動の普及・推進を図る。住民の協力により防犯活動の普及・推進を図るため、警察署ごとに防犯協会が設置され、そこから防犯連絡員（防犯連絡所）が任命（設置）されている。この行政主導の組織とは別に、近年、少子高齢化とインターネットによる情報の国際化により、犯罪の多様化、巧妙化の進行により、住民自ら防犯活動に取り組む姿勢が広がりを見せるようになった。	青色パトロール車の貸出し	回	32						
138	防犯	防犯灯補助受付事務	行政区が設置する防犯灯については、設置費用の一部を助成している。防犯上不安がある場所に区が防犯灯を設置する際、工事費を助成する。前年度10月に行った設置要望により、本年度の設置数を決定し、設置申請を受付ける。									
139	防犯	行政区防犯カメラ整備事業	・地域の自主防犯活動の補完として、新たに防犯カメラを設置する地域団体を対象に設置費用の一部を補助し、街頭防犯カメラの設置数を増やし、公共の安全安心の確保、犯罪に強い社会づくりを推進する。	行政区防犯カメラ設置数	台	3						
140	交通安全	交通安全啓発事務（岩間支所）	笠間市交通安全計画の交通安全思想の普及徹底の実現に向けた各種事業（交通安全運動やキャンペーン等）を交通ボランティア等との協働で推進する。笠間警察署・交通安全協会・交通安全母の会等関係機関の協力の下、交通事故撲滅に向け、交通安全教室・高齢者運転免許自主返納支援等を行う。不慮の交通事故の備えとして、県民交通災害共済の加入を促進するとともに加入事務を行う。	交通安全教室	回	10	県民交通災害共済加入件数	件	120	県民交通災害共済加入者数	人	240
141	交通安全	交通安全活動推進事業	・第11次笠間市交通安全計画の「講じようとする施策」の実現にむけた各種事業を交通ボランティア等との協働で推進する。高度経済成長期の交通戦争と言われる時代を経て、昭和45年交通安全対策基本法の制定を機に、安全で安心できる交通社会の実現に向け、交通事故撲滅の合言葉のもと、国県市町村が一体となって、総合的に交通安全施策に取り組むようになった。	協働（イベント参加）	回	4	交通事故死亡者数	人	5	交通事故発生件数	件	155
142	交通安全	自転車ネットワーク路線整備事業	令和2年3月に定められた笠間市自転車活用推進計画に基づき、令和3年度から令和5年度までの3カ年間で、路面標示等により安全で快適に利用できる自転車通行空間を整備して、市県国道の自転車ネットワーク路線の実現を目指す。 ◎事業名 防災・安全社会資本整備交付金（計画10 誰もが安心・安全・快適に利用できるサイクリング環境の整備・向上） ◎事業年度 R3～R5 3カ年事業 ◎路線数 23路線 ◎整備路線延長L＝30.78km ◎全体事業費 27,000千円	整備延長	km	1						
143	交通安全	交通ボランティア等活動支援事業	・交通安全協会や交通安全母の会（交通ボランティア等）に対する補助金等の交付事務。協働による交通安全対策の中心的役割を成す。近年、新しい公共の理念の普及により、市民とともに交通マナーの普及、向上を図る必要性が高まり、住みよいまちづくりの一翼を担っている。	笠間地区交通安全協会負担金	千円	2,000	笠間市交通安全母の会補助金	千円	300			
144	交通安全	交通安全対策事業	・道路法第29、42条に基づき安全で利用しやすい道路を目指し、交通安全施設の整備を行う。	交通安全施設工事	件	34	解消率	%	100	就学児の交通安全対策	件	0
145	交通安全	自動車臨時運行許可事務	・道路運送車両法第34条の規定に基づく臨時運行の許可（仮ナンバー）の貸出事務。少子高齢化により、自動二輪車、自動車の利用者は減少傾向にある。	許可件数	件	798						
146	交通安全	交通安全啓発事業	・第11次笠間市交通安全計画の第3節2「これからの取り組み」の（2）「交通安全思想の普及徹底」の実現にむけた各種事業（交通安全運動やキャンペーン含む）を交通ボランティア等との協働で推進する。・高度経済成長期の交通戦争と言われる時代を経て、昭和45年交通安全対策基本法の制定を機に、安全で安心できる交通社会の実現に向け、交通事故撲滅の合言葉のもと、国県市町村が一体となって、総合的に交通安全施策に取り組むようになった。	交通安全教室の開催	回	45						
147	交通安全	交通安全啓発事務（笠間支所）	警察、交通安全協会、交通安全母の会など、関係機関の協力の下、交通事故撲滅に向け、交通安全教室、立哨、高齢者運転免許自主返納支援を行なっている。県民交通災害共済の加入を促進し、不慮の事故の備えとするため、県民交通災害共済の加入事務を行う。市民活動課が所管	立哨、街頭活動	回	19						
148	交通安全	自動車臨時運行許可業務	車検登録を受けていない自動車でも、新規登録や車検期間が満了した自動車が検査審査をうける場合に、自動車臨時運行許可番号票を貸与して運行できるようにする。市民活動課が所管	仮ナンバー受付件数	件	324						
149	交通安全	交通安全活動推進事業（岩間支所）	交通事故防止活動として、安全協会・交通安全母の会等関係機関の協力の下、交通安全への啓発キャンペーンや街頭立哨活動、小中学校等の交通安全教室、交通指導車による広報パトロール活動等を行う。自動車臨時運行許可証（仮ナンバー）の申請受付、交付を行う。	仮ナンバー受付件数	件	259						
150	交通安全	交通安全対策事務（笠間支所）	交通事故防止活動として、安協笠間支部笠間分会、交通安全母の会笠間支部によるドライバー向け啓発キャンペーンや街頭啓発活動、児童生徒の新入学に於ける立哨活動、小中学校の交通安全教室や交通指導車による広報パトロールや催事等の立哨等の活動を行う。交通規制標識等の新設・更新・変更要望相談、受付を行う。市民活動課が所管	交通災害共済加入件数	世帯	223	交通災害共済加入人数	人	442			

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績	
151	消費者行政	消費生活相談事業	・消費生活に係る相談は、時代を反映して複雑、多岐、高度化しており、さまざまな消費者問題の解決や被害救済に向けて、職員や相談員のレベルアップを図り、関係機関と連携を密にしながら、気軽に利用できる相談処理体制の整備を図っていく。 ・平成25年度から消費生活相談事業、出前講座および消費生活講座の業務を委託している。（特定非営利活法人消費者サポートいばらき）	相談窓口開設日数	日	270	被害防止金額	千円	605				
152	消費者行政	消費者行政推進事業	・近年、消費者トラブルが多様・複雑化しており、大人も子供も消費者トラブルの被害者になっている。消費者の自己防衛力（自己責任による消費者的力）の向上を図るため、消費生活講座などの機会を通して被害防止に関する情報提供などの啓発活動を推進していく。平成25年度から消費生活相談事業、出前講座および消費生活講座の業務を委託している。（特定非営利活法人消費者サポートいばらき）	講座開催	回	15	受講者数	人	523				
153	消費者行政	消費生活啓発活動事業	・団体活動を通じて知り得た知識や情報を地域に還元し、消費者問題に適切に対応できるよう、消費者団体を育成することに努め、合わせて活動の支援を図る。	団体活動参加延人数	人	432	補助金交付額	千円	320				
154	消費者行政	販売事業者への立入検査事業	・平成24年度から第2次一括法により家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法に係る事務が市に移譲された。笠間市家庭用品品質表示法事務処理要綱、笠間市消費生活用製品安全法事務処理要綱、及び、笠間市特定保守製品取引事業者立入検査実施マニュアル（内規）に基づき地域の小売店等の立ち入り検査を実施し、一般消費者の安全確保を図る。	検査店舗数	店	11	検査品目数	種類	10	適正表示品目数	種類	10	
155	脱炭素社会の実現	脱炭素社会実現事業	【脱炭素】 2050年脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギー設備の導入と省エネルギー対策、市民・事業者に対する意識醸成等の促進を図る取り組みを行っています。	住宅用太陽光発電補助数	件	40	蓄電池補助数	件	67				
156	環境保全・公害防止	動物愛護事業	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく、鳥獣の捕獲許可等、鳥獣の保護と管理に関する事業と、狂犬病予防法に基づく、飼い犬の登録と狂犬病予防注射の促進等に関する事業	集合注射	日	12	予防接種実施率	%	64				
157	環境保全・公害防止	環境アクションプラン促進事業	環境に関する基本理念の実現に向け、将来に向かって有効な環境形成に関する第2次笠間市環境基本計画の重点事業をアクションプランにより計画的かつ積極的に実施し、快適で住みよい環境づくりの促進に努める。	アクションプラン	事業	18	アクションプラン実施数	事業	18				
158	環境保全・公害防止	環境対策事業	公害の防止について必要な基本的事項の定めにより、公害の防止策の推進を図り、市民の健康を保護するとともに、生活環境の保全に寄与する。	一般立入検査件数	件	38	指導件数	件	7	水質環境基準達成率	%	90	
159	環境保全・公害防止	第3次環境基本計画策定事業	令和7年度で計画満了となる第2次環境基本計画について、現計画の検証を踏まえながら、本市を取り巻く状況や、近年の国、県の動向、社会情勢の変化を鑑みて第3次環境基本計画を策定する。										
160	環境保全・公害防止	環境学習推進・市民環境活動促進事務（岩間支所）	環境に関する基本理念を実現するため、将来に向かって良好な環境形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進する。	環境学習イベント開催回数	回	2	環境学習イベント参加者数	人	21				
161	環境保全・公害防止	犬の登録・狂犬病予防・動物愛護事務（岩間支所）	狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録と、年1回の狂犬病予防注射の義務。	狂犬病予防接種頭数	頭	193							
162	環境保全・公害防止	第3次環境基本計画策定事業	令和7年度で計画満了となる第2次環境基本計画について、現計画の検証を踏まえながら、本市を取り巻く状況や、近年の国、県の動向、社会情勢の変化を鑑みて第3次環境基本計画を策定する。										
163	廃棄物対策	一般廃棄物処理基本計画策定事業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき策定した、笠間市一般廃棄物処理計画の改定を行うもの。	委員会の開催	回	0	市民への周知	回	0				
164	廃棄物対策	廃棄物処理推進基金事業	ごみ処理施設に対する更新及び修繕費に充てることを目的として、笠間市廃棄物処理推進基金に積み立てをする。	積立金	千円	48,135							
165	廃棄物対策	環境不法行為監視事業	廃棄物の不法投棄事案や不適正残土事案は、悪質かつピンポイントで廃棄物等を投棄していくなど、一般行政職による対応には限界がある。そのため専門的な知識を有する者の配置が必要となる。また、地元警察署との告発も見据えた連携を円滑に図るうえでも、警察OB又は現職警察官の配置が有用となる。また、道路敷きなど、市が管理する土地に不法投棄された廃棄物で、環境センター等で処理できない廃棄物について、許可業者による処理を委託するもの。 【業務内容】 ①廃棄物不法投棄事案や不適正残土事案の監視パトロール及び現場指導②廃棄物を中心とした環境全般の、市民からの相談やその現場の対応③地元警察署との連携対応（令和3年度より警察OBを2名任用）④不法投棄された廃棄物の許可業者による処理委託⑤市内一斉クリーン作戦⑥非常勤職員等による不法投棄の回収	不法投棄処理収集量	kg	45,070	警察官OB任用	人	2	不法投棄通報件数	件		93
166	廃棄物対策	資源物集団回収等補助事業	ごみの減量化を図るための事業 ごみの減量化と再資源化を図るため、市内の市民団体等が行う資源物分別回収に対し、奨励金を交付する。 廃棄物の減量、再資源化を図ることにより、資源の有効活用を促進し、循環型社会の形成に寄与する。 補助額 1kgあたり5円	資源物分別回収実施団体	団体	73				資源物回収団体の回収量	t	278	
167	廃棄物対策	ゆかいふれあいセンター運営事業	焼却施設からの余熱を温水プールや浴場施設に利用し、またトレーニングマシンやフィットネススタジオ、水泳教室など、地域住民のスポーツ及び健康維持・増進のため、全ての世代が利用できる健康増進施設の管理事業 水戸市負担金（R6まで）有り。余熱利用施設運営負担金（指定管理料の23.56%）	入館者数	人	83,861							

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
168	廃棄物対策	分別収集事業	循環型社会の構築に向けて、市民や事業者が一体となってごみの減量化・再資源化・廃棄物の適正処理に取り組む。併せて更なる資源循環を促進する。 ・市指定ごみ袋、不燃物・資源物回収コンテナの作成 ・不燃ごみ回収用コンテナ、資源物回収用コンテナの交付 ・一般家庭からごみ集積所に出された可燃・不燃ごみ及び資源物の収集・運搬 ・粗大ごみの戸別収集（事前申込制） 複数年事業（R4～R8年度）	市指定ごみ袋（大）売払数	箱	6,621	市指定ごみ袋（小）売払数	箱	661			
169	廃棄物対策	最終処分場運営事業	環境センター（中間処理施設）で燃えるごみは焼却して減容化、無害化し、燃えないごみは資源物（鉄、アルミ、カレット類）を回収し、その残りの灰やせともの類などの埋立て及び管理を行う。	埋立量（焼却灰）	t	1,985	埋立量（不燃残渣）	t	363			
170	廃棄物対策	最終処分場運営事業（第2期）	環境センター（中間処理施設）で燃えるごみは焼却して減量化、無害化し、燃えないごみは資源物（鉄・アルミ・カレット類）を回収し、その残りの灰やせともの類などの埋立て及び管理を行う。	埋立量（焼却灰）	t	0	埋立量（不燃残渣）	t	0			
171	廃棄物対策	環境センター塵芥処理事業	環境センターはごみ焼却処理施設（焼却能力105 t/16h）、粗大ごみ処理施設（処理能力35 t/5h）、リサイクルセンター（処理能力2 t/日）において笠間市から排出されるごみの処理を行う。 ごみの直接持込みに対し、処理手数料を徴収している。	搬入量（友部地区）	t	11,492	搬入量（岩間地区）	t	3,840	搬入量（笠間地区）	t	7,445
172	廃棄物対策	岩間支所庁舎管理事業	3633市民センターいわま庁舎、敷地及び付属設備を適切に管理する。	庁舎の清掃	日	360	敷地内の草木等管理委託	回	7			
173	子ども・子育て支援	児童館運営事業	児童に健全な遊びを提供することにより、その健康を増進し情操を豊かにするため、また、子育て世帯の相談・情報交換及び子育て親子の交流拠点とすることを目的として児童館を設置し、児童の健全育成及び子育て支援に関する事業を行う。（指定管理施設） ※指定管理業務として実施する子育て支援センター事業のみ国・県補助を充当 【特定財源】子ども・子育て支援交付金（補助率：国1/3、県1/3）	児童館開所日数	日	360						
174	子ども・子育て支援	在宅子育て支援事業	家庭で子育てをしている保護者のリフレッシュを図るため、保護者が気軽に参加できる託児付の講座を民間委託により実施する。 児童館、笠間公民館、岩間公民館を会場に3地区において骨盤矯正、シェイプアップヨガ、ママカフェ、ネイルアート、ハーバリウムペン作りなど専門の講師を招き定期開催する。	参加者数	人	342						
175	子ども・子育て支援	子育て包括支援事業	※R5まで「子育て世代包括支援センター事業」 子育て世代包括支援センターは、平成27年3月に設置され、妊娠中から子育て期にわたるニーズに対し総合相談支援を提供している。具体的には、妊産婦への積極的関与により、支援が必要な場合には個別の支援プランを作成のうえ、継続した支援を行うとともに、関係機関に切れ間なくつないでいくものである。また協議会を設け、事業の推進を図るとともに対象者への対応方針を検討するなどネットワークの構築を図っていく。 【重点・拡充】	電話等により支援を行った妊婦の数	人	307	電話等により支援を行った産婦の数	人	319	協議会の開催回数	年間回数	4
176	子ども・子育て支援	幼児教育・保育施設公私連携事業	公立認定こども園（かさまこども園・いなだこども園）が、31年度より公私連携認定こども園となった。 協定書で交わした修繕補助金、建物の損害保険を計上。歳入は、土地の貸付使用料 建物については無償貸付、土地については、使用料として収入する。収入分は子ども福祉課では充当しない。	施設整備補助の金額	円	0						
177	子ども・子育て支援	児童福祉にかかる申請受付相談事務（岩間支所）	児童福祉の総合的な相談及び各種受付事務 ・保育所入所事務 ・子育てサポート事業 ・家庭児童相談事業 ・要保護児童対策事業 ・児童クラブ推進事業 ・児童手当事業 ・児童扶養手当事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・母子生活支援施設入所措置事務 （各事業の詳細については子ども福祉課参照）	相談・申請受付件数	件	1,709						
178	子ども・子育て支援	特定教育・保育施設等指導監査事業	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第14条第1項の規定により市が行う質問、立入り、検査等及び同法の規定により市が行う行政指導（以下「指導等」と総称する。）並びに法第38条から第40条まで及び第50条から第52条までの規定により市が行う監査について、必要な事項を定めることにより、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育（以下「特定教育・保育等」という。）の質の確保並びに施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費等（以下「施設型給付費等」という。）の支給の適正化を図る。									
179	子ども・子育て支援	認可外保育施設立入調査事務	市内の認可外保育施設3園に対し、児童福祉法第59条第1項の規定に基づき、保育施設の設備、運営状況について、定期的に立入調査を行う。 笠間市内認可外保育施設 ○事業所内保育施設3園 事業所内保育所：茨城県病院局内保育所ひまわり保育園・水戸ヤクルト販売(株)友部センター保育所・宍戸ヒルズカントリークラブ保育所	市内対象施設数	施設	0						
180	子ども・子育て支援	児童福祉にかかる申請受付相談事務（笠間支所）	児童福祉の総合的な相談及び各種受付事務 ・保育所入所受付事務 ・子育てサポート事業 ・家庭児童相談事業 ・要保護児童対策事業 ・児童クラブ入所受付事務 ・児童手当事業 ・児童扶養手当事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・母子生活支援施設入所措置事務 （各事業の詳細については子ども福祉課参照）	相談・申請受付件数	件	2,618						

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
181	子ども・子育て支援	病児保育事業	病児保育を実施することにより、安心して子育てができる環境を整えるための事業。 【病後児対応型】 病気の回復期であり、集団保育が困難な児童を病院・診療所・保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育する事業。 【体調不良児対応型】 児童が保育中に熱を出すなど「体調不良」となった場合において、保護者が迎えに来るまでの間、保育所において安全な体制を確保し、緊急的な対応を図る事業。 補助率：県1/3 国1/3 市1/3	事業実施施設数	園	11	サービス利用者数	人	3,393			
182	子ども・子育て支援	児童クラブ管理事業	公設児童クラブ（11施設）の施設管理事業 ・建物・設備の修繕、備品の購入、電話・水道光熱費等の支払業務、消防設備・浄化槽・遊具等の保守点検業務 【特定財源】子ども・子育て支援交付金（国1/3 県1/3）	利用者数（公設）（5月1日現在）	人	957	利用者数（民設）（5月1日現在）	人	395			
183	子ども・子育て支援	一時預かり事業	・市内の民間保育所に対し、一時預かり保育の充実強化を図るため、事業内容に応じた補助金を交付する。 ・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所において一時的に預かり、必要な保育を行う事業。 補助率：国1/3、県1/3、市1/3	実施施設数	園	1						
184	子ども・子育て支援	子ども・子育て支援事業計画推進事業	子ども・子育て会議を定期的に開催し、事業計画の進捗や提供体制の確保等について評価を行い、子ども・子育て支援事業の着実な推進を図る。また、第3期事業計画の策定を進める。	会議回数	回数	2	評価・点検の項目	項目	13			
185	子ども・子育て支援	認定こども園一時預かり事業	子ども・子育て支援法に基づき 認定こども園で、保護者の希望により平日もしくは休日の教育標準時間以外（時間外）に在園児（1号認定）、もしくは在園児以外を一時的に預かる事業。 実施した実績に応じ補助金を交付する。	市内認可外保育施設数	施設	0						
186	子ども・子育て支援	延長保育事業	就労形態の多様化等に伴い、やむを得ない理由により保育時間を延長して児童を預かる事業。延長保育を実施することにより、安心して子育てができる環境を整えることができる。 補助率：県1/3 国1/3 市1/3	事業実施施設数	園	13	サービス利用者延人数	人	25,686			
187	子ども・子育て支援	民間認定こども園運営事業	子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度より新制度に移行した施設（民間認定こども園）は「施設型給付費」として、毎月運営費相当分の請求を市に申請。 市は、内容の点検・確認を行い、各施設に毎月給付。また、市は各施設の年間給付実績を基本に国・県に交付金申請。 ・負担割合 国：1号公定価格×74.4%×50% 2号公定価格×50% 3号公定価格-利用者負担（国基準）×58.23% 県：1号公定価格×74.4%×25% 2号公定価格×25% 3号公定価格-利用者負担（国基準）×20.885% （地単分）1号公定価格×25.6% ※公定価格＝国で定めている運営費用	市内民間認定こども園	園	9	市外民間認定こども園	園	12			
188	子ども・子育て支援	母子生活支援施設入所措置事務	児童福祉法に基づき、虐待やDV等を受けている母子の安全な生活を確保するための支援を行う。また、今後の生活についての支援を行い母子が安定した社会生活を営めるよう指導する。	措置件数	件	0						
189	子ども・子育て支援	地域医療センターかさま病児保育事業	【病児保育室】 ・児童の保護者が就労等により、病気の児童を自宅で保育が困難な場合、「病児保育室」で病気の児童を一時的に保育することにより安心して子育てができる環境を整える。 ・「地域医療センターかさま」に病児保育室を30年4月開設。予算は子ども福祉課で確保するが、事業は市立病院で実施となる。 子ども子育て支援交付金・県子ども・子育て支援交付金 補助率：国1/3 県1/3 市1/3	病児保育事業のPR活動	回	6	市立病院との連絡会議	回	2	利用児童	人	155
190	子ども・子育て支援	児童扶養手当事業	児童扶養手当法に基づき、18歳未満（障害児は20歳未満）の児童を養育している母子・父子家庭等に対し、所得額に応じて手当を支給する。 【1月当たり支給額】 1人の場合：全部支給44,140円 一部支給44,130円～10,410円 2人の場合：全部支給10,420円 一部支給10,410円～5,210円 3人の場合：全部支給6,250円 一部支給6,240円～3,130円 ・8月の現況届に基づき、支給対象者に対して手当を支給。自宅調査や関係機関との連携により資格要件を確認する。不正受給者の認定取消を行い適正に手当を支給する。 ・不正受給者実態調査のため、会計年度任用職員2名を雇用。 【特定財源】児童扶養手当給付費国庫負担金（国1/3）	現況届受付件数	件	638	不正受給者調査	件	145			
191	子ども・子育て支援	岩間地区福祉振興基金事業	合併前に岩間地区で所有していた基金の管理業務。当該基金は、岩間地区における子育て支援及びボランティア活動施設の建設資金へ充てることを目的とし積立てている。 残高：12,272,993円（令和5年度末見込高）	財務業務	回	1						
192	子ども・子育て支援	ファミリーサポートセンター事業	11131300乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡・調整等を行う事務局（ファミリーサポートセンター）を設置することにより、子育て世帯が仕事と育児を両立し、安心して子どもを育てることのできる環境づくりを推進する。 【特定財源】子ども・子育て支援交付金（補助率：国1/3、県1/3）	利用会員数	人	119	提供会員数	人	30	年間利用件数	件	526
193	子ども・子育て支援	子育て短期支援事業	・保護者が一時的に児童の養育が困難になった時、原則7日間の期間において、児童を児童養護施設等で養育・保護する。 理由事由：社会的事由（冠婚葬祭・出張等）・身体的事由（育児疲れ・疾病等） ・補助率：基準額 国1/3 県1/3 ・基準額 2歳未満：8,630円 2歳以上：4,720円	申請件数	件	11	保護を実施した延べ人数	人	11	利用延べ日数	日	42

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
194	子ども・子育て支援	児童手当事業	児童手当法に基づき児童の健全な育成及び資質の向上を図るため、0歳～中学校終了前の児童を対象に手当を支給する事業【令和6年度制度改正あり】 ・0歳～3歳未満 月額15,000円 ・3歳以上小学校終了前 月額10,000円(第1子・2子)、15,000円(第3子以降) ・中学生 月額10,000円 ・所得制限限度額以上所得上限限度額未満 月額5,000円 ・所得上限限度額以上 支給なし 支給申請受付、支給決定通知書・支払通知書の送付、手当支払事務、現況届に関する事務 【特定財源】 ・0歳～3歳未満(被用者) 国37/45・県4/45 ・0歳～3歳未満(非被用者) 国4/6・県1/6	新規認定件数	件	283	受給者数(2月末現在)	件	4,183			
195	子ども・子育て支援	多子世帯保育料軽減事業	子育て家庭への経済的負担の軽減策として、2人以上子どもがいて、三歳未満児が保育所等に入所している世帯に対し、三歳未満児の保育料を第2子(保育料階層4～5階層の一部)が半額、第3子(保育料階層4～8階層)が無償化とする。(県事業 県補助1/2)	対象者数	人	131						
196	子ども・子育て支援	実費徴収給付事業	子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度より生活保護世帯で幼稚園・認定こども園・保育所等に入所している児童の保護者に対し、施設で必要な日用品・給食費・文房具等の購入に要する費用の一部を補助する事業。 ・給食費(副食材料費相当額)4、500円/月限度(新制度未移行幼稚園に入所している収入360万円未満の世帯) ・教材費と行事費等 2、500円/月限度(1号～3号認定児) ・補助率 国1/3・県1/3	申請延べ件数	件	1						
197	子ども・子育て支援	地域子育て支援拠点事業	核家族化、地域の繋がりの希薄化等による子育てに対する不安感や負担感の軽減を図るため、子育てに関する相談・援助、子育て関連情報の提供や講座等を行う子育て支援センターを各地区に設置する。 ・笠間地区：子育て支援センターみつばち(かさまこども園内)※委託 ・岩間地区：子育て支援センターくりのこ(市民センターいわま内)※委託 ・友部地区：子育て支援センターかんがるー(児童館内)※委託 【特定財源】子ども・子育て支援交付金(補助率：国1/3、県1/3)	センター開所日数(延)	日	670	利用者数(延)	人	19,747			
198	子ども・子育て支援	児童クラブ運営事業	放課後に保育ができない家庭の保護者の代わり、家庭的機能の補完をしながら生活の場を提供し、遊びや生活を通して子どもの健全育成を図る。対象児童は小学1年生～6年生までの児童。 ・公設児童クラブ(11施設)の運営はNPO法人など民間事業者への業務委託による。ほか民間の児童クラブが8施設あり運営費を補助。 ・入所申込の受付及び審査・決定事務、傷害保険の請求事務、指導員会議・指導員の資質向上研修の開催、運営委託料の支払、契約事務、補助金事務 【特定財源】子ども・子育て支援交付金(国1/3 県1/3)	利用者数(公設)(5月1日現在)	人	957	利用者数(民設)(5月1日現在)	人	395			
199	子ども・子育て支援	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的に、研修会、スーパービジョン等を実施し、子どもを守る地域ネットワークの要保護児童対策調整機関(子ども家庭総合支援拠点)の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等(笠間市要保護児童対策地域協議会関係機関)の専門性強化及び関係機関の連携強化を図る事業。	スーパービジョン回数	0	6						
200	子ども・子育て支援	障害児保育対策事業	障害児を受け入れることにより保育士の加配が必要となった民間保育所に対し、加配保育士の人件費に対する補助をする。 月額80,000円×加配保育士数×加配月数	実施施設数	園	1						
201	子ども・子育て支援	民間保育所等乳児等保育事業	民間保育所等における保育内容の充実強化を図るため、「民間保育所等乳児等保育事業」として、1人以上の1歳児を保育士、かつ事業に従事する職員として非常勤保育士を配置した市内民間保育所・市外保育所に対し、月額5,000円×1歳児数の基準額により補助する。 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に規定する1歳児の職員配置基準を上回り、処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱを実施する民間保育所等のみ対象となる。	対象施設の数	園	19						
202	子ども・子育て支援	母子保健事業	・安心して子どもを出産し、子どもがより健やかに育つために、妊娠期から子育て期に渡るまで継続的に関わり、切れ目ない支援を推進していく。 ・サポートの必要な妊産婦を把握し、適切な支援につなげ、フォローする。 ・子どもの疾病や発育・発達の問題等の早期発見に努め、子育ての負担や不安・孤立感が和らげるように、相談支援の充実を図る。 ・【DX】相談者の希望に応じた相談手法(オンライン相談)を取り入れることで、相談支援の強化を図る。 【重点・拡充】	1歳6か月児健診	回数	14	3歳児健診	回数	15	妊婦健診	人	3,794
203	子ども・子育て支援	保育所入所事務	・児童福祉法に基づく保育所(園)・認定こども園に関する事務を行う。 国、県への補助金申請事務、関係例規の改正 保育所(園)・認定こども園、幼稚園への指導監査 保育所等の設置認可等事務 社会福祉法人に関する事務及び指導監査 保育所(園)等入所選考並びに各施設との調整、及び保育料の算定・徴収 会計年度任用職員1名の雇用 ・入所受付、利用調整、入所結果の連絡、発送 ・保育料算定事務(年2回) ・保育施設に在園している児童の認定内容の確認(随時) ・業務拡大のため、会計年度任用職員を4月から雇用。また、10月から教育・保育施設一斉入所事務のため追加で1名雇用。	申請件数	件	1,622						

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
215	子ども・子育て支援	（目変更）こども誰でも通園事業	【新規】保護者の就労要件などを問わずに誰もが定期的に保育施設に通えるようにする制度を創設し、未就園児の発達・成長を促すとともに保護者の育児負担等の軽減を図る。実施に当たっては、市内の保育施設の空き定員を利用して受け入れ体制を構築する。 ・対象児童 市内に住民登録のある生後6か月～5歳児（年長児クラスの年齢の児童） ・利用上限 1人あたり2日／週 ・利用時間 9時30分～13時30分（1日最大4時間）、保育終了後～15時まで育児相談 ・利用料金 250円／時間 【特定財源】未定	利用児童数	人	0	施設数	施設	0			
216	子ども・子育て支援	プレコンセプションケア推進事業	将来の妊娠を考える方へプレコンセプションケアを推進するため、経済的な負担を軽減するとともに妊娠前の健康意識を高めることを目的とする。 R5.10～助成対象を男女に拡大し、県内産婦人科でのプレコンセプションケア費用助成を開始。 補助金額：1人につき要した費用の8割。（上限額：女性16,000円・男性12,000円） 負担金：市立病院実施分1人につき女性16,000円、男性12,000円 【重点・拡充（R5.10～）】	受診者数	件	3	普及啓発の広報誌掲載回数	回	1			
217	子ども・子育て支援	こども入園準備サポート事業	保育園、こども園、幼稚園等の年初児（3歳児）クラスへ進級・入園の準備に要する費用の一部を助成し保護者の経済的負担の軽減を図り子育てを支援する。	利用登録者数	人	0						
218	子ども・子育て支援	出産・子育て応援事業	すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、伴走型相談支援の充実と経済的支援を一体的に実施する。 経済的支援：出産応援給付金（妊娠届出の面談後に妊婦1人5万円）、子育て応援給付金（産後面談後に児1人5万円） 【重点】	妊娠時の初回面談数	人	321	妊娠8か月頃のアンケート実施数	件	307	産後の面談数	件	318
219	子ども・子育て支援	保育士人材確保事業	保育士流出の防止及び確保施策、保育環境の向上を強化し市内保育施設等の保育士の確保を図る。 1. 研修会の実施 (1)施設長研修 施設運営や労働環境及び人材確保に関する研修会を実施し、保育士の労働環境の改善と働きやすい職場環境作りを支援し、離職防止を図る。 (2)保育士研修 保育現場の課題に対応する研修会を実施するとともに、保育士同士のつながりを作る機会を提供し、共通の課題の検討や情報交換を行い、市全体の保育士のスキル向上を図る。 2. 就労支援金の継続 市内保育施設に正規雇用された保育士等に対し、就労支援金として一時金20万円を交付し、施設における人材確保を推進する。	対象保育士数	人	0						
220	子ども・子育て支援	ともべ保育所民営化事業	民営化後の運営法人の安定した保育サービスの提供が継続できるよう協定書に基づき土地の賃借料について負担する。									
221	子ども・子育て支援	保育対策総合支援事業（医療的ケア児保育支援事業）	日常的に医療的ケアを必要とする児童が保育所等を利用する際の安全な保育サービスを提供ため、施設内において専任看護師等による医療的ケアが実施される体制を整え、安心・安全な保育環境の充実を図る。 国：保育対策総合支援事業（医療的ケア児保育支援事業） 負担率：国1/2 県1/4 市1/2	受け入れ施設数	施設	2	対象児童数	人	2			
222	子ども・子育て支援	親子関係形成支援事業	親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とし、こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける。 子ども・子育て交付金 国1/2+資格取得支援加算上限額100,000円、県1/4（予定）	保育施設数	施設							
223	子ども・子育て支援	子育て世帯訪問支援事業	要保護児童、要支援児童、特定妊婦、ヤングケアラー等がいる子育て世帯の家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。 子ども子育て交付金 国1/2、県4/1（予定）	プログラム参加者	人数							
224	子ども・子育て支援	予防接種事業（母子）	予防接種法に基づき、予防接種の種類・期間・場所・注意すべき事項など必要な事項を周知する。	全戸訪問時の予診票の配布率	%	0						
225	保健・医療	平日夜間・日曜初期救急診療事業	市立病院、医師会、薬剤師会、県立中央病院が連携し、市立病院において初期救急診療を実施することにより、笠間地区における医療サービスの向上を図るとともに県立中央病院との機能分担を明確にし、市民が安心して暮らせる地域社会を推進する。	初期救急診療日数	日	296	1日平均夜間診療患者数	人	1	1日平均日曜診療患者数	人	16
226	保健・医療	各種検診推進事業	生活習慣病予防対策として、健康の維持増進、疾病の早期発見及び早期治療を目的に各種がん検診及び循環器健診を実施する。 【DX】市が実施する集団健（検）診に健診予約システムを活用する。 【重点】	がん検診受診率（平均）	%	8	生活習慣病予防健診受診者	人	416	健診予約システム利用率	%	24
227	保健・医療	特定保健指導事業	40歳から74歳の国保加入者を対象に生活習慣病重症化予防のための健康診査・保健指導を行う。結果、疾病の早期発見・治療に繋げることで医療費の抑制を図る。	特定保健指導者実施者数	人	161	特定保健指導終了率	%	20	特定保健指導終了者	人	135

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
228	保健・医療	睡眠医療ネットワーク事業	笠間市内の内科・歯科・薬科の連携によるネットワーク構築により、ありふれた、隠れた病である睡眠時無呼吸症候群の早期発見、早期治療に寄与するとともに医療費の削減を図る。	実務者研修会参加者数	人	0	出前講座参加者数	人	0			
229	保健・医療	感染症対策事業	感染症発生の防止対策や感染症発生における拡大防止を図るため、市民への、広報活動や健康管理等の予防対策を実施する。 感染症法に基づく65歳以上の結核健診については、健診方法が胸部レントゲンであり、肺がん検診と同時に行うため、各種検診事業で実施する。	結核健診受診者数	人	0						
230	保健・医療	笠間市立病院改革プラン推進事業	総務省の「公立病院改革ガイドライン」及び茨城県が策定する地域医療ビジョンに基づき「第3次市立病院改革プラン」を策定・推進することにより、公立病院としての役割を果たすとともに経営基盤を強化し経営の安定化を図る。	外来診療日数	日	243	1日平均入院患者数	人	26	1日平均外来患者数	人	98
231	保健・医療	筑波大学病院連携事業（指導医派遣・研修生受入）	筑波大学との連携により、市立病院に「地域医療研修ステーション」を開設し、指導医及び後期研修医と研修生を受入れ理想的な地域医療教育を実践することで、地域医療に従事する医師の養成と地域医療の充実を図る。	指導医の外来診療日数	日/週	4	指導医の診療枠（午前・午後）	コマ/週	6			
232	保健・医療	がん検診推進事業	国の「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」に基づき、平成29年度より、年度内40歳の方に対し、5大がん（子宮頸がん・乳がん・大腸がん・胃がん・肺がん）について個別の受診勧奨および再勧奨を行う。継続しての検診受診を目的に再勧奨通知を実施。また、要精密検査となった方で、未受診者の方への受診勧奨を行う。	個別勧奨通知数	人	4,705	検診受診率	%	7			
233	保健・医療	健康づくり推進事業	【健康づくり推進事業】 健康な食のあり方や食生活の改善などについて、実践的で分かりやすく推進するため、地域に健康づくりのリーダーとなる「ヘルスリーダー」を育成・養成をし、食育の推進や生活習慣病予防事業を実施する。 【食育推進事業】 「食」や「食育」の重要性を市民に広め、食の営みを支援する多様なネットワークと連携・協同し、乳幼児から成人、高齢者に至るまでライフステージに応じた食育活動を推進する。 特に若い世代に対して食育推進活動を実施し、正しい食習慣の確立や生活習慣の予防に結びつける。	研修会受講率	%	91	活動参加者数	人	4,744	ネットワーク会議開催回数	回	2
234	保健・医療	後期高齢者健康診査事業	令和6年度から後期高齢者医療制度特別会計より一般会計へ組替。 後期高齢者の生活習慣病の早期発見に努めることにより、健康保持増進を図るため、茨城県後期高齢者広域連合より委託を受け、後期高齢者医療制度加入者を対象に高齢者健康診査を実施している。 後期高齢者医療制度被保険者は、保健センター等で受診する「集団健診」と指定医療機関で受診する「医療機関健診」のどちらか一方を年1回無料で受診できる。	健診案内一斉処理・送付	件	11,570	受診者数	人	2,398	受診率	%	21
235	保健・医療	健康増進事業	生活習慣病の発症予防や重症化予防、また、健康増進を図るため、健康相談や健康教育、健康講座、運動教室を実施する。 【重点】	健康教育	人	549	健康相談	人	197			
236	保健・医療	献血推進事業	【事業目的】 ①十分な血液を確保することを目的に計画的な献血運動の推進と献血意欲の高揚を図る事業を行っている笠間献血連合会に対し、活動費の補助を行う。 ②骨髓ドナーへの経済的負担の軽減を図り、骨髓移植を推進する。 【事業概要】 ①街頭・事業所における献血実施及び献血広報・啓発活動の実施 ②笠間献血連合会役員会の実施 ③笠間献血連合会総会の実施 ④骨髓移植の推進	献血協力事業所	箇所	31	献血者	人	1,055			
237	保健・医療	地域医療対策事業	【平日夜間・休日初期救急】平日夜間・日曜日は笠間市立病院で、祝日・年末年始（12/30～1/3）は市内医療機関（在宅当番医制）で、初期救急診療を実施している。 【救急医療二次病院運営事業】二次救急医療圏水戸地域内の重症救急患者の医療を確保することを目的に、水戸地域内の11市町村と共同して、二次救急告示医療機関に負担金を交付している。 【訪問歯科保健事業】地域住民の健康を支えていく体制の一環として、通院困難な在宅の寝たきり高齢者等に対して、訪問による歯科保健サービスを行う。 【重点】	平日夜間・日曜診療日数	日	296	休日当番医日数	日	20	口腔衛生指導を受けた人数	人	45
238	社会保障	後期高齢者医療制度広域事務	後期高齢者医療制度の被保険者資格管理に関する事務。（令和6年度より後期高齢者医療特別会計より組替） 後期高齢者医療制度に係る広域連合運営負担金 ・共通経費負担金 前年度末現在の人口を広域連合に報告し、均等割(10%)・人口割(45%)・75歳以上の高齢者人口割(45%)で算出された金額を支払う。 ・機器借上負担金 広域連合より賃貸している後期システムの端末使用に係る負担金を支払う。（支所2台分）	後期高齢者被保険者数	人	12,914	広域連合共通経費負担金額	円	37,575,676	資格得喪処理数	件数	2,217
239	社会保障	一般会計繰出金事務（後期高齢）	後期高齢者医療特別会計より一般会計に対する繰出金を支出する事務を行う。									
240	社会保障	国保健康づくり推進事業（人間ドック・脳ドック）	40歳から74歳の国保加入者を対象に人間ドック、脳ドック受診費用の一部を補助し、健康保持増進を図る。結果、疾病の早期発見・早期治療による医療費の削減へつなげる。 人間ドック補助 20,000円 脳ドック補助 25,000円	受診者数（人間ドック）	人	625	受診者数（脳ドック）	人	86			

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
241	社会保障	国保健康づくり推進事業（医療費通知）	国保加入者に医療費通知、ジェネリック医薬品使用差額通知を発送し、自身の健康管理を見直すことで医療費の抑制に繋げる。 医療費通知は、令和5年度から年5回から2回通知と変更。（県共同事業）	医療費通知件数	通	28,012	ジェネリック医薬品使用差額通知件数	通	756			
242	社会保障	傷病手当金支給事業	新型コロナウイルスに感染または感染の疑いで発熱等の症状があり、被用者が労務に服することができず、事業主からの給与等の支払いが無い場合、申請により審査し傷病手当金を支給する。 R5. 5. 8に5類感染症になったが、2年間遡り請求があった場合に支給する。	支払い件数	件	2	1件当たり平均支払額	千円	17			
243	社会保障	特定健康診査事業（笠間支所）	40歳から74歳の国民健康保険加入者に対し生活習慣病を予防するための健康診査、健康指導を行う。									
244	社会保障	後期高齢者医療制度事業（笠間支所）	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた事務。 75歳以上の高齢者及び一定以上の障害がある65歳以上75歳未満の方を対象として、平成20年度より後期高齢者医療制度が規定された。 支所で受け付けることにより、本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	高額療養費支給申請書	件	292	葬祭費支給申請書	件	223	その他届出書	件	1,017
245	社会保障	後期高齢者医療保険料徴収事務（笠間支所）	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた事務。 加入者に対し、保険料の徴収業務を行い、後期高齢者医療制度の健全な財政運営を図る。 支所で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。									
246	社会保障	国民健康保険事務事業（岩間支所）	国民健康保険法に基づき、各種届出を受理し、適正に処理する。 支所で受け付けることにより、本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	資格の取得（転入、社保離、出生等）	件	319	資格の喪失（転出、社保加、死亡等）	件	283	資格の変更（世帯主変更、転居等）	件	77
247	社会保障	国民年金事務（笠間支所）	国民年金事業の事務の一部は政令で定めるところにより、市町村長が行うこととなっていることから市民サービスの向上のため、市で一部事務を行っている。 支所で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	取得、転入届、20歳届出	件	295	免除申請書（学生・一般）	件	237	老齢、障害年金請求書、その他	件	141
248	社会保障	賦課徴収事務	国民健康保険の加入者に対し、国民健康保険税の賦課、徴収を行い国民健康保険の健全な財政運営を行う。 加入者の減少により、調定額も減少している状況であるが、収納率の向上が例年課題となっている。	国保税現年度徴収率	%	94	徴収額（現年度分）	千円	1,299,005	電話催告	件数	446
249	社会保障	特定健康診査事業（岩間支所）	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた事業。 40歳から74歳の国民健康保険加入者に対し生活習慣病を予防するための健康診査、健康指導を行う。									
250	社会保障	医療福祉費（マル福）事務（笠間支所）	昭和48年に開始された茨城県の制度で、医療福祉費受給対象者がマル福自己負担金だけで医療機関を受診できる制度。平成22年10月より、小児の対象年齢が未就学児までから小学校3年生までに拡大された。 それに伴い、市単独事業として小学校4年生～6年生まで対象年齢を拡大した。平成25年度からは対象年齢を中学校3年生まで拡大して実施した。 平成26年10月から県制度の対象が中学校3年生まで（中学生は入院分のみ）に拡大したため、市単独事業としては中学生の外来分のみとなった。 さらに平成30年10月から県制度の対象が18歳に達する日以後最初の3月31日まで（入院分のみ）に拡大され、令和2年4月から市単独事業として高校生の外来分を拡大する。 認定要件、自己負担金等は県基準に準ずる。	医療費申請書	件	446	受給者証再交付等	件	1,188	その他届出書（自己負担支給申請書）	件	0
251	社会保障	医療福祉費（マル福）事務（岩間支所）	昭和48年に開始された茨城県の制度で、医療福祉費受給対象者がマル福自己負担金だけで医療機関を受診できる制度。なお、笠間市単独助成事業では平成22年10月に小学校4年生から小学校6年生まで、平成25年度から中学校3年生まで対象年齢を拡大して実施している。平成26年10月から県制度の対象が中学3年生まで（中学生は入院分のみ）に拡大したため、市単独事業としては中学生の外来分のみとなる。支所で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	医療費申請書	件	247	受給者証再交付等	件	795	自己負担支給申請書	件	0
252	社会保障	一般被保険者後期高齢者支援金等分支払事務	国保税を財源とし、後期高齢者支援金の財源として県へ納付する。 県の示す納付金額を納付する。 令和6年度から退職者被保険者分を一般被保険者分と合わせて納付する。	支払額	千円	587,009						
253	社会保障	一般被保険者医療給付費分支払事務	国保税等を財源として、県へ医療給付費の財源として納付する。 県の示す納付金額を納付する。 令和6年度から退職者被保険者分を一般被保険者分と合わせて納付する。	支払額	千円	1,308,633						
254	社会保障	国民年金事務（岩間支所）	国民年金事業の事務の一部は政令で定めるところにより、市町村長が行うこととなっていることから市民サービスの向上のため、市で一部事務を行っている。支所で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	取得、転入届、20歳届出	件	223	免除申請書（学生・一般）	件	140	老齢、障害年金請求書、その他	件	58

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
255	社会保障	国保健康づくり推進事業（保健カレンダー）	市民の健康管理に繋がるよう保険事業の年間スケジュール、医療機関情報等を広報するため、保健事業予定表を作成し笠間市全世帯へ配布する。 経費は国保特別会計から支出。	作成部数	部	28,500	国保加入世帯	世帯	10,808			
256	社会保障	一般被保険者移送事業	一般被保険者が療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送されたときに支給する。	支払金額	千円	0	一般国保加入者一人当たり支払金額	円	0			
257	社会保障	後期高齢者医療制度費医療費公費負担事業	国の医療制度改革法によって、従来の老人保健は「高齢者の医療の確保に関する法律」に定められ、後期高齢者医療制度が規定された。 療養給付費の実績と伸び率によって算出された金額を広域連合に支払う。	療養給付費負担金納付額	円	783,974,173						
258	社会保障	高額療養費貸付事業	療養に要した費用が著しく高額であるために支払が困難な者に対し、医療費の一部(高額療養費支給見込額の10分の9に相当する額の範囲内で市長が定めた額)を貸し付け、必要とする療養の機会を確保することにより福祉の向上に寄与する。	貸付者数	人	6						
259	社会保障	（実績無）出産育児費資金貸付事業	出産が見込まれる世帯で出産育児一時金の支給までの間、出産に要する費用を支払うための資金(支給見込額の10分の8を限度)を貸し付ける。									
260	社会保障	一般管理事務	国保事業の健全な運営を図ることを目的とし、適切な事務の執行に係る事業を行う。	支払額	千円	21,252						
261	社会保障	医療福祉費支給事業（市単独分）	県制度においては、平成22年10月より、小児の対象年齢が未就学児までから小学校3年生までに拡大された。それに伴い、市単独事業として小学校4年生～6年生まで対象年齢を拡大した。 平成25年度からは対象年齢を中学校3年生まで拡大して実施した。 平成26年10月から県制度の対象が中学校3年生まで(中学生は入院分のみ)に拡大したため、市単独事業としては中学生の外来分のみとなった。 さらに平成30年10月から県制度の対象が18歳に達する日以後最初の3月31日まで(入院分のみ)に拡大され、令和2年4月から市単独事業として高校生の外来分を拡大した。 令和5年7月から全受給者区分の所得制限を撤廃した。	受給者	人	3,508	支払件数	件	32,828	医療費助成金額	円	68,553,534
262	社会保障	国保連合会負担金事務	国保の円滑な事業運営を図るとともに保険者の共同目的を達成するために必要な会員負担金を国保連合会へ納付する。	支払金額	千円	2,160						
263	社会保障	国保運営協議会事務	国民健康保険の運営に関する重要事項について、市長の諮問に応じて審議し答申する。 委員12名	会議開催	回	3	事務費繰入額	円	117,000			
264	社会保障	一般被保険者療養給付事業	一般国保加入者が療養の給付に要した保険者負担分の費用を国保連合会に支払う。 県へ交付申請を行う。	一般被保険者療養給付費支払件数	件	282,151	1人当たり支払額	千円	271	支払総額	千円	4,510,732
265	社会保障	後期高齢者医療特別会計繰出金事務	一般会計より後期高齢者医療特別会計に対する繰出金を支出する事務。 事務費繰出金・後期高齢者医療保険基盤安定繰出金がある。									
266	社会保障	一般被保険者保険税還付加算金事務	一般国保で、国の定めによる加算金が発生した場合に支払いする事務	一般国保還付加算金件数	件	10	一般国保還付加算金	千円	22			
267	社会保障	一般被保険者療養事業	一般国保加入者が療養に要した保険者負担分の費用を国保連合会に支払う。 県へ交付申請を行う。	一般被保険者療養費保険者分支払件数	件	3,777	1人当たり支払額	千円	7			
268	社会保障	出産育児一時金支給事業	被保険者の出産に要した費用を支給する。 一般会計から3分の2繰入れ 令和5年度から1件 500,000円	出産育児一時金支払件数	件	33	支給額	千円	16,091			
269	社会保障	葬祭費支給事業	国保加入者の死亡に対し葬祭費を支給する。 1件当り 50,000円	葬祭費支払件数	件	122	支給額	千円	6,100			
270	社会保障	直営診療施設勘定補助事業	市立病院の運営費及び施設整備費に係る特別調整交付金（国庫補助金特別調整交付金）を国保特別会計に収入し、同額を市立病院会計へ支出する。	特別調整交付金（市立病院分）	千円	5,948						

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
271	社会保障	国民健康保険特別会計繰出金事務	一般会計より国保特別会計に対する繰出金を支出する事務 ・保険基盤安定繰出金 ・保険税軽減分（県3/4、市1/4）法定軽減分一低所得軽減 ・保険者支援分（国1/2、県1/4、市1/4）◎軽減対象数に応じて平均保険税の一定割合を繰出すことで中間所得層の負担軽減を図る。 ・未就学児にかかる均等割り軽減分（国1/2、県1/4、市1/4） ・職員給与費等繰出金 ・出産育児一時金繰出金（出産育児一時金の支給基準額の2/3） ・財政安定化支援事業繰出金（国保財政安定化のため当該年度に交付税措置分） ・産前産後保険料（税）繰出金（国1/2、県1/4、市1/4）	繰出金総額	千円	497,502						
272	社会保障	広域連合納付金事務	後期高齢者の医療に要する費用の適正化を図るとともに、後期高齢者医療制度の運営が適正かつ円滑に行われる事を目的とし、徴収した保険料を茨城県後期高齢者医療広域連合に納付する。	特別徴収通知送付数	件	10,200	普通徴収通知送付数	件	4,082	保険料納付額	円	811,689,060
273	社会保障	その他共同事業拠出事業	「年金受給権者一覧表」掲載人員数に基づく拠出金を国保連合会に支払う。 平成31年3月退職制度終了、遡及分該当者減少のため縮小となる。 令和6年度分は令和7年1月に通知予定。	支払金額	千円	1						
274	社会保障	国民健康保険財政調整基金事業	急激な医療費の増加に対応するための基金を確保する。	基金額	千円	0						
275	社会保障	一般被保険者保険税還付事務	一般被保険者世帯で、過年所得の更正や、遡及して資格喪失等の異動に伴い、過誤納金が発生した場合還付する事務	一般国民資格喪失異動処理数	件数	97	所得異動処理数	件数	36	一般国保還付金額	千円	6,346
276	社会保障	一般被保険者等高額介護合算療養事業	医療費と介護保険の年間（前年8月～7月）自己負担限度額を越えた部分を支給する。県へ交付申請を行う。	支払件数	件	21	一件当たり支給額	千円	28			
277	社会保障	審査支払手数料事務（国民健康保険）	レセプトの審査に係る手数料を国保連合会へ支払う。	支払金額	千円	19,945						
278	社会保障	予備費管理事務（国民健康保険）	不測の支出が発生した場合に対応するための予算を確保する。									
279	社会保障	償還金事務（国民健康保険）	国庫負担金、特定健康診査等負担金等の前年度精算に伴い、補助金の返還が生じた場合に支出金する。	償還金額	千円	2,631						
280	社会保障	後期高齢者医療保険料徴収事務（岩間支所）	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた事務。 加入者に対し、保険料の徴収業務を行い、後期高齢者医療制度の健全な財政運営を図る。 支所で受け付けることにより本所までも行かなくて済み、住民サービスに寄与している。									
281	社会保障	後期高齢者健診事業（岩間支所）	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた事業。 75歳以上の高齢者及び一定以上の障害のある65歳以上75歳未満の加入者に対し疾病の早期発見・早期治療を図るため、健康診査、健康指導を行う。									
282	社会保障	保険料還付加算金事務	日本年金機構等年金支払者からの返納通知が届かないことや振込指定口座の返送が無いなどの理由で、過誤納還付金の還付処理ができない状態が続くと加算金が発生する場合があります、その事務処理が必要になる。	還付加算発生件数	件	0	還付加算金	円	0			
283	社会保障	国民健康保険税徴収事務（笠間支所）	国民健康保険法及び地方税法に基づき、国民健康保険の加入者に対し、国民健康保険税の徴収業務を行い、国民健康保険の健全な財政運営を図る。 支所で受け付けることにより本所までも行かなくても済み、住民サービスに寄与している。									
284	社会保障	国民健康保険税徴収事業（岩間支所）	国民健康保険法及び地方税法に基づき、国民健康保険の加入者に対し、国民健康保険税の徴収業務を行い、国民健康保険の健全な財政運営を図る。 支所で受け付けることにより本所までも行かなくても済み、住民サービスに寄与している。									
285	社会保障	予備費管理事務（後期高齢）	不測の支出に対応するため。									
286	社会保障	保険料還付金事務	後期高齢者医療保険の健全な財政運営を図るために適正な処理を行う。	還付件数	件	124	還付金	円	842,800			

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
287	社会保障	国民健康保険事務事業（笠間支所）	国民健康保険法に基づき、各種届出を受理し、適正に処理する。 支所で受け付けることにより、本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	資格の取得（転入、社保離、出生等）	件	460	資格の喪失（転出、社保加、死亡等）	件	413	資格の変更（世帯主変更、転居等）	件	118
288	社会保障	趣旨普及事業（国民健康保険）	国民健康保険制度の普及、啓蒙を図るため啓発リーフレット等を作成する。	国保だより	部	14,000	国保ガイドブック	部	13,000	国保加入世帯（年度平均）	世帯	10,808
289	社会保障	一般被保険者高額療養事業	被保険者の自己負担分が政令で定める額を超えた分に対して高額療養費として支給する。 県へ交付申請を行う。	一般被保険者高額療養費支払件数（償還分）	件	11,043	1人当たり支払額	千円	38			
290	社会保障	特定健康診査等事業	40歳から74歳の国保加入者を対象に生活習慣病重症化予防のための健康診査、健康指導を行う。結果、疾病の早期発見・治療に繋げることで医療費の抑制を図る。	受診者数	人	4,391	健診回数	回	52			
291	社会保障	高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業	高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的繋がり低下によるフレイル状態になるなど、疾病予防と生活機能維持の課題がある。また、市が行う74歳までの国保保健事業や介護予防事業の取組が一体的に実施されていないことや、後期高齢者医療広域連合が行う75歳以降の高齢者保健事業の継続性等がない等の課題もある。高齢者高齢者の疾病予防や重症化予防、介護予防などの生活機能維持の課題に対応するため、令和元年5月22日に健康保険法が改正が行われ、令和2年4月1日から「高齢者の保健事業と介護予防に一体的な実施」を推進する。後期高齢者の特性に応じ、医療専門職による既存の拠点等を活用した相談や訪問相談、指導等、被保険者の生活習慣病等の重症化予防や心身機能の維持を図ることを目的とし保健事業と介護予防の一体的な実施を行う。	個別支援人数	人	89	通いの場の講話等回数	回	22			
292	社会保障	介護納付金分支払事務	国保税を財源として、40歳以上65歳未満の第2号被保険者が負担する費用について、県へ納付する。 県の示す納付金額を納付する。	支払額	千円	198,005						
293	社会保障	国民年金事業	国民年金法第3条、国民年金事業の事務の一部は、政令で定めるところにより市町村長が行うことが出来ることから、市民サービスの向上のため市で一部事務を行っている。平成22年1月に社会保険庁が廃止され日本年金機構が発足した。平成24年8月に社会保障と税の一体改革の一環として年金機能強化法が成立し、それに伴い諸手続きの変更が予定され、現在も継続中である。	関係届出書（本庁のみ）	件	1,187	免除申請書（本庁のみ）	件	1,027	裁定請求書（本庁のみ）	件	143
294	社会保障	医療福祉費支給事業	医療福祉費支給制度は、受給資格を満たす人が健康保険を使って医療機関を受診した場合、窓口一部負担金を公費で負担する茨城県の制度であり、昭和48年から開始された。（所得要件あり） 外来自己負担金：妊産婦・小児・母子家庭・父子家庭は1回あたり600円（1医療機関ごとに月2回まで）、重度心身障害者は自己負担金なし。 入院自己負担金：妊産婦・小児・生徒(中学校1年生から18歳に達する日以後最初の3月31日まで)の入院分・母子家庭・父子家庭は1日あたり300円（1医療機関ごとに月10日まで）、重度心身障害者は自己負担金なし。	受給者	人	12,435	支払件数	件	14,810	医療費助成金額	円	421,099,754
295	社会保障	後期高齢者健診事業（笠間支所）	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた事業。 75歳以上の高齢者及び一定以上の障害がある65歳以上75歳未満の加入者に対し疾病の早期発見・早期治療を図るため、健康診査、健康指導を行う。									
296	社会保障	後期高齢者医療制度事業（岩間支所）	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた事務。 75歳以上の高齢者及び一定以上の障害がある65歳以上75歳未満の方を対象として、平成20年度より後期高齢者医療制度が規定された。 支所で受け付けることにより、本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	高額療養費支給申請書	件	158	葬祭費支給申請書	件	151	限度額適用申請書	件	105
297	社会保障	生活習慣病予防対策事業	リスクの高い対象者に、糖尿病に関する健康教室を実施する事で自らの生活の見直しを行い、糖尿病発症・重症化を予防する。糖尿病性腎症重症化予防対象者には、かかりつけ医との連携による保健指導を実施する。	実施回数	回	13	保健指導対象者	人	10			
298	地域福祉	生活保護適正化事業	本事業は、生活保護の適正な実施を図るため、新規申請に対しての各種調査、医療扶助の適正化、保護費支給事務等の業務効率化、関係職員の研修、就労可能な被保護者に対する就労自立支援等を行うものである。 [特定財源] ・生活困窮者関連国庫負担金(被保護者就労支援事業)：負担率3/4 ・生活困窮者関連国庫補助金(生活保護適正化事業等)：補助率1/2、3/4	扶養義務者・関係機関等に対する調査	件	3,000	レセプト点検による医療扶助過誤調整額	円	-13,059,044	就労支援事業による保護廃止や増収等	人	17
299	地域福祉	社会福祉にかかる申請受付相談事務（笠間支所）	社会福祉の総合的な相談及び各種受付事務 ・生活保護相談及び給付事務 ・遺族会関係事務 ・戦傷病者援護事務 ・弔慰金支給事業 ・日本赤十字社事務 ・災害見舞金 ・人権擁護委員協議会事務（各事業の詳細については社会福祉課参照）	相談・申請受付件数	件	6,578						

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
300	地域福祉	社会福祉にかかる申請受付相談事務（岩間支所）	社会福祉の総合的な相談及び各種受付事務 ・遺族会関係事務 ・戦傷病者援護事務 ・特別弔慰金請求事務 ・日本赤十字社事務 ・人権擁護委員協議会事務 ・生活保護相談及び給付事務 ・生活困窮者自立相談支援事業 ・住宅確保給付事務 ・災害見舞金・弔慰金支給事業 （各事業の詳細については社会福祉課参照）	相談・申請受付件数	件	1,243						
301	地域福祉	生活保護給付事業（扶助費）	生活保護とは、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする制度である。 要保護者の居住地又は現在地を所管する都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長が保護の実施責任を負うこととされており、その事務は法定受託事務である。 本事業は、生活保護法による保護を実施するための費用のうち、扶助費の部分である。 [特定財源] ・国庫支出金 生活保護費負担金：負担率3/4 ・県支出金 生活保護法73条(住所不定者)分負担金：負担率1/4	ケースワーカーによる訪問調査活動	件	2,500						
302	地域福祉	保護司会事業	保護司会や更生保護女性会の活動い対して必要な支援を行う、また、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築く取組みを推進する事業。 笠間地区保護司会（保護司32名） ・更生保護団体との連携活動 ・協力雇用主の開拓、雇用の促進を図る活動 ・広報誌の発行 更生保護女性会（会員40名） ・学校訪問、学童保育支援 ・矯正施設の慰問及び助成 ・広報誌の発行 社会を明るくする運動 ・市内の小中学校を対象に、訪問での講話やタブレットを活用した運動の周知 ・街頭キャンペーンによる啓発活動 ・親子手ひねり体験教室の実施	運営委員会及び定例研修会開催数	回	10	役員会及び研修会開催数	回	7	訪問学校数	カ所	11
303	地域福祉	精神保健事業	在宅の精神障害者を対象にグループ活動を実施し、社会適応の相談や充実した生活を送るための支援をする。 こころの相談の窓口となり、助言・指導をする。 精神保健に関する正しい知識の普及を図り、理解を深めるための講座を開催する。	デイサービス	回	24	面接相談	人	36	家庭訪問・電話相談	人	451
304	地域福祉	民生委員事業（笠間地区）	民生委員児童委員の活動い対して、必要な支援を行う事業。 笠間地区民生委員児童委員数 60名 ・定例会 ・専門部会研修（4事項）	笠間地区民児協定例会及び研修会開催数	回	12	委員1人当たりの活動日数	日	10			
305	地域福祉	ひきこもりサポート事業	医療、保健及び福祉の多職種関係者が連携し、ひきこもりの状態にある市民に対するアウトリーチ活動を実施し、ひきこもりの状態にある方の自立を支援することにより、本人及び家族等の福祉の増進を図ることを目的とする事業。	アウトリーチ活動実施対象世帯数	世帯	5						
306	地域福祉	民生委員事業（岩間地区）	民生委員児童委員の活動い対して、必要な支援を行う事業。 岩間地区民生委員児童委員数 32名 ・定例会 ・専門部会研修（4事項）	岩間地区民児協定例会及び研修会開催数	回	19	委員一人あたりの活動日数/月	日	8			
307	地域福祉	地域ケアシステム推進事業	在宅の高齢者や障がい者等の全ての要援護者に対して、最適、効率的かつ確実な保健・医療・福祉の各種在宅サービスを提供するため、対象者一人ひとりについて「在宅ケアチーム」を組織し、地域社会全体で取り組む総合的なケアシステムの構築を進め、誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティづくりを推進する。	相談等件数（延べ）	件	2,215	在宅ケアチーム数	件	491			
308	地域福祉	地域自殺対策強化事業	全国の自殺者数は近年減少傾向にあるものの、毎年2万人を超える水準で推移するなど今だ深刻な状況にある。笠間市においても、啓発活動やゲートキーパー（養成）研修などの自殺対策に取り組んでいく。 また「笠間市自殺対策計画」R2～R6の計画期間が令和6年度で終了することから、新たな課題の解決やたいさくの指針とするべく「第二次笠間市自殺対策計画」R7～R11を策定する。	笠間市（発見地）の自殺者	人	14	ゲートキーパー養成研修会 開催	回	1	重点啓発活動実施	回	2

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
309	地域福祉	民生委員事業	民生委員児童委員の活動い対して、必要な支援を行う事業。 民生委員児童委員数　１５１名（笠間地区60名、友部地区59名、岩間地区32名） 笠間市連合民生委員児童委員協議会 ・全体研修会の実施 ・主任児童委員会の開催 ・広報委員会の開催及び広報誌の発行 友部地区民生委員児童委員協議会　５９名 ・定例会 ・専門部会研修（4事項）	連合民児協 役員会及び研 修会開催数	回	4	友部地区民児 協定例会及び 研修会開催数	回	20	委員１人当た り月の活動日 数	日	10
310	地域福祉	社会福祉協議会事業	社会福祉事業法に基づき設置された、社会福祉を目的とする事業の企画・実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査・普及・宣伝・連絡・調整・助成等を講じることにより地域福祉の拠点として運営を委託及び補助する。	地域福祉セン ター開所日数	日	359	ボランティア 活動組織数	組織	80	福祉センター 利用者数	人	53,350
311	地域福祉	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供および助言を行うとともに、さまざまな支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立促進を図る事業。 ・自立相談支援事業 ・住居確保給付金の支給 ・就労準備支援事業 ・一時生活支援事業 ・家計改善支援事業 ・子どもの学習支援事業	新規相談件数	件	21	被支援者数	人	284	就労者数	人	10
312	地域福祉	生活保護給付事業（扶助費以外）	生活保護とは、日本国憲法第２５条に規程する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする制度である。 要保護者の居住地又は現在地を所管する都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長が保護の実施責任を負うこととされており、その事務は法定受託事務である。 本事業は、生活保護法による保護を実施するための費用のうち、扶助費を除く部分である（会計年度任用職員報酬・共済費・需用費・委託料・負担金補助及び交付金等）。	ケースワー カーによる訪 問調査活動	件	2,500						
313	地域福祉	いこいの家はなさか運営事業	市民の健康増進や地域の交流などによる地域福祉の向上に寄与する。	営業日数	日	223	利用者数 （延）	人	36,247			
314	地域福祉	遺族会事業	遺族会の活動に対して必要な支援を行う、また、先の大戦で亡くなった戦没者を追悼し、平和を祈念する式典として「戦没者追悼式」を開催する事業。	遺族会 総会及び役員 会開催数	回	2	市戦没者追悼 式参列者数	人	220			
315	障害者福祉	子ども総合育成支援事業	未就学児に対する育成支援として、専門職による質の高い児童発達支援事業を展開するとともに、保護者や支援者に対する適切な助言・指導等を行う。親子フォローアップ事業において、小集団や個別の教室を通じ、対人関係や基本的生活習慣の確立を支援する。読み書きに課題がある児童へ小集団で指導を行えるよう専門家とともに新しい指導方法を確立する。市内の児童発達支援事業所の連絡会発足に伴い、各事業所の指導者及び保護者のスキルアップを図る研修会を実施する。 【コロナ】新型コロナウイルス感染症防止のため、児童発達支援事業所及び親子フォローアップ事業の消耗品を購入する。	言語聴覚士等 の専門的指導 回数	回	150	親子フォロー アップ事業延 べ利用者数	人	1,580	幼児施設巡回 相談件数	件	287
316	障害者福祉	障害者福祉事務	身体障害認定及び身体障害者手帳の交付、更生指導台帳管理の適正な執行に努めるとともに、茨城県をはじめとする関係機関との連携のもと療育手帳や精神保健福祉手帳の更新や窓口交付等の事務を行う。また、窓口や電話等での相談支援を通じて対象者のニーズを把握するとともに、関係機関との連携のもと対象者の状態に応じた適切な支援につなげていく。				3障害手帳所 持者数（交付 件数）	人	3,953			
317	障害者福祉	障害者福祉にかかる申請受付相談事務（岩間支所）	障害者福祉の総合的な相談及び各種受付事務　・身体障害者手帳交付事務　・障害者自立支援事業　・心身障害者扶養共済事業　・特別障害者手当給付事業　・難病患者等支援見舞金給付事業　・地域生活支援事業　・障害者厚更生医療給付事業　・在宅心身障害児福祉手当事業　（各事業の詳細については社会福祉課参照）	相談・申請受 付件数	件	1,056						

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
318	障害者福祉	障害者福祉にかかる申請受付相談事務（笠間支所）	障害者福祉の総合的な相談及び各種受付事務 ・身体障害者手帳交付事務 ・障害者自立支援事業 ・心身障害者扶養共済事業 ・特別障害者手当給付事業 ・難病患者等支援見舞金給付事業 ・地域生活支援事業 ・障害者厚生医療給付事業 ・在宅心身障害児福祉手当事業（各事業の詳細については社会福祉課参照）	相談・申請受付件数	件	1,650						
319	障害者福祉	特別障害者手当給付事業	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく手当として、精神又は身体に著しく重度の障害がいを有し、日常生活において常時特別な介護を必要とする障害がい者に対して、負担軽減を図るため手当を支給する。 ・特別障害者手当/在宅の20歳以上の重度障がい者に手当を給付する。 ・障害児福祉手当/在宅の20歳未満の重度障がい児に手当を給付する。 ・経過的祝福手当/旧法の手当の受給資格を有した者で、特別障害者手当の支給要件に該当せず かつ 障害基礎年金を支給されない方に経過措置として手当を給付する。	特別障害者手当受給者数	人	53	障害児福祉手当受給者数	人	26	経過的祝福手当受給者数	人	2
320	障害者福祉	障害者地域生活支援事業	障害者総合支援法第77条及び第78条に基づき、障害者の地域における生活を支援する。障害者地域自立支援協議会を設置運営しながら、課題等の共有・解決に向けて協議し、地域における包括的な支援体制を整備していく。相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターにおいて、個々の障害の特性に応じた包括的、専門的な相談業務を行う。	日常生活用具給付件数	件	2,153	相談支援件数（延件数）直営のみ	件	2,180	自立支援協議会活動（開催回数）	回	12
321	障害者福祉	心身障害者扶養共済事業	障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障害になったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を給付する。	掛金払込者数	人	23	年金支給者数	件	18	支給件数	件	216
322	障害者福祉	子ども総合相談支援事業	福祉・保健・教育分野の連携のもと、0歳から18歳までの成長や発達への疑問や不安を抱える方、その保護者等を対象に、相談・育成の観点から総合的な支援を実施する。子どもに関する総合的な相談支援として、窓口のワンストップ化を図るとともに、適切な支援につなぐため、ケース会議等を実施する。また、地域の中核機関として、子どもの支援に関わる方への適切な助言や指導を行う。 【コロナ】新型コロナウイルス感染症防止のため、相談や検査実施の際に使用する消耗品を購入する。 【Dx】子どもの相談を受ける関係各課と情報共有のシステムにより、情報共有を開始した。システムのさらなる活用ができるよう進めていく。心理検査等のデジタル化により、迅速、正確な検査の実施や相談支援のペーパーレス化を進める。	相談受付件数	件	1,649	ケース会議スーパーバイズ開催数	回	30	ペアレントトレーニング延べ参加者数	人	107
323	障害者福祉	障害者医療給付事業	心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を公費により軽減する。 【更生医療・育成医療】 障がい除去・軽減する手術等の治療に係るものに対し医療費を支給する。 【療養介護】 常時介護を要する障がい者に対し行われる機能訓練、療養上の管理、看護等のうち、医療に係るものに対し医療費を支給する。	育成医療給付件数	件	12	更生医療給付件数	件	354	療養介護医療給付件数	件	180
324	障害者福祉	障害者見守りあんしんシステム事業	在宅の重度障害者等からの急病、災害その他緊急事態による通報に随時対応する事業で、24時間365日電話を受け付け適切なアセスメントを行う専門知識を有するオペレーターを配置する。 緊急ボタンと相談ボタンを備えた装置を該当者宅に設置し、利用者からの通報に対する、緊急時の消防への連絡、その他家庭内の事故等に対する相談業務（看護師を含む相談体制）を委託する。 利用者は、契約により設定された月額利用料に介護保険料の所得段階に応じた割合を乗じた額を負担する。	利用者数	人	1						
325	障害者福祉	難病患者等支援金支給事業	難病等患者本人又はその保護者に対し、精神的負担軽減を図ることを目的に笠間市難病患者等支援金を支給する。 対象疾病等：指定難病，小児慢性特定疾病，一般特定疾患，先天性血液凝固因子障害	支援金給付者数	人	483						

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
326	障害者福祉	軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器の購入費用を助成することにより難聴児のコミュニケーション支援と子育て世代の経済的負担の軽減を図る。	給付件数	件	1	給付者数	人	1			
327	障害者福祉	小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病児童で障がい者施策の対象とならない児童に対し、日常生活用具の費用の一部を支給することにより、経済的負担の軽減及び日常生活の便宜を図る。	小児慢性特定疾病児童への給付	人							
328	障害者福祉	在宅心身障害児福祉手当支給事業	20歳未満の重度障がい児で在宅生活をしている児童の介護にあたる保護者とその家族の精神的負担軽減を図ることを目的に、手当てを支給する。 重度障害児を介護している保護者に対して月額3,000円を支給する。 特別児童扶養手当2級相当（身体障害者手帳3級、療育手帳判定B等）月額1,500円 支払月：9月、3月の年2回	重度障害児給付件数	人	30	中度障害児給付件数	人	91			
329	障害者福祉	障害者自立支援支給決定事務	障害者総合支援法に基づく、障害者介護給付費等の支給決定を行うと同時に、サービスの提供に関連して、初期の相談から適切なサービス提供までの包括的な相談業務を行う。	審査件数	件	186	意見書作成依頼件数	件	186			
330	障害者福祉	福祉有償運送事業	道路運送法に基づく有償運送の適正な運営を確保するための協議の場として、福祉有償運送運営協議会を設置運営する。 ・地域における公共交通をはじめとする移動等の現状及び課題について共有を図る。 ・地域における有償運送の必要性や安全な運行体制、運送の対価等について協議し地域の合意形成を図る。	協議会開催回数	回	2						
331	障害者福祉	障害者自立支援給付事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス（補装具支給を含む）の利用に応じて給付する。給付にあたっては民間システムを活用した請求内容のチェックを行うことで適正な給付につなげる。	障害福祉サービス給付件数	件	17,308	障害児入所等サービス給付件数	件	5,047			
332	障害者福祉	重度心身障害者福祉タクシー利用助成事業	重度障がい者への通院通所のためのタクシー券の交付を行う。 移動制約者等の通院通所のための支援を行うことにより、適正な治療等を行うことができるとともに、経済的な負担の軽減を図る。 資格要件：身体障害者手帳1・2級、療育手帳○A・A、精神障害者1級 ・自動車税減免を受けている方は、該当しない。 ・年間（年度切り替え）1冊（48枚綴り）ただし、人工透析患者は3冊（144回枚）まで交付することができる。 ・利用1回定額につき600円を補助する。 ・自動車税（軽自動車税）減免対象外の障がい者が交付対象となる。	助成制度利用者数	人	39	交付冊数（）	冊	40	助成件数	件	433
333	高齢者福祉	一般会計繰出金事務（介護保険）	前年度分の介護給付費、人件費及び事務費を精算し一般会計へ繰出す。									
334	高齢者福祉	一般会計繰出金事務（介護サービス）	介護サービス事業特別会計の前年度余剰金を一般会計に支出する。									
335	高齢者福祉	特例地域密着型介護サービス給付事業	要介護認定の申請前に緊急その他やむを得ない理由により、地域密着型介護サービスを受けたとき等、地域密着型サービス費の支給要件を満たさないときでも市が必要と認める場合に、費用（基準額）の9割相当額を基準に市が定める額を償還払で支給する。									
336	高齢者福祉	介護保険運営事業	介護保険特別会計の業務を遂行するための人件費・事務費等 地域密着型サービス事業所・居宅介護支援事業所の指定及び指導監査を実施する。 県の権限委譲により居宅介護サービス事業所の指定及び指導監査を実施する。	負担限度額認定者数	人	879						
337	高齢者福祉	災害臨時特例補助事業費	東日本大震災により被災した被保険者のうち、東京電力福島第一原子力発電所の事故による避難指示区域内に住所を有する被保険者等（一時的な避難の為に笠間市に転入した者を含む）に対し、利用者負担額の全額を補助する。	保険料の減免	人	6	利用料の減免	人	1			
338	高齢者福祉	介護予防ケアマネジメント事業	総合事業の利用対象者から依頼を受けて、介護予防及び日常生活支援を目的とし、心身の状況や置かれている環境その他の状況に応じて、総合事業による介護予防・生活支援サービスが適切に提供できるようケアプランの作成を行う	総合事業ケアマネジメント（直営）	件	2,863	総合事業ケアマネジメント（委託）	件	1,196	総合事業ケアマネジメント（延）	件	4,059

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
339	高齢者福祉	地域密着型介護サービス給付事業	介護サービス利用者に対し、介護サービス給付費の支給を行う。	適正給付率	%	100	地域密着型介護サービス受給者数	人	522			
340	高齢者福祉	賦課・徴収事務	65歳以上の市民に対し介護保険料の賦課・徴収を実施する。未納者については督促・催告書を送出し滞納整理を実施する。	賦課人数	人	25,113	現年度分保険料収納率	%	99	滞納繰越分保険料収納率	%	15
341	高齢者福祉	介護認定審査事務	介護サービスの利用申請者に対し、審査判定を実施し介護度を決定する。 【DX】審査会をオンラインにより開催する。	年度内介護認定件数	件	2,946	要支援・要介護認定者数	人	4,189			
342	高齢者福祉	審査支払手数料事務（介護保険）	国保連合会に対し、介護サービス提供に係る給付費の支給に伴う、審査支払事務の手数料を支払う事務。	適正給付率	%	100	国保連審査件数（年間）	件	88,216			
343	高齢者福祉	介護予防プラン作成事業	介護予防及び日常生活支援を目的として、心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、介護予防サービス等が包括的かつ効率的に提供されるよう介護予防プラン作成等を行う。 指定介護予防事業所としての業務である、契約書作成・ケアプラン作成・国保連への請求・相談支援等をシステムにより行う。	ケアプラン作成件数（直営）	件	5,295	ケアプラン作成件数（委託）	件	3,347	ケアプラン作成件数（延）	件	8,642
344	高齢者福祉	成年後見制度等利用支援事業	成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、成年後見制度の説明や申し立てにあたっての関係機関の紹介等を行う。 申仕立ての親族がいない、親族が申出の意思がない場合は、市が申立ての申請手続きを行い、また、生活困窮により成年後見人への報酬支払が困難な場合その費用を支援する。	制度周知回数	回	25	成年後見市長申立	件	2			
345	高齢者福祉	介護予防普及啓発事業	認知症に対する予防と理解を深め、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進する。	講演会実施	回	0	講演会参加者数	人	0			
346	高齢者福祉	地域介護予防活動支援事業（地域リーダー育成事業）	介護予防に関するボランティアや、自ら地域でリーダーとして活躍できる市民を育成をし、地域活動組織の拡大及び運営を支援する。 また、介護予防効果の期待できる「スクエアステップ」及び「シルバーリハビリ体操」を地域で普及させるためのリーダー養成等を実施し、運動教室の運営のみならず地域のリーダーとして見守り支援等を含めた地域活動を推進する。	シルリハ指導士及びスクステリリーダー育成数	人	17	シルバーリハビリ参加者数（延）	人	15,115	スクエアステップ参加者数（延）	人	19,350
347	高齢者福祉	介護保険にかかる申請受付事務（笠間支所）	介護保険利用者に満足度の高いサービスを提供する。また保険財政の健全化を図るため、保険料の適正な賦課と徴収に努める。（各事業の詳細については高齢福祉課参照）	相談・申請受付件数	件	1,653	介護保険料滞納整理件数	件	19			
348	高齢者福祉	居宅介護サービス計画給付事業	要介護者が、居宅介護支援（居宅サービス計画の策定、事業者との利用調整等）を受けたときに介護給付（10割）を行う。	適正給付率	%	100	居宅介護サービス計画受給件数	件	1,610			
349	高齢者福祉	家族介護継続支援事業（介護用品の支給）	在宅で要介護3以上の高齢者を介護している家族等に対して、介護用品（排泄ケア用品、口腔ケア用品、清拭用品、消臭剤・防臭剤、介護用食器等）購入券（4,000円/月）を交付し、高齢者の身体の衛生・清潔の保持及び家族の経済的負担の軽減を図る。 地域支援事業費国庫負担金:38.5% 地域支援事業費県負担金:19.25% 地域支援事業費一般会計繰入金:19.25% 第1号被保険者介護保険料:23%	支給額	千円	18,556	受給者数	人	597			
350	高齢者福祉	認知症地域支援推進事業	認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症の早期発見・早期対応に向けた支援体制「認知症初期集中支援チーム」を構築し、集中的に行い、自立生活のサポートを行う。 また、地域における認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制を構築する。 【拡充】	初期集中支援チームでの訪問	回	6	認知症カフェ参加者数（延）	人	49	初期集中支援チーム介入件数（実）	件	6
351	高齢者福祉	住宅改修支援事業（理由書作成）	介護支援専門員又は作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上、その他これに準ずる資格等を有する者など、居宅介護住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の支給の対象となる住宅改修について十分な専門性があると認められる者が居宅介護支援の提供を受けていない要介護者又は要支援者に対し、改修費支給の申請に係る理由書を作成した場合、市が委託料を支払う事業。	委託料の支払い件数	件	0	理由書作成件数	件	0			
352	高齢者福祉	認知症サポーター等養成事業	認知症に関する正しい知識を持ち、地域の中で認知症の方やその家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進する。	認知症サポーター養成講座	回	18	認知症サポーター数（延）	人	5,986			
353	高齢者福祉	高額医療合算介護サービス事業	医療費、介護費それぞれの自己負担限度額を適用した後、同じ世帯で両方を合算した自己負担が高額になる場合に適用される。	適正給付率	%	100	合算介護サービス受給件数（年間）	件	641			
354	高齢者福祉	高額医療合算介護予防サービス事業	医療費、介護予防費それぞれの自己負担限度額を適用した後、同じ世帯で両方を合算した自己負担が高額になる場合に適用される。	適正給付率	%	100	合算予防サービス受給件数（年間）	件	8			
355	高齢者福祉	介護サービス事業所指定・指導事業	広域的な事業を展開する法人などで不正が発覚し、平成18年4月に介護保険法が改正され、市町村への権限強化と、指定に関して欠格事由や取消要件を追加し、新たに更新制を導入した。また、認知・独居高齢者の増加等を踏まえ、高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう地域密着型サービスが創設され市が指定権者となった。国から県・市町村へ指導監督体制に対する、連携の徹底を図ることの旨の通知が出され、介護保険制度の健全かつ適正な運営を図っている。平成28年度以降、権限委譲により居宅介護サービス事業所の指定・指導業務を実施している。	事業所指定数	所	7	事業所指導・監査数	所	21	指定を取り消した事業所数	所	0

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
356	高齢者福祉	認知症高齢者見守り事業	○高齢者等支援が必要な方が住み慣れた地域で安心して暮らすために、地域に根ざした見守り体制（在宅ケアチーム）の構築を図る。 ○笠間市地域包括システムネットワーク事業実施要綱に基づき、高齢者等要援護者の異変を発見した際の市への連絡体制を整備（見守り協定の締結）し、認知症等での徘徊による行方不明者や身元不明者の早期発見・早期保護に寄与する「行方不明高齢者等SOSネットワーク事業」を構築した。 ○令和元年度から認知症等により行方不明になる恐れがある高齢者を介護する家族を支援する事業として「認知症高齢者等支援事業（GPS機器貸与）」を開始した。 地域支援事業費国庫負担金：38.5％　地域支援事業費県負担金：19.25％　地域支援事業費一般会計繰入金：19.25％　第1号被保険者介護保険料：23％	見守り協定締結事業所数	件	73	GPS利用者件数	件	8			
357	高齢者福祉	予備費管理事務（介護保険）	介護保険特別会計における不測の支出に備える。									
358	高齢者福祉	地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取り組みを強化するため、リハビリテーション専門職の関与を強化する。	施設支援	回	1	巡回相談	回	3			
359	高齢者福祉	趣旨普及事業（介護保険）	介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険制度を市民に周知する事業。 ・新規の要介護認定者及び資格取得者や民生委員等に対する説明用パンフレットの作成 ・65歳到達者に対するハンドブックの作成	パンフレット配布数	部	1,800	出前講座実施回数	回	3	要介護認定率	%	17
360	高齢者福祉	高齢者福祉にかかる申請受付相談事務（岩間支所）	高齢者福祉の総合的な相談及び各種受付事務　・いきいきふれあい通所事業　・高齢者クラブ事業　・敬老事業　・軽度生活援助事業　・見守りあんしんシステム事業　・家族介護者への支援事業　（各事業の詳細については高齢福祉課参照）	相談・申請受付件数	件	554						
361	高齢者福祉	老人福祉法施設指導事務	茨城県より老人福祉法に基づく事務の権限移譲を受け、介護保険事業の老人居宅生活支援事業及び老人デイサービスセンター等に関する届け出の受理、市内にある特別養護老人ホーム等への立入検査、有料老人ホーム管理運営の指導及び立入検査を実施。	特別養護老人ホーム	箇所	1	介護付き有料老人ホーム	箇所	1	住宅型有料老人ホーム	箇所	2
362	高齢者福祉	介護保険にかかる申請受付事務（岩間支所）	介護保険利用者に満足度の高いサービスを提供する。また保険財政の健全化を図るため、保険料の適正な賦課と徴収に努める。（各事業の詳細については高齢福祉課参照）	相談・申請受付件数	件	1,437	介護保険料滞納整理件数	件	15			
363	高齢者福祉	特例施設介護サービス給付事業	要介護認定の申請前に緊急の他やむを得ない理由により、指定施設サービス等を受けたとき等、施設介護サービス費の支給要件を満たさないときでも市が必要と認める場合に、費用（基準額）の9割相当額を基準に市が定める額を償還払で支給する。									
364	高齢者福祉	居宅介護福祉用具購入事業	要介護者が、特定福祉用具（入浴、排せつ等の用に供する福祉用具）を購入した場合に介護給付を行う。一人あたり年10万円を上限に負担割合に応じ費用の7割から9割を支給する。	適正給付率	%	100	福祉用具購入費受給件数	件	179			
365	高齢者福祉	居宅介護住宅改修事業	要介護者が、手すりの取り付け等の定められた種類の住宅改修を行った場合に介護給付を行う。上限20万円で負担割合に応じ費用の7割から9割を支給する。	適正給付率	%	100	住宅改修費受給件数	件	96			
366	高齢者福祉	介護人材確保事業	持続可能で質の高い介護サービスの充実のため、今後、不足が見込まれる介護人材の維持・確保を図る。	研修費助成	人	0						
367	高齢者福祉	日常生活支援サービス基盤整備事業	【基準緩和型サービス従事者要請研修】高齢者の交流支援や家事支援などの生活支援・介護予防サービスを提供できる担い手を養成するための研修会を開催する。 【生活体制整備事業】生活支援コーディネーターを配置し、地域に不足する資源の開発、関係者間の情報共有、地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチングするなどのコーディネート業務を担うための支援をし地域づくりを推進する。	人材育成研修会	回	1	参加人数	人	7			
368	高齢者福祉	施設介護サービス給付事業	要介護者が、施設サービスである「介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院（介護療養型医療施設）」より介護サービスを受けたときに介護給付（9割分）を行う。	適正給付率	%	100	施設介護サービス受給者数	人	940			
369	高齢者福祉	訪問・通所サービス事業	介護予防・生活支援サービスである「訪問型サービス」や「通所型サービス」等を要支援者及び事業対象者が利用した場合に支払いを行う。 地域支援事業費国庫負担金：20％　調整交付金：約3％　地域支援事業費県負担金：12.5％ 地域支援事業費支払基金交付金：27％　地域支援事業費一般会計繰入金：12.5％　第1号被保険者介護保険料：約25％	適正給付率	%	100	給付延件数（年間）	件	6,210			
370	高齢者福祉	居宅介護サービス給付事業	要介護者が、居宅サービスである「訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、居宅療養管理指導、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入所者生活介護」サービスを受けたときに介護給付を行う。	適正給付率	%	100	居宅介護サービス受給者数	人	3,456			
371	高齢者福祉	予備費管理事務（介護サービス）	介護予防サービス計画事業の委託料等、歳出超過に備える。									
372	高齢者福祉	介護予防福祉用具購入事業	要支援者が、特定介護予防福祉用具（入浴、排せつ等の用に供する福祉用具）を購入した場合に予防給付を行う。一人あたり年10万円を上限に負担割合に応じ費用の7割から9割を支給する。	適正給付率	%	100	介護予防福祉用具購入費受給件数	件	43			
373	高齢者福祉	延滞金事務	介護給付費の支払が遅延した場合、延滞金を支払う。									
374	高齢者福祉	高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事務	「老人福祉法」（第20条の8）の規定に基づき、高齢者福祉の向上を目的とし、令和6年度から令和8年度までの3年間の第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定。	計画書	部	100	概要版	部	0			
375	高齢者福祉	介護予防サービス計画事業	地域包括支援センターの介護支援専門員は、介護保険認定者のうち要支援1、要支援2の方に対して介護予防サービス計画書を作成する。利用者の利便性や効率的なサービス提供のため、介護予防サービス計画書作成を指定居宅介護支援事業所に委託している。	介護予防サービス計画収入（収入額）	円	20,512,122	予防給付ケアプラン作成全件数（年間）	人	4,401			
376	高齢者福祉	高額介護サービス費貸付金事業	利用者負担額が著しく高額であるため、支払いが困難な者に対し、利用者負担額の一部を貸付けることにより、適切な介護の機会を確保し、もって福祉の向上に寄与することを目的とする事業。	貸し付けた金額	円	0	貸し付けた者	人	0			
377	高齢者福祉	権利擁護事業	高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、成年後見制度の活用促進、高齢者虐待・困難事例への対応等、専門的な視点から高齢者の権利擁護のため、必要な支援を行う。	講演会回数	回	1	参加人数	人	81	介護事業所向け研修会（虐待）	回	1

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
378	高齢者福祉	第1号被保険者保険料還付金事務	過年度分の保険料を社会保険庁、過誤納付者、相続人へ還付する。	還付件数	人	120	還付金額	円	1,184,560			
379	高齢者福祉	償還金事務（介護保険）	前年度分の介護給付費、地域支援事業費の国・県・支払基金の負担金及び交付金の精算による償還。									
380	高齢者福祉	特例居宅介護サービス給付事業	要介護認定の申請前に緊急その他やむを得ない理由により、指定居宅介護サービスを受けたとき等、居宅介護サービス費の支給要件を満たさないときでも市が必要と認める場合に、費用（基準額）の9割相当額を基準に市が定める額を償還払いで支給する。									
381	高齢者福祉	第1号被保険者保険料還付加算金事業	過年度分の保険料を社会保険庁、過誤納付者、相続人へ還付する時の加算金を還付。	加算件数	件	0	加算額	円	0			
382	高齢者福祉	認定調査事務	介護サービスの利用申請者に対し、介護認定調査を実施し、認定調査会に掛ける資料を作成する。国が勧めている介護給付適正化事業（介護認定の適正化）により、介護認定調査における保険者の直接調査が求められているため、認定調査員を確保する。	介護認定調査件数	件	2,983	要支援・要介護認定者数	人	4,189			
383	高齢者福祉	介護サービス事業人件費	介護保険事業所としての包括支援センターの運営人件費。介護支援専門員（会計年度任用職員）2人分の人件費を支出する。									
384	高齢者福祉	特例特定入所者介護サービス事業	介護認定の申請前に緊急その他やむを得ない理由により、特定入所者介護サービスを受けたとき等、特定入所者介護サービス費の支給要件を満たさないときでも、市が必要と認める場合に、負担限度額を超える額を償還払で支給する。									
385	高齢者福祉	特例介護予防サービス給付事業	要介護認定の申請前に緊急その他やむを得ない理由により、介護予防サービスを受けたとき等、介護予防サービス費の支給要件を満たさないときでも、市が必要と認める場合に、費用（基準額）の9割相当額を基準に市が定める額を償還払で支給する。									
386	高齢者福祉	介護保険特別会計繰出金事務	介護保険事業の費用負担割合に基づき、市の負担金を、一般会計から繰り出し、介護保険特別会計の財源とする。 市の負担割合　介護給付費：12.5％　介護予防事業費：12.5％　包括的支援事業・任意事業費：19.75％　その他の人件費・事務費：100％ 低所得者保険料軽減：25％（国負担50％・件負担：25％を合わせて繰出す）									
387	高齢者福祉	介護サービス事業特別会計繰出金事務	包括支援センター職員の人件費を一般会計から繰出し介護サービス事業特別会計の財源とする。									
388	高齢者福祉	高齢者クラブ事業	地域を基盤とする自主的な組織であり、永年培った知識と経験を活かして「健康」「友愛」「奉仕」の基本活動を軸として様々な活動を行っている高齢者クラブの運営と活動を支援する事業である。 高齢者団体の自主的な活動及び役割は、介護予防、相互の生活支援、社会参加、生きがい活動という観点から、健康寿命の延伸と地域づくりに今後ますます期待されているところであることから、その拠り所となる 高齢者クラブ及び高齢者スポーツ団体の運営に支援を図るものである。 茨城県老人クラブ連合会は、県内市長村老人クラブの連携や活動振興のための指導者の研修会、スポーツ大会を開催するなど提言や支援を行っており、高齢者の福祉の増進と地域社会の健全な発展に寄与している。	単位クラブ数	クラブ	85	会員数	人	3,288	クラブ加入率	%	11
389	高齢者福祉	老人保護施設措置事業	65歳以上の高齢者で環境上の理由及び経済的理由により、居宅での生活が困難な者を養護老人ホームへ措置入所を行っている。	措置費支弁額	千円	32,226	養護老人ホーム入所者	人	17			
390	高齢者福祉	特例居宅介護サービス計画給付事業	指定居宅介護支援事業者以外の基準該当事業所による居宅介護支援を受けたとき等、居宅介護サービス計画費の支給要件を満たさないときでも、市が必要と認める場合に、費用（基準額）の全額を 基準に市が定める額を償還払で支給する。									
391	高齢者福祉	敬老事業	75歳以上の高齢者を対象に長寿を祝う事業である。各地区ごとに区長・民生委員・ボランティア等の協力により実行委員会を組織し、自主的に敬老祝賀会を開催する地区に対して、敬老祝賀会運営を支援するため交付金を交付する。 ※令和6年度敬老事業対象者　75歳以上（S25.4.1以前生　＊基準日7/1時点で笠間市内に在住している者）　R5.10.1時点：14,416人　R6見込：13,796人 また、市内に居住する高齢者に敬意を表し、長寿を祝うため、節目年齢・100歳・最高齢者に記念品を贈呈する。 ※節目年齢：75歳・77歳（喜寿）・80歳（傘寿）・88歳（米寿）・90歳（卒寿）・99歳（白寿）	開催箇所	箇所	63	参加率	%	16			
392	高齢者福祉	シルバー人材センター事業	高齢者の生きがいの充実と社会参加の推進を図るため、就業機会の提供、就業に関する相談、情報の収集等を行っている笠間市シルバー人材センターの運営を助成する。	受注件数	件	2,646	登録会員数	人	293	契約金額	千円	151,878
393	高齢者福祉	在宅福祉サービス事業	【重点】 高齢者や障がい者等のいる家庭に対し、適切な家事援助、介助、移送等の支援を行うことにより、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るとともに、高齢者等が地域で安心して生活できるよう福祉の向上を図る。	利用回数	回	2,358	利用時間	時間	2,780	利用会員数	人	277
394	高齢者福祉	介護予防サービス給付事業	要支援者が、居宅介護予防サービスである「介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防居宅療養管理指導、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入所者生活介護」のサービスを受けたときに予防給付を行う。	適正給付率	%	100	介護予防サービス受給者数	人	478			
395	高齢者福祉	ケアマネジメントリーダー活動等支援事業	地域のケアマネジャーの資質向上を図るため、事例検討会・制度や施策等に関する情報提供や研修を実施する。また、ケアマネジャーの連携・協働体制づくりや個々のケアマネジャーに対し支援を行う。	ケアマネ研修会等	回	5	ケアマネ研修会参加者（延）	人	80	ケアマネ意見交換会参加者（延）	人	93
396	高齢者福祉	介護予防住宅改修事業	要支援者が、手すりの取り付け等の定められた種類の住宅改修をおこなった場合に予防給付を行う。上限20万円で負担割合に応じ費用の7割から9割を支給する。	適正給付率	%	100	介護予防住宅改修費受給件数	件	48			
397	高齢者福祉	高額介護予防サービス事業	介護予防サービス利用者に対し、介護予防サービス給付費の支給を行う。	適正給付率	%	100	高額介護予防サービス受給件数（年間）	件	93			

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
398	高齢者福祉	介護予防サービス計画給付事業	要支援者が居宅介護予防支援（介護予防サービス計画の策定、事業者との利用調整等）を受けたときに予防給付（10割）を行う。	適正給付率	%	100	居宅介護予防支援受給件数	件	379			
399	高齢者福祉	特定入所者介護サービス事業	要介護者が、介護福祉施設、介護保健施設、介護医療院、介護療養施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護などの介護サービスを受けたとき、居住費・食費の負担が低所得者の方（利用者負担第1段階から第3段階までの者）に過重な負担とならないようにし、所得に応じた定額の負担限度額を設けることにより、低所得者の負担の軽減を図るため介護給付を行う。	適正給付率	%	100	負担限度額認定者数	人	879			
400	高齢者福祉	高齢者保健福祉基金事業	高齢者保健福祉基金への積立									
401	高齢者福祉	高齢者福祉にかかる申請受付相談事務（笠間支所）	高齢者福祉に係る総合的な相談及び各種受付事務 ・介護予防生活支援事業 ・高齢者クラブ事業 ・敬老事業 ・高齢者見守りあんしんシステム事業 ・家族介護者への支援事業（各事業の詳細については高齢福祉課参照） ・救急医療キット設置事業	相談・申請受付件数	件	572						
402	高齢者福祉	特例特定入所者介護予防サービス事業	介護認定の申請前に緊急その他やむを得ない理由により、特定入所者介護予防サービスを受けたとき等、特定入所者介護予防サービス費の支給要件を満たさないときでも、市が必要と認める場合に、負担限度額を超える額を償還払で支給する。									
403	高齢者福祉	特例介護予防サービス計画給付事業	指定介護予防支援事業者以外の基準該当事業所による介護予防支援を受けたとき等、介護予防サービス計画費の支給要件を満たさないときでも、市が必要と認める場合に、費用（基準額）の全額を基準に市が定める額を償還払で支給する。									
404	高齢者福祉	財政安定化基金拠出金事務	通常の努力を行ってもなお生じる保険料収納状況の悪化により、介護保険財政に不足が生じる場合や給付の見込み誤り、収納率の悪化等を理由として財政収支の不均衡が生じた場合、介護保険財政に赤字が生じないよう県より財政安定化基金の資金の借り受けに対して拠出する。	積立額	円	0	借入れ額	円	0			
405	高齢者福祉	在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で人生の最後まで暮らし続けることができるよう、切れ目ない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、医療機関と介護事業所等関係者の連携を推進する。									
406	高齢者福祉	介護費用適正化推進事業	不正請求の抑止及び適正な介護保険サービスの提供を図るために以下の事業を実施する。 ・介護保険サービス利用者に、介護費用の通知をすることにより、実際に利用したサービスの種類や回数・費用額などの確認を促す。 ・介護給付費の請求に誤りがないか点検する。 ・調査結果の確認により、認定調査員の技術的水準の確保及び調査の平準化を図る。 ・ケアプランの内容点検を実施することにより、個々の利用者が真に必要なサービスを確保するとともに、その状態に適合しない過度なサービス提供を改善する。 ・住宅改修や福祉用具購入の必要性について確認を行う。	給付費通知発送件数	件	13,894	給付点検数	件	5,944	過誤申立件数	件	1,913
407	高齢者福祉	介護予防普及啓発事業（運動教室費）	運動教室や認知症予防教室を実施することにより、運動及び認知機能の維持・向上を図り、閉じこもりや要介護状態となることを予防する。	スクエアステップ教室参加者数（延）	人	57	男性向け介護予防教室参加者数（延）	人	265			
408	高齢者福祉	介護予防把握事業	閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、サービス利用の勧奨や見守り体制の整備、介護予防活動へつなげる。	介護予防のための健康講話	回	42	参加人数	人	428			
409	高齢者福祉	高齢者見守りあんしんシステム事業	高齢者等の方々が住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるように、緊急時の備えとして通報装置を貸与し、自宅での急病や怪我による緊急通報のほか、相談や安否確認コールのサービスによりサポートする。 緊急時を含む家庭内事故に対応した事業とすることで、地域支援事業の対象となっている。 緊急ボタンと相談ボタンを備えた装置を該当者宅に設置し、緊急時の消防への連絡、その他家庭内の事故等に対処対応する事業として平成27年9月から実施している。 地域支援事業費国庫負担金:38.5% 地域支援事業費県負担金:19.25% 地域支援事業費一般会計繰入金:19.25% 第1号被保険者介護保険料:23%	緊急通報回数	回	375	救急搬送	回	24	利用者数	人	243
410	高齢者福祉	包括支援センター運営事業	地域包括支援センター業務の遂行のため、業務量と役割に応じた適切な人員体制を確保し、職員の資質向上のための研修を受講するなどし、適正に事業を実施する。	ひとり暮らし高齢者へ訪問件数	回	197	在宅ケアチーム構築数（延）	件	491			
411	高齢者福祉	高額介護サービス事業	介護サービス利用者は、保険給付の1～3割を負担しているが、その1～3割負担の合計額が本人・世帯の課税状況に応じた一定の上限額を超えた場合には、超えた分を申請により支給する事業。	適正給付率	%	100	高額介護サービス受給件数（年間）	件	13,794			
412	高齢者福祉	地域ケア会議推進事業	笠間市地域包括ケアシステムネットワークの構築に必要な会議の経費を支出する。 代表者会議・各種ワーキング・毎月実施の地域包括ケア会議を実施することにより、地域の多職種間のネットワークによる地域ケア体制を推進する。	地域包括ケア会議	回	9	参加者数（延）	人	413			
413	高齢者福祉	審査支払手数料事務（総合事業）	介護予防・生活支援サービス費に係る支給に伴う審査支払事務手数料を国保連合会に対して支払う。 地域支援事業費国庫負担金:20% 調整交付金:約3% 地域支援事業費県負担金:12.5% 地域支援事業費支払基金交付金:27% 地域支援事業費一般会計繰入金:12.5% 第1号被保険者介護保険料:約25%	適正給付率	%	100	国保連合会審査件数（年間）	件	6,222			
414	高齢者福祉	高額介護予防サービス費相当事業	介護予防・生活支援サービス利用者のひと月の自己負担合計額が本人、世帯の課税状況に応じた一定の上限額を超えた場合に超えた分を支給する。 地域支援事業費国庫負担金:20% 調整交付金:約3% 地域支援事業費県負担金:12.5% 地域支援事業費支払基金交付金:27% 地域支援事業費一般会計繰入金:12.5% 第1号被保険者介護保険料:約25%	適正給付率	%	100	高額介護予防サービス受給件数（年間）	件	91			
415	高齢者福祉	サービス事業者振興事業	介護サービスを提供する事業者と保険者である笠間市がお互いに情報交換を行い、連携を密にすることによって、利用者によりよいサービスが提供できるようにし、ひいては介護保険の円滑な推進に資する。	会議開催回数	回	1						

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
416	高齢者福祉	特定入所者介護予防サービス事業	要支援者が、短期入所生活介護、短期入所療養介護などの予防サービスを受けたとき、居住費・食費の負担が低所得者の方（利用者負担第1段階から第3段階までの者）にとって過重な負担とならないようにし、所得に応じた定額の負担限度額を設けることにより、低所得者の負担の軽減を図るため予防給付を行う。	適正給付率	%	100	負担限度額認定者数	人	879			
417	高齢者福祉	総合相談支援事業	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス機関や制度の利用につなげる等の支援を行う。	相談日数	日	243	相談者数	人	2,475			
418	高齢者福祉	特例地域密着型介護予防サービス給付事業	要介護認定の申請前に緊急その他やむを得ない理由により、地域密着型介護予防サービスを受けたとき等、地域密着型介護予防サービス費の支給要件を満たさないときでも市が必要と認める場合に、 費用（基準額）の9割相当額を基準に市が定める額を償還払で支給する。									
419	高齢者福祉	障害者控除等対象者認定事務	所得税法施行令・地方税法施行令の規定により、身体障害者に準ずる者等として市町村長の認定を受けている者が、障害者控除の対象とすることができる。当該認定にあたっては、介護認定に用いた主事医意見書の情報により認定することになる。	障害者控除等申請者数	人	56	障害者控除等認定者数	人	56			
420	高齢者福祉	地域密着型介護予防サービス給付事業	要支援者が、地域密着型介護予防サービスである「介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」などの介護予防サービスを受けたときに予防給付を行う。	適正給付率	%	100	地域密着型介護予防サービス受給者数	人	8			
421	高齢者福祉	高額医療合算介護予防サービス費相当事業	医療費、介護予防・生活支援サービス費のそれぞれの自己負担限度額適用後、同じ世帯で両方を合算した負担額が高額になった場合に適用される。 地域支援事業費国庫負担金:20% 調整交付金:約3% 地域支援事業費県負担金:12.5% 地域支援事業費支払基金交付金:27% 地域支援事業費一般会計繰入金:12.5% 第1号被保険者介護保険料:約25%	適正給付率	%	100	高額医療合算介護予防サービス受給件数	件	8			
422	高齢者福祉	地域介護予防活動支援事業（通いの場活動支援）	【新規】 住民主体の通いの場の活動を支援するため、新たにふれあいサロンの活動にeスポーツを取り入れることで、通いの場の充実と社会参加を通じた介護予防の推進を図ることを目的とする。 地域支援事業費国庫負担金:20% 調整交付金:約3% 地域支援事業費県負担金:12.5% 地域支援事業費支払基金交付金:27% 地域支援事業費一般会計繰入金:12.5% 第1号被保険者介護保険料:約25%	ふれあいサロン数	箇所	0						
423	高齢者福祉	生活管理指導短期宿泊事業	基本的な生活習慣が欠如している高齢者に対して、短期間の施設宿泊による一時的な日常生活の指導及び支援を行い、基本的な生活習慣の確立が図られるよう援助することにより、高齢者の福祉の向上を図るとともに、要介護状態への進行を予防することを目的とした事業である。	利用者数	人	0	契約施設数	ヶ所	6			
424	高齢者福祉	地域クラウド運営事業	笠間市介護健診ネットワークシステムを利用し、行政が保有する情報を民間事業所等の関係機関へ提供することにより、情報が安全かつ有効活用されることによる住民サービスの更なる向上を目的とした事業である。 また、登録されている独居・老々世帯の見守り情報も共有することにより地域の見守り支援を行っている。	事業所説明・運営協議	回	6	参加事業所	箇所	93			
425	企業誘致	企業立地促進事業	・事業概要：企業誘致にかかる支援制度を創設し、企業立地を促進する。 ・事業内容：企業立地促進事業補助金（設備投資にかかる経費への補助金）と下水道使用料支援補助金の交付事業。下水道使用料支援補助金については、令和元年度末までに土地の譲渡契約をした者が対象。 ・特定財源：無 ・過去の経緯：令和4年10月より、補助限度額の引き下げ（最大2億円→1億円）、また安居工業地域造成費補助の創設（最大1千万円）	支援制度活用件数	件	6						
426	企業誘致	畜産試験場跡地利活用促進事業	・事業内容：畜産試験場跡地の利活用策について茨城県との協力和連携を図りながら、各方面との協議調整および誘致活動を実施する。 ・事業内容：「重点」畜産試験場跡地は効果的な活用による生活と経済活動両面を支える拠点となることが期待できることから、所有者である茨城県との協議等を通して、進出意向調査やヒアリングなどを行いながら利活用策の検討を進める。 ・特定財源：無									
427	企業誘致	企業誘致推進事業	・事業概要：企業立地を促し地域産業の活性化及び雇用機会の創出を図る。 ・事業内容：「重点」茨城中央工業団地（笠間地区）や都市計画安居工業地域などの産業用地を中心に企業立地を促すため、優れた交通ネットワークの充実や首都圏に近い地理的条件等の優位性をPRし、新たな産業拠点の形成を推進する。 ・特定財源：無	市外企業等へのPR数	社	75	市外企業訪問数	回	6	企業引き合い数	社	6
428	企業誘致	安居工業地域整備推進事業	「重点」 本地区は市の南東部に位置し、市の都市計画マスタープランにおいて、恵まれた交通利便性を背景に多様な産業の立地集積を目指す地区として位置付けており、適正かつ合理的な土地利用と周辺環境と調和した街並みを形成するため「安居・押辺地区地区計画」を定めている。平成25年度に策定した「安居工業地域整備基本構想」に基づき、道路等の基盤施設の計画的な整備を行い、良好な市街地環境を創出する。	新規進出事業者	社	0	地域内企業の地元雇用者数	人	0			
429	企業誘致	既存企業支援事業	「重点」 ・事業内容：市内で活動する既存企業からの事業所拡張や市内移転等の相談を関係各部署と調整しフンストップサービスでの対応を図る。 また、既存企業との交流を深めるため「がんばる企業応援連絡会」を組織し、行政と企業及び企業間の連携を図る。	市内企業訪問数	回	75	市内企業PR支援件数	件	15	市内企業情報提供件数	件	15
430	企業誘致	企業立地促進基金事業	・事業概要：企業誘致にかかる支援制度（補助金）の財源として、基金を創設し適切な管理・運用に努める。	基金の運用回数	回	1	基金の積立回数	回	2			

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績	
431	企業誘致	（一財）笠間市開発公社運営事業	「重点」・事業内容：市内の土地資源の総合的開発利用を促進し、諸産業の振興発展に努めて、市民生活の向上に寄与するため、工業・住宅・公共用地等の造成・分譲を実施する。	東工業団地引き合い数	社	1	成約件数	件	0				
432	雇用・労働環境	創業支援事業	笠間市商工会や茨城県中小企業振興公社等の創業支援関係機関と連携し、創業希望者の一元管理による手厚い支援とするため、平成27年10月に国の認定を受けた創業支援事業計画に基づき、窓口相談や創業塾の開催等による支援を実施するとともに、創業希望者、第二創業希望者等を支援する。 市内で新たに創業する事業者に向けて、補助金を交付する。	相談受付人数	人	16	笠間市創業塾実参加者数	人	33				
433	雇用・労働環境	雇用対策事業	市内民間事業所での就業促進をはかるため、事業者と学生のマッチングを促進するためのマッチング専用サイトの運営を実施する。 また、高校生とのマッチング機会を図るため、市内高校での企業説明会を開催する。 建設業界で活躍できる人材育成を支援するため、笠間地区建設高等職業訓練校協会に対して助成する。	事業調整会議の開催	回	4	職業訓練校協会補助件数	回	1	就職企画開催数	回	1	
434	雇用・労働環境	自衛隊事務	法定受託事務として処理することとされている自衛官の募集事務を行い、自衛隊と一般市民との相互理解を深めるとともに、自衛隊の健全な育成発展に寄与する。	広報回数	回	5	入隊者数	人	6				
435	雇用・労働環境	自衛官募集事務（笠間支所）	自衛官の募集が、自衛隊の人的基盤を支え組織の精強性を維持する上で極めて重要であることから、募集に関する広報宣伝事務の推進を図る。										
436	雇用・労働環境	自衛官募集事務（岩間支所）	自衛官の募集が自衛隊の人的基盤を支え、組織の精強性を維持する上で極めて重要であるため、募集に関する広報宣伝事務を推進している。	視察研修	回	1							
437	雇用・労働環境	頑張る女性応援事業	就労、キャリアアップ、転職、再就職若しくは非正規雇用から正規雇用への転換等を目指す女性を支援ための事業を行う。 ①創業支援補助金に女性枠を設け、週の営業日数等の制限を緩和し、子育て世代でも創業できるよう支援を行う。 ②女性の就業、キャリアアップ等のために有用な資格等を取得した市内在住の女性に対し、要した費用の一部を補助する。	相談受付人数	人	70	女性創業補助金交付件数	件	2				
438	雇用・労働環境	事業承継支援事業	中小企業の中には、将来の事業存続に課題や悩みを抱える企業が多く、将来的に廃業や従業員の雇用損失に繋がる可能性があることから、中小企業の円滑な事業承継に向けた相談、支援を行う。										
439	観光	筑波山地域ジオパーク推進事業	本市を含む筑波山周辺地域について、本地域の地質、自然環境、歴史文化等に関する教育及び学習の振興、並びに観光産業等における付加価値化を図り、経済を含めた地域の活性化を図るため、本市の外5市（つくば市、土浦市、石岡市、桜川市、かすみがうら市）等で連携するジオパークを推進する。 また、令和2年度に再認定されたため、さらなる連携強化を図り、ジオパークの継続を推進する。	ジオパーク啓発活動	件	22	ジオ関連施設訪問者（石の百年館来訪者数）	人	4,875				
440	観光	茨城デスティネーションキャンペーン事業	デスティネーションキャンペーン期間中においてJRや市内事業者の企画への協力や物産展の出店など市内誘客促進を図る。										
441	観光	バーチャル観光案内システム運営事業	ヴァーチャル観光案内システムの運営及び利用促進を図る。	デジタルサイネージ利用者数	人	192							
442	観光	笠間工芸の丘管理事業	指定管理者制度を活用し、地場産業の振興、体験型施設、観光情報発信機能として整備された施設の魅力を更に高める。	植栽管理面積	㎡	58,306	工芸の丘売上額	円	0	利用者数	人	0	
443	観光	駐車場管理事業	自家用車等で訪問する市民及び観光客のために駐車場の維持管理を行う。 ・稲荷駐車場 150台（大型可）	維持管理費用	円	2,729,906	年末年始荒町駐車場駐車台数	台	0	年末年始荒町駐車場駐車料金	円	0	
444	観光	菊栽培所管理事業	市営菊栽培所の運営及び管理に関する業務を行い、菊まつりに展示する各種の菊を計画的に栽培する。	菊栽培数	鉢	1,600	菊栽培講習会	回	0	市民菊花展参加者数	人	0	
445	観光	観光PR戦略事業	笠間の知名度アップと新規観光客の拡大を目的に、観光協会及び観光関連団体と連携のもと、観光事業を展開する。また、通年型チラシや観光パンフレットを作成し、県内外にPR活動をし、誘客に努める。 ○通年行われるイベント、特に春のつつじまつり、秋の菊まつりにおいて旅行会社、新聞社、放送局等を訪問し、PRすることにより観光客の誘客を図っていく。 ○笠間観光協会に一部の業務を委託 ○非常に好評であった情報誌「笠間ジマン」の最新号を発行し、周辺自治体から誘客を図る。	入込観光客数	人	3,749,600							
446	観光	菊まつり事業	平成19年に100回を迎えた菊まつりを市民参加型の持続的な催しに発展させることを目的に関係団体や協賛企業の事業と連携して、菊花を取り上げたイベント等を充実させながら、より一層市民全体を上げての菊まつりとして開催する。 産官学連携による菊装飾を行うことにより活性化を図り、また、台湾との菊による交流も深め誘客を推進する。協議会によるテレビ・新聞社・旅行会社等へのキャンペーンを行い、観光客の誘致に努める。 ○笠間の菊まつり連絡協議会での企画及び観光客の誘致協議 ○市内の菊装飾及び管理（10月中旬～11月下旬） ○まつり関連業務委託の締結	開催期間	日	37	入込客数	人	838,000				
447	観光	インバウンド多角化事業	【旧外国人旅行者受入事業】 多言語によるパンフレット等を作成し、外国人旅行者の受入態勢を整え快適に滞在できる観光地を目指すと同時に、海外の旅行会社等への営業活動を強化することにより、笠間市を行程に含めたツアー造成の促すことにより、外国人旅行者の増加を図る。 また、開設された台湾事務所と連携をとり、誘客の推進を行う。	会議数	回	2	観光案内所外国人利用者数	人	245				

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
448	観光	連携中枢都市圏構想推進事業（観光課）	連携中枢都市形成に向けて事業を展開する。									
449	観光	広域観光推進事業	周辺自治体や関係機関・団体と連携し、広域的なPR活動や広域観光ルートづくりを推進し、周辺観光資源と笠間市内の優れた観光資源を紹介、宣伝し、観光客の誘致拡大を図る。 【参加団体】 笠間・吾国愛宕県立自然公園協議会、かさましこ観光協議会、水戸・笠間・大洗・ひたちなか観光協議会、漫遊いばらき観光キャンペーン協議会、いばらき県央地域観光協議会、茨城空港周辺地域資源活用推進連絡会、茨城県公園間交流連携促進協議会	入込観光客数	人	3,749,600						
450	観光	観光動態調査事業	茨城県からの委託により、笠間市内の観光拠点において、観光客入込数や観光客の動向を分析するための資料として、年齢・人数・出発地などを調査する。 ○調査地点　・笠間稲荷神社　・あたご天狗の森　・笠間工芸の丘　・笠間日動美術館　・茨城県陶芸美術館 ○調査員の手配及び調査資料による分析	入込観光客数	人	3,749,600						
451	観光	観光戦略推進事業	戦略的な観光政策を推進するため、観光振興基本計画の進行管理を中心に、観光関係事業者の連携強化を図る。 第2次計画の指標となる各種調査、関係会議を開催するもの。 ○関係事業者連携会議や講演会の開催 ○教育旅行及び民泊の推進	観光情報WEBアクセス数	件	133,488						
452	観光	フィルムコミッション事業	笠間市の豊かな自然、歴史的建造物、公共施設等を市ホームページや茨城県フィルムコミッション推進室との連携を図りながら紹介し、魅力を発信することにより、テレビ・映画等での使用を推進し、笠間市のPRを図っていく。 ○テレビ・映画等のロケハン同行　ホームページでのロケ地の紹介 ○茨城県フィルムコミッション推進室との連携 ○ロケ地を生かした誘客促進	ロケ同行日数	日	63	FC関係経済効果	円	6,389,000			
453	観光	観光周遊バス運行協議会事業	協議会加盟団体と連携し、市内観光の周遊促進を図る。 ○1回乗車につき　100円 ○1日フリー乗車券　300円 笠間市内観光周遊バス運行協議会 構成団体：笠間市・日動美術館・笠間稲荷神社・茨城県陶芸美術館・笠間工芸の丘・笠間観光協会・笠間ショッピングセンター・道の駅かさま	運行日	日	315	運行数	便	7	利用者数	人	27,119
454	観光	観光協会強化促進事業	観光事業の振興と健全な発展を図り、笠間市に観光客を誘致し地域経済の発展に資するため、観光協会の育成強化を推進する。	事業収益	円	227,771,323	協会員数	人	317			
455	観光	台湾交流事業（インバウンド推進）	○平成30年8月に開設した笠間台湾交流事務所の運営経費。 ○台湾やドイツなど国際交流に伴う費用	台湾からの笠間市への旅行者数	人	2,666						
456	観光	石の百年館管理事業	笠間の重要な地場産業である稲田石の振興、観光交流の促進及び地域活性化を図るためJR稲田駅隣接地に「観光交流センター　石の百年館」として、H26年3月に開館した。石の百年館の適正な運営管理・企画展などを開催することで、地場産業PRの場として活用するとともに来館者増につなげる。	催事参加者数	人	112	来館者数	人	4,875			
457	観光	観光施設管理事業	各観光施設の維持管理を行う。	維持管理費用	円	8,602,080						
458	観光	かさまコンシェルジュ事業	市内外での観光キャンペーンへの参加や、観光案内業務、観光啓発活動を行うことで、PRの推進・観光客受け入れ環境の整備・市民主役の観光まちづくりを図る。 ○業務委託の締結・委託料の支出・運営（観光PR・観光案内所・観光啓発活動） ○観光マイスター等の取得や各種研修参加によるコンシェルジュの参加による研修	派遣人数（観光案内所運営を除く）	人	106	キャンペーン日数	日	60	利用客数（観光案内所）	人	21,846
459	観光	笠間の家活用事業	指定管理者制度により、地域活性化を図るための拠点として、都市住民と市民及び市内作家の交流が行える施設として活用する。	開館日数	日	113	企画展開催数	回	16	入場者数	人	1,934
460	観光	笠間工芸の丘整備事業	笠間焼を中心とした地場産業の振興を担っている工芸の丘をリノベーションし、機能を充実させ利便性、魅力度の向上を図る。									
461	観光	地域事業活性化支援事業	コロナ感染症拡大により開催中止や開催方法の変更を余儀なくされている市内の歴史・伝統あるまつりについて、まつりの担い手育成やまちの賑わい創出、市内活性化を図るもの。									
462	観光	市内誘客促進イベント支援事業	通年型の誘客促進と地域経済の活性化を目的として、笠間芸術の森公園等大規模会場で開催するイベントに要する会場使用料・警備委託料及び渋滞緩和対策等に係る経費に対して補助金を交付する業務を委託するもの									
463	観光	菊栽培所整備事業	伝統ある笠間の菊まつりの菊栽培、装飾技術を継承していくために栽培所施設の環境を整備し、菊づくり体制の強化を図る。									
464	地場産品	地場産材活用促進事業	「重点」　笠間市で産出された資源を建築資材として活用することにより、地産地消を促し、地場産業の活性化の推進を目的として、地場産材を使用した住宅等に対して、工事費や材料費の一部を補助する。 ○対象地場産品：稲田石、笠間焼　○対象建築物：市内外の住宅及び店舗等　○対象事業：新築、増改築、リフォームにおいて、地場産材に係る工事費が5万円以上の工事 ○補助率：対象となる工事費の2分の1　○補助限度額：30万円（立地適正化計画で定める居住誘導区域内及び準居住誘導区域内）・20万円（その他の区域）	申請件数	件	4	交付件数	件	1			
465	地場産品	地場産業支援事業（稲田みかげ石振興）	稲田石材商工業協同組合の機能強化支援と、地場産業である稲田みかげ石の振興を図るため、間知石積工事と併せ稲田石のPR活動を実施するとともに、石材業に携わる技術者の育成を支援する。 ・間知石積工事 石積加工の技能取得した石工の更なる技能向上のため笠間芸術の森公園法面において間知石積工事を発注する。 ・石材業技術者育成支援事業補助金 石材業に携わる技術者の育成を支援し、地場産業である石材業の振興を図ることを目的として、技術者の育成にかかる技能講習・技術検定の費用を対象に補助金を交付する。	調整会議開催数	回	1	補助金活用件数（技術者の育成支援）	件	5			

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
466	地場産品	地場産業支援事業（笠間焼振興）	国の伝統的工芸品の指定を受けている笠間焼の振興を目的に関係機関と連携し、販路開拓の促進と観光資源としての活用も視野に入れた支援を実施する。 また、市内で創業する陶芸家をはじめとした担い手育成を推進するために、笠間陶芸大学の学生やその卒業生を対象とした補助金を交付することで、人材育成を含めた活性化を図る。	P R 事業数	回	8	補助金活用件数（後継者育成に限る）	件	26			
467	地場産品	地場産業支援事業（笠間陶芸修行工房）	茨城県立笠間陶芸大学の卒業生を対象に、陶芸家として創業するまでの準備期間に利用できる作業場及び作陶設備を貸し出すことで、技術習熟の機会を与え、市内への定住・創業を促すことを目的とした事業。 ・若手育成プラン 月額25,000円で作業場を貸し出す。年間12回分の窯使用料が無料。	広報	回	5	工房利用登録者数	人	8			
468	農林業	有機農業推進事業	有機農業推進協議会を設立し「みどりの食料システム戦略」のオーガニックビレッジ宣言を行い、有機農業実施計画を策定し笠間市の有機農業を推進する。									
469	農林業	生き生き菜園はなさか事業	自然・健康志向、食の安全安心、野菜づくりを通した生きがいづくりなどの住民ニーズに応えるため、市民農園を整備し利用促進することで、市民が気軽に栽培活動に取り組める環境づくりを行うとともに、耕作放棄地の有効活用を図る。 ○平成19年4月開園　　○施設概要 1区画30㎡、全84区画、利用料10,470円／1区画、付帯施設：農機具倉庫、水道施設、トイレほか　　○平成23年度より管理運営業務を一部委託	交流会(共同作業)	回	2						
470	農林業	農業公社運営事業	農業の振興と地域の活性化を図るため設立された笠間市農業公社の運営を支援する。 担い手への農地集積・集約化、農産物販売、グリーンツーリズムの推進、菓加工品販売等の事業を実施する。	事業件数	件	1						
471	農林業	主要農産物総合支援事業	小菊、栗、梅など県内有数の産地であるものの、品質に対する評価、面積あたりの収穫量、産出額は低い状態にある。こうした現状を打開するため、労働生産性を高めるための農業生産基盤の整備、儲かる農業を展開する。 県補助（儲かる産地支援事業）補助率：事業費の1/3以内 市補助（主要農産物総合支援事業）補助率：事業費の1/6以内 ※県補助の対象とならなかったものについては、市補助についても対象外。	事業内容確認	回	3						
472	農林業	経営体育成基盤整備事業（石井・米栖・稲田地区）	【重点・拡充】 未整備である農地、用排水施設及び道路などの施設を総合的に整備する区画整理事業。 概算総事業費：22億円 事業期間：令和4年度から令和12年度まで(予定) 負担割合：国50% 県27.5% 市10% 地元12.5% 受益面積：74.1ha	地元役員会	回	10	地元調査	回	5			
473	農林業	地域計画策定事業	力強い農業構造を実現していくためには、集落・地域での徹底的な話し合いにより、地域農業のあり方について議論を進め、地域農業を担う経営体や生産基盤となる農地の将来的な利用の姿を明確化していく地域計画が必要となる。 地域の中心となる経営体の確保や、地域の中心となる経営体への農地集積・集約化に必要な取組、集落営農組織の法人化を支援する。	検討会開催数	回	1						
474	農林業	経営体育成基盤整備事業（友部中央地区）	霞ヶ浦用水事業の受益地である本地区の用排水施設や農道等の整備に併せて農業生産の担い手の育成確保と担い手への農地集積を行う。 概算総事業費：8億2千万円 事業期間：平成30年度から令和7年度まで 負担割合：国50% 県27.5% 市10% 地元12.5% 受益面積：35.3ha	役員会	回	3	関係機関との調整	回	2	整備進捗率	%	85
475	農林業	市単土地改良事業	全地区の土地改良区において、台帳に記載されている市で対応すべき、ため池や水路の維持管理に係る事業費。	地元調整	回	8	整備完了地区	箇所	8			
476	農林業	森林整備事業	森林環境譲与税を「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることで、手入れが十分に行われてこなかった森林の間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等を行う。	森林整備面積	ha	1	森林経営管理制度	ha	1,810	意欲と能力のある林業経営体	団体	2
477	農林業	水利施設等保全高度化事業	経営体育成基盤整備事業より水利施設等保全高度化事業へ事業名変更。 県営事業により、老朽化した用排水施設の再整備事業（押辺・安居地区） 令和3年度事業採択 総事業費：10億5千7百万円 事業期間：令和3年度から令和9年度まで(予定) 負担割合：国50% 県27.5% 市10% 地元12.5% 受益面積：108.2ha									
478	農林業	クラインガルテン整備事業	笠間クラインガルテンの快適な施設環境を維持するため、必要な整備を行う。	ラウベの修繕	棟	1						
479	農林業	農業委員報酬等	農業委員 1 9 名及び農地利用最適化推進委員 1 3 名の報酬である。									
480	農林業	新規需要米流通助成事業	新規需要米（飼料用米・飼料用稲）は、人的資源（水稻生産技術）、物的資源（既存の施設機械、J Aからレンタル）を活用でき、湿田等の土地条件でも作付けできることから、重点作物に位置づけている。 畜産農家の利用促進をすることで、集落営農組織の経営安定につながる。新規需要米への流通助成を実施することは、地域農業全般の振興に貢献する。 補助対象者：飼料用米生産者、笠間市飼料稲利用組合（畜産農家） 補助率：2,000円/10a（飼料用米）、4,000円/10a（飼料用稲） 積算根拠：飼料用米集荷業者取扱手数料相当額（2,000円/10a）、飼料用稲運搬経費相当額（生産量9㍗/10a 運搬代900円/㍗×9㍗/10a＝8,100円/10a）	取引条件の情報提供	回	2						
481	農林業	会長関連事務・視察研修等事業	農業委員及び農地利用最適化推進委員の研修を行い、基本的な知識の習得や変化する農業行政に対応し、地域農業の発展に寄与する。	農業委員・推進委員の研修会	回	4	農業委員・推進委員の研修参加者	人	70			

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
482	農林業	農業委員会活動事業	優良農地の確保と農業への関心を深めるため、市内園児等の農業体験及び交流を実施する。	農業体験	回	1	参加園児数・保護者等	人	479			
483	農林業	農地中間管理機構関連整備事業	【新規】 農地中間管理機構を活用して集積した農地について、県営事業で農地整備を行う。 事業年度：令和2年度から令和7年度まで 総事業費：3億5千9百万円 受益面積：南友部地区 14.2ha	関係機関との調整	回	5						
484	農林業	経営体育成基盤整備事業（大洲地区）	未整備である農地、用排水施設及び道路などの施設を総合的に整備する区画整理事業。 概算総事業費：9億6百万円 事業期間：令和2年度から令和7年度まで（予定） 負担割合：国50％ 県27.5％ 市10％ 地元12.5％ 受益面積：31.9ha	地元役員会	回	12	地元調査	回	2			
485	農林業	石岡台地用水事業	昭和27年用水事業計画が制定され、その後38年に「石岡台地土地改良事業推進協議会」、43年には「石岡台地土地改良区」が設立、45年から国営石岡台地農業水利事業に着手、平成元年に国営事業が完了した。現在は、関係7市町村は、これまでの国営かんがい排水事業の負担金及び基幹農業用水施設の維持管理費を分担して支出している。受益面積6市1町 6873.7ha 市内受益地 549.3ha	推進協議会	回	4						
486	農林業	中心経営体農地集積促進事業	・県営土地改良事業において整備した農地を担い手への集積、集約化を促進するため、中心経営体への農地集積率に応じて整備事業費の一定割合を「補助金」として交付し、受益者の負担軽減を図る。 負担割合：国1/2 県1/3 市1/6 （友部小原地区・随分附地区） 令和4年度～令和5年度									
487	農林業	農業委員会運営・事務局事業	農地の権利移動や農地転用の申請受付、定例総会での許認可などの専属的権限による法令業務、農地の利用調整による農地利用最適化に関する業務である。	総会開催	回	12	申請・届出件数	件	390			
488	農林業	農業者年金事業	農業者年金は、旧制度、新制度の両制度が運営され、旧制度については年金受給申請、経営移譲年金受給に対する事前説明、受給者死亡に対する手続き通知の発送を行う。また、新制度については、加入推進、来庁者への制度説明、両年金待機者への事前説明を行う。農業者年金基金法に基づき各種届出書の受理、審査を行い、独立行政法人農業者年金基金に送付する。	年金各届	人	33	年金受給者現況届	人	209	年金加入者	人	0
489	農林業	新規就農者育成総合対策事業	農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、経営開始時の資金や経営発展のための機械・施設等の導入を支援する。 【経営開始資金】 【経営発展支援事業】 次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金（3年以内）を支援する。就農後の経営発展のために県が機械・施設等の導入を支援する場合、県の支援分の2倍を国が支援する。 補助率：国10/10 補助率：国 1/2、県 1/4	補助件数	件	3						
490	農林業	林業振興事業	森林整備や治山事業の推進、林業関係団体との連絡調整を行い、森林基盤の拡充に努め地域林業の振興に資する。	申請件数	件	6	補助金	千円	665			
491	農林業	霞ヶ浦用水事業（経常）	霞ヶ浦用水事業は、霞ヶ浦の揚水機場から筑波山を通過して、各受益地（13市町）へ配水する施設を造る事業で、地域の要請に即した多面的な土地利用・機械力の導入などを可能にし、農業生産性の向上と農業経営の安定化に資するものである。なお、当市では、本戸地区と友部地区を受益地とし安定的な用水確保を進めている。現在は不動谷津池（小原）に着水し、北川根地区まで管敷設工事が完了している。維持管理に係る市町村負担金	地元役員打合せ	回	3						
492	農林業	地場農産物振興拡大事業	市内で生産される優れた農産物や加工品のブランド化や地産地消に取り組むことにより付加価値による農家所得の向上や生産意欲の増進、笠間市農産物の知名度向上につなげ、地域農業の競争力強化及び発展を図る。	料理教室開催回数	回	0	栽培講習会の回数	回	0	栽培講習会受講生数	人	0
493	農林業	森林クラウドシステム事業	県、市町村、林業事業体等が県内の森林、林業にかかる地図台帳情報を効率的に保管等できるよう、一元的に管理することを背景に、森林整備に必要な様々な情報をひとつのデータベースとして構築し、関係者が常に同一の情報を共有することが可能となる情報システム。	会議	回数	1						
494	農林業	担い手対策強化促進事業	新規参入者及び農業後継者の確保を目指し、農業後継者の研修、機械等整備、生活に対する支援を行い、農業後継者の育成を図り地域農業の担い手の育成及び定着を推進する。	補助事業の情報提供数	回	1						
495	農林業	土地改良区事業	旧友部町から継続で負担しているもので、公共用地とするための農業用ため池の埋め立てや都市下水路整備に伴い、水源補償のため設置した深井戸電気料金。また、土地改良事業運営協議会への人件費補助及び土地改良施設改修のための補助を行っている。	人件費補助	団体	1	電気料負担	地区	2	組織基盤強化	式	1
496	農林業	連携中枢都市圏構想推進事業（農政課）	【新規】連携中枢都市圏構想に基づき、いばらき県中央地域連携中枢都市圏（水戸市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村）の長期的な将来像の実現に向けて相互の役割分担のもと、連携して取組を推進していく。農業の分野では、先進的技術の導入、地域ブランドの育成・販路拡大など、地域資源を活用した産業振興に取り組む。									
497	農林業	霞ヶ浦用水事業（臨時）	霞ヶ浦、利根川及び鬼怒川などから用水を取得し、農業用水、水道用水及び工業用水を合わせて供給する総合用水事業である。当市は、農業用水を安定的に供給する体制を確立し、産業基盤の充実のため、事業の推進を図っている。事業は、水資源機構、農林水産省、茨城県、霞ヶ浦用水土地改良区が連携を図り総合的に事業を展開している。 平成20年度：国営事業前線完了 平成21年度：国営管の基幹水利施設管理を13市町（代表下妻市）が行っている。県営管（霞Ⅲ期）事業が開始。	地元役員調整	回	3						

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
498	農林業	畜産業推進事業	家畜防疫及び衛生面に関する飼養管理の徹底を呼掛け、茨城県と連携し組織的な対応が必要な疾病の流行防止対策を推進することで、家畜衛生対策の充実と安全な畜産物の生産に資する。	情報提供数	回	5	農家巡回数	件	150	家畜伝染病発生予防対策実施数	件	60
499	農林業	農道維持管理事業	農道の調査や整備に係る事務、既存農道の維持管理及び補修工事を行う。 路線数 515路線 延長 93,368m	資材支給件数	件	2	要望に対する実施率	%	100			
500	農林業	クラインガルテン事業	農業・農村の有する多面的機能を十分に発揮し、地域農業の活性化を図るため、滞在型市民農園（クラインガルテン）施設を核に都市と農村の交流を通した豊かな農村づくりを目指す。	定例会の開催	回	4						
501	農林業	中山間地域等直接支払事業	耕作に不利な中山間地域の耕作放棄地発生防止など、農業生産活動が持続できるよう集落において共同活動に継続支援する。 対象組織：2組織（令和5年度）	協定参加人数	人	43	協定参加面積	㎡	196,966			
502	農林業	栗ブランド推進事業	「笠間の栗」のさらなるブランド力向上と生産振興に取り組み、付加価値向上により栗に関わる生産者、加工事業、販売者等の所得向上につなげ、生産拡大や販路拡大、市内誘客を図る。	かさま新栗まつり来場者	人	55,000	講座・講習会等の回数	回	8			
503	農林業	使用済農業用プラスチック適正処理対策事業	111 使用済農業用プラスチックは、産業廃棄物として適正に処理することが義務付けられており、処理にかかる農家負担の軽減を図り使用済農業用プラスチックの円滑な回収を推進し、施設園芸の経営安定と農村環境の保全を図る。 農業用の使用済ビニール、ポリエチレンの処理業務を農家から委任され、処理業者が回収し処理料・運搬料を負担金として支払う。	回数	日	1	処理量	t	10	利用農家数	人	47
504	農林業	農業振興地域整備促進事業	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が定める農業振興地域整備計画の定期的な変更（随時見直し）等を行い、農業振興地域の中で将来にわたって保全すべき優良な農用地の確保と農業施策の計画的実施を推進する。 農業上の土地利用の展開を図るべき農用地区域の設定及び農業生産基盤の整備計画や農用地等の保全計画などの方針を策定し、農地の利用集積などによる農用地の効率的な利用を促進させ、農業経営基盤の強化を図り、より安定的な生産活動を推進する。	農業振興地域整備促進協議会の実施	回	3						
505	農林業	土地改良推進事業	土地改良事業の推進を図るため、関係機関との連絡調整など総括的な事務を行う。 地区として公共性のある農業用施設の整備改修に関する補助を行う。	施設改修助成	件	22						
506	農林業	県単土地改良事業	県営土地改良事業で実施する外周隣接地における、調査設計業務。 県単補助金を活用した事業。	地元調整	回	2						
507	農林業	農地災害復旧事業	震災や自然災害により被災した公共性のある施設について、災害復旧を行う。	復旧工事地区	地区	0						
508	農林業	環境保全型農業直接支援対策事業	地球温暖化防止や生物多様性保全のため環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者団体に対して支援を行う。 補助単価 14,000円/10a（有機農業）・12,000円/10a（有機農業）・6,000円/10a（カバークロップ）・4,400円/10a（堆肥）※有機農業は取組内容により単価が異なる。 負担区分 国：1/2 県：1/4 市：1/4	周知活動	回	3	事業確認	回	21	環境保全型農業の実施面積	㎡	300,900
509	農林業	森林環境整備基金事業	森林環境譲与税を後年度における事業に要する費用に充てるために基金に積み立てる。									
510	農林業	水田航空防除事業	水稻の病害虫防除を航空防除事業によって広域的かつ効率的に推進し、農業生産の安定、向上に資する。	水田航空防除事業補助金	千円	1,707						
511	農林業	多面的機能支払交付金事業	農地や農業用水等の資源は、食料の安定供給や多面的機能の発揮の基盤となる社会の共通資本である。しかし、これらの資源は、農業従事者の高齢化や混住化などにより集落の機能が低下し、適切な保全管理が困難になっている。このような状況に対応するため、農業者だけでなく農業を営んでいない住民も含めた組織を立ち上げ、これらの資源の適切な保全管理を行うための活動支援を行う。 対象農地：農振農用地 事業実施主体：農家及び非農家から構成される組織（市が認定するもの） 対象組織：43組織（令和6年度）	地元・関係機関調整	回	42	事業説明会・研修会	回	0	活動報告会	回	0
512	農林業	林道維持管理事業	既設林道の維持管理を行う。 路線数 17路線 延長 33.4km	補修工事件数	件	5						
513	農林業	農業水利施設長寿命化対策事業	概要：農業水利施設のきめ細やかな長寿命化を図るほか、水管理労力軽減や維持管理コスト低減に資する取組、被害の発生を未然に防ぐための取組及び事故の防止などのリスク管理に資する取組を実施する。 実施要件：交付対象事業1地域当たりの事業費の合計が2,000,000円以上となること。 交付対象事業1地区当たりの受益農業従事者数が2人以上であること。 交付対象事業1地区当たりの工事工期が原則3か年以内であること。 負担割合：国50.0%・県14.0%・市13.0%・地元23.0% 事業期間：令和3年度から令和5年度まで	施設改修助成	件	1						
514	農林業	農業次世代人材投資事業	農家戸数や農業労働力の減少、農村の高齢化及び後継者不足は全国的な傾向であり、笠間市においても担い手の確保・育成が緊急の課題となっており、新しい担い手の発掘及び新規就農者の安定経営に向けた支援を行う。 （令和4年度から新規就農者育成総合対策事業のうち経営開始資金へ移行。令和3年度の採択者はいなかったため、令和2年度の採択者に対する5年間の補助金の交付が終了する令和7年度までの事業） 国補：補助率10/10	事業調整	回	6						
515	農林業	笠間市飼料稲利用組合運営事務	国の戦略作物の1つである飼料用稲の生産拡大にあたり、耕種農家と酪農をはじめとする畜産農家との調整を行い稲発酵粗飼料の利用増進と耕畜連携による資源循環型農業を進める。	情報提供数	回	0						
516	農林業	農業経営基盤強化資金利子助成事業	効率的かつ安定的な農業経営の育成・確立を図るため、茨城県信用農業協同組合連合会や日本政策金融公庫から資金を借り入れた認定農業者に対し、利子助成金の交付を行うものである。 利子補給率：1.0%を超える部分	利子助成件数	件	1						

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
517	農林業	遊休農地等を活用した笠間の栗生産拡大事業	市の代表的な地場産品である「栗」の生産拡大を図り、併せて、品質・商品の体制などを確立することにより、名実ともに「日本一の栗産地」を目指す。 地方創生応援税制を活用して行う事業で、市から事業を委託する笠間市農業公社が、生産者等から管理が行き届かない栗畑や遊休農地を借り上げ、植栽、改植、剪定等を実施し、生産拡大と品質・サイズ別出荷を推進する。	寄付者数	件	0	借入面積	ha	0	収穫量	kg	0
518	農林業	鳥獣被害防止地域支援事業	イノシシの被害対策として、地域団体を支援し地域の住民による捕獲活動を推進する。 ・わな猟免許取得のため、必要な経費、農作物被害防止のための電気柵、防護柵及び電気機器購入助成。 ・農作物被害防止のための電気柵、防護柵及び電気機器購入の県補助による上乗せ助成。 ・捕獲処分したイノシシに対して、1頭10,000円の補助。 ・地域捕獲活動団体を対象に1団体100,000円の補助。	イノシシ捕獲数	頭	760	電気柵設置件数	件	43	被害面積	a	43
519	農林業	鳥獣被害防止総合支援事業	鳥獣による被害が深刻化している中、被害防止対策の抜本強化を図るため個体数調整、被害防除を総合的かつ計画的に実施する。農作物等への被害軽減を図るため、「笠間市鳥獣被害対策実施隊」による捕獲活動を実施し、効果的な防除対策を図る。 鳥獣被害防止総合支援事業補助金 事業内容：笠間市鳥獣被害対策実施隊による被害防止活動、農作物の被害状況及び防除状況実態調査 補助率：県10/10（整備事業・鳥獣被害対策実施隊経費・被害防除費・被害状況調査費）	捕獲頭数（イノシシ）	頭	184	捕獲羽数(カラス)	羽	147	捕獲頭数（ハクビシン等）	頭	71
520	農林業	「笠間の栗」プロモーション事業	「笠間の栗」を国内外へ発信し、新たな流通の構築を図り、各地の飲食店・菓子店等で笠間の栗を使用した商品化を推進していく。	栗ペースト輸出货量	kg	267	新規販路開拓	件	1			
521	農林業	農地集積協力事業	一定割合以上の農地を農地中間管理機構に貸し付け、地域内農地の集積・集約化に協力する地域及び農業者に対し補助を行う。	農地集積に関する説明会数	回	20						
522	農林業	水田農業推進事業	米政策を農業者や集荷業者等に周知徹底を図るとともに、担い手への土地利用集積、集落営農の実践等を推進し、水稻等の生産振興及び産地化を促進する。 （1）米政策の周知徹底及び推進 （2）水田農業の担い手育成（集落営農組織等）	転作奨励金	千円	35,634						
523	農林業	農地利用最適化推進事業	遊休農地について、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入促進を推進していくため、地図、航空写真、農家台帳、農業振興地域、土地改良区、用途地域等の情報を一元化し、タブレットの活用により農業委員、農地利用最適化推進委員が農地パトロールや農地利用の最適化を進めていくための効率的な運用を図る。 また、農地転用に関する各種申請に対し、適切な審査、許可業務を行うためには、必要なシステムである。	農地面積	ha	4,710	利用意向調査対象地	筆	4,445	利用意向調査通知者数	人	0
524	農林業	「笠間の栗」水田畑地化モデル事業	水田を畑地化し、高収益作物に転換させ農業所得の向上を図る。 本市の主要農産物に位置づけられている「笠間の栗」の導入・定着を促進させ、更なる知名度の向上を目指して整備するモデル地区事業。									
525	農林業	農業振興事業	農業振興事業推進に係る事業の展開を図る。 ・事業推進に係る消耗品費、各種研修旅費 ・関係団体への負担金									
526	商業	笠間たばこ販売組合補助事業	茨城たばこ販売協同組合笠間支部は、市の税収（たばこ税）に貢献するため販売に努力する（販売促進活動）とともに、未成年者喫煙防止事業・喫煙マナー向上事業・喫煙環境整備事業等を行っている。市は、この組合活動が円滑に行われるよう補助を行う。 なお、かつては「笠間たばこ販売協同組合」であったが、組合員減少（組合費減収）を理由に平成27年1月1日に（上部組織である）茨城たばこ販売協同組合と合併。日立たばこ販売協同組合、大子たばこ販売協同組合も同日に合併し、以降「茨城たばこ販売協同組合笠間支部」として活動している。	清掃活動に対する労務支援回数	回	2						
527	商業	連携中枢都市圏構想推進事業（商工課）	県央地域9市町村（笠間市、水戸市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村）において「いばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する協約」が締結されたことに伴い、茨城県内唯一の連携中枢都市圏として、令和4年度から様々な分野での連携事業を進め、さらなる圏域の活力創出を目指し活動する。	コーディネーター企業訪問件数	社	59	合同企業説明会開催回数	回	1			
528	商業	商工会補助事業	地域経済団体である商工会への補助を通じて、健全な商工業者の育成・支援を図り、ひいては地域の活性化に資する。	商工会関連補助事業数	事業	1	商工会関連補助事業金額	千円	20,000			
529	商業	ふるさとまつり事業	【ふるさとまつり】地域の産業振興とPRにより活性化を図ることや地域で活躍する市民団体のPRを目的とした事業として、商工会、農協、社会福祉協議会などの各種ボランティアの共催により、毎年秋の2日間にイベントを行う。 【バザールdeいわま】岩間駅前の活性化と商工業の振興を目的に毎月第2日曜日（年12回）に地域交流センターいわま「あたご」でバザーを実施する。	実行委員会数	回	5	運営委員会数	回	12			
530	商業	友部駅前魅力向上事業	友部駅前地区の商業の振興によるにぎわいの創出及び地域経済の活性化を図ることを目的として事業を実施する。	相談受付件数	件	7	創業支援補助件数	件	0			
531	商業	中小企業金融支援事業	笠間市内中小企業者に対する事業融資と、これに関する保証を強力にあっせんすることで、笠間市内中小企業の金融の円滑化を図り、もって健全なる企業活動の発展を支援する。	自治・振興金融審査会開催回数	回	12						
532	工業	産業関連業務委譲事務	笠間市では、平成20年4月から「まちづくり特例市」の指定を受け、市民サービスの向上を図るために、一部のサービスにおいて茨城県の権限を委譲した。笠間市に権限が移譲されたことで、様々な窓口手続きの時間が短縮されるほか、笠間市が自立的・自主的にまちづくりに取り組むことができるというメリットがある。活力ある産業づくりの5分野をはじめ産業関連法律に基づく許認可や立入検査等の事務事業を実施する。	決算関係書類の届出受理件数	件	0	立入検査件数	件	0	火薬類の譲渡・譲受・消費の許認可件数	件	14
533	工業	建設業振興事業	住宅や店舗のリフォーム関連工事費の一部を補助することにより需要を喚起し、市内小規模建設施工業者の受注機会の促進を図るとともに、併せて市民の快適な住環境の整備及び小規模事業者が営む店舗の魅力度や機能性を向上させ、市内事業者の事業継続を支援する。	工事受注額（税抜）	千円	149,505						

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
551	学校教育	小学校教育振興事務	①【小学校教育振興事務】小学校の教育振興を図るための教材等の整備や各種補助金交付事務。 学校運営を図るための予算の配当。②【関東・全国大会出場補助金事務】 学校教育活動の一環として行われる各種大会の参加者に対し宿泊費等を補助し、関東・全国会等の高いレベルの大会に参加することで、心身の健全な育成と、スポーツや芸術の振興を図り、各種部活動の活性化と保護者負担の軽減を図る。	児童数	0	3,407						
552	学校教育	クラブ活動支援事業	中学校5校、義務教育学校1校（みなみ学園後期課程）におけるクラブ活動にあたり、1クラブあたり19千円の活動費を支援し、クラブ活動の活性化及び保護者負担の軽減を図る。H19年度までは補助金として支給。	クラブ数	クラブ	69						
553	学校教育	中学校施設管理事業	学校施設等の環境を維持管理していくため、中学校5校、義務教育学校1校の各種保守点検業務等を実施する。 電気設備、消防設備、給排水設備の保守点検、機械警備、植栽管理、清掃委託等	整備校数	校	6						
554	学校教育	要保護・準要保護生徒援助事業	義務教育の円滑な実施を図ることを目的として、経済的理由により義務教育を受けることが困難な生徒の保護者（要保護及び準要保護）に対して学用品、給食、修学旅行等の費用を支給する。 特定財源 国庫補助（要保護生徒分（支出額の1/2））	学用品費等	円	18,876,760	給食費	円	10,008,890	医療費	円	8,180
555	学校教育	中学校理科設備整備事業	理科の学力向上を目的に理科振興備品の整備促進を図る 特定財源 国庫補助金	中学校	校	5	義務教育学校	校	1			
556	学校教育	中学校運営事務	中学校5校、義務教育学校1校（みなみ学園後期課程）の管理運営に必要な事業経費を計上。本事業の中で学校運営を行っている。	生徒数	0	1,785						
557	学校教育	中学校整備事業	学校施設等の環境を整備するため、中学校5校、義務教育学校1校の修繕、工事、備品購入等を実施し、安全性の確保や施設の長寿命化を図る。	整備校数	校	6						
558	学校教育	中学校給食管理事業	学校給食は、発育期にある生徒にバランスの取れた食事を提供し、生徒の健全な発達に資するとともに、生涯にわたり望ましい食習慣の形成や生活習慣病予防の理解など、共同生活において基本的態度能力を育成する、食育および健康教育である。 そのための衛生・安全管理や栄養管理の充実等に努め、安心・安全な給食を提供する経費。	給食提供日数	日	0	友部地区2校生徒数	人	0			
559	学校教育	中学校特別支援教育就学奨励事業	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)の趣旨を推進し、義務教育の円滑な実施に資するため、中学校の特別支援学級へ就学する生徒の保護者に対し、特別支援教育就学奨励費補助金を交付する。 特定財源 国庫補助 1／2 以内	援助費	援助費	2,659,991						
560	学校教育	オーガニック給食推進事業	全国的にオーガニック給食に対する関心が高まっており、来年度から試験的に有機米・有機野菜を給食に提供し、今後のオーガニック給食導入を検討する。 また、子どもたちもより一層安心安全な農産物ということで、給食を残さなくなる一助とする。 提供校 北川根小学校 「新規」	有機野菜品目数	件	2						
561	学校教育	要保護・準要保護児童援助事業	義務教育の円滑な実施を図ることを目的として、経済的理由により義務教育を受けることが困難な児童の保護者（要保護及び準要保護）に対して学用品、給食、修学旅行等の費用を支給する。 特定財源 国庫補助（要保護児童分（支出額の1/2））	学用品費等	円	11,702,904	給食費	円	15,133,010	医療費	円	41,250
562	学校教育	小学校特別支援教育就学奨励事業	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)の趣旨を推進し、義務教育の円滑な実施に資するため、小学校の特別支援学級へ就学する児童の保護者に対し、特別支援教育就学奨励費補助金を交付する。 特定財源 国庫補助 1／2 以内	援助費	円	3,233,037						
563	学校教育	中学校教育振興事務	①【中学校教育振興事務】授業で使用する教材、消耗品等の整備を行い、学力向上や教育環境の充実を図る。②【関東・全国大会出場補助金事務】学校教育活動の一環として行われる各種大会の参加者に対し宿泊費等を補助し、関東・全国会等の高いレベルの大会に参加することで、心身の健全な育成と、スポーツや芸術の振興を図り、各種部活動の活性化と保護者負担の軽減を図る。 事業計画 適正な教育環境の充実整備 ①教材用備品、消耗品の整備②要綱により各種大会の参加者に学校を通じ補助する	生徒数		1,785						
564	学校教育	特殊建築物定期報告業務（3カ年毎）	3年に一度の定期報告業務であり、特殊建築物に該当する（10小学校、5中学校、1義務教育学校）の校舎について、法令に基づき点検を実施し、点検結果を県に報告する業務。	報告学校数	校	0						
565	学校教育	G I G Aスクール運営事業	国の施策であるGIGAスクール構想の実現に向け、児童生徒1人ひとりに主体的・対話的で深い学びができるように必要な環境を整え維持する必要がある。 児童生徒1人1台端末、大型提示装置、学習系システムの運用を維持しより効果的な活用を行う。									
566	学校教育	原子力・エネルギー教育支援事業	原子力・エネルギーに関する教育の推進や平成11年度のJCO臨界事故を契機として県が交付金を創設し、市町村が行う、原子力その他のエネルギーに関する教育に係る教材、教具等について必要な教育支援を行う。主に発電実験器具及びエンジンキットなどを購入しエネルギーに関する教育を行う。	エネルギー関連実験器具数	個	6	小中義務教育学校数	校	6			
567	学校教育	教育支援室事業	教育委員会が、不登校の小中学生を対象に、学籍のある学校とは別に、市の公的な施設に教室を開設し、学習支援をはじめ、学校不適応や引きこもり防止など、状況に応じた支援により、学校への復帰や社会的自立を目標とし、運営を行う。	指導教室設置数	箇所	1	指導教室入室者数	人	67	復帰した児童・生徒数	人	15
568	学校教育	小学校施設管理事業	学校施設等の環境を維持管理していくため、小学校10校、義務教育学校1校の各種保守点検業務等を実施する。 電気設備、消防設備、給排水設備の保守点検、機械警備、植栽管理、清掃委託等	整備校数	校	10						
569	学校教育	特別支援教育支援員配置事業	小学校において障害のある児童に対し、食事・排泄・教室移動補助など学校における日常生活動作の介護を行ったり、発達障害の児童に対し、学習活動上のサポートする「特別支援教育支援員」を配置する。	支援員配置校	校	11	支援員配置時間	時間	45,376			
570	学校教育	高校生等生活応援事業	子育て世帯支援事業として新高校1年に進学して、新生活を開始する生徒の保護者に対して、一人当たり5万円の助成を行う。	該当者	人	580						

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
571	学校教育	調理事業（笠間給食センター）	児童生徒に栄養バランスの摂れた食事を提供し、心身の健全な育成・発達に資する。また、望ましい食事の習慣を身につけさせる。給食業務従事者は、衛生管理を徹底し衛生講習会等各種研修会へ参加し、意識の向上を図る。	年間給食回数	回	197	給食従事者の研修・講習会参加回数	回	2	食中毒発生件数	件	0
572	学校教育	学校基本調査事業	統計法に基づき、文部科学省が主管となり学校に関する基本的事項を調査するものである。学校数、在学者数、教職員数、学校施設、学校経費、卒業後の進路状況等について、各種報告様式により各学校から報告された調査を集計し、県に報告する。	義務教育学校数	校	1	小学校数	校	10	中学校数	校	5
573	学校教育	教育委員会運営事業	教育委員会は、教育長と教育委員による合議制の執行機関で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて、学校その他の教育機関の設置・管理、学校教育、社会教育、スポーツ及び文化財等教育に関する事務を管理執行することを職務権限とする。地方公共団体の長から独立した機関。合議制となっているのは、教育関係の事務が、政治的中立や安定性が強く求められることにあります。また、合議制により、地域住民の多様な意見を教育行政に反映させ、より地域に根ざした教育行政を推進していく。									
574	学校教育	小学校運営事務	小学校10校、義務教育学校1校（みなみ学園前期課程）の管理運営に必要な事業経費を計上。本事業の中で学校運営を行っている。	児童数	0	3,407						
575	学校教育	小学校理科設備整備事業	理科の学力向上を目的に理科振興備品の整備促進を図る 特定財源：国庫補助金	小学校数	校	10	義務教育学校数	校	1			
576	学校教育	学校プール民営化事業	学校プールの学校教育に占める利用状況は非常に頻度が低く、スイミングスクール等の民間事業者によるサービス提供の方が設備維持経費の大幅な縮減が可能であり、併せて専門的指導者による泳力の向上を図る R3年度4校、R4年度7校と自校プールを廃止して市内の民間プール施設で学校水泳授業を実施してきたが、R5年度から全校で民間プール施設での実施。	実施校数	校	11						
577	学校教育	岩間給食センター管理運営事業	児童・生徒に安全で安心な学校給食を提供するため、食中毒の予防対策等の衛生管理を徹底するとともに学校給食に対する知識理解を深めるため調理事業者に対し講習会等を実施する。 施設・設備等の定期的な保守点検を行い、安全に調理ができるよう維持管理に努める。（安全で安心な学校給食を提供） また、地産地消に取り組み、地域資源を活用した食育に努める。（地域の活性化、健康的な食生活の実現、旬と食文化への理解、生産者との結びつき等）	保守点検数	件	0	修繕・改修件数	件	0	年間給食回数	回	197
578	学校教育	英語教育強化推進事業	国では、グローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、平成30年度から段階的に英語教育全体の抜本的充実を図る「英語教育の改革実行計画」を発表した。笠間市においても、今後ますます変化していく社会状況に対応していくため、市独自で雇用しているAET活用により、時代を担う児童・生徒に各段階を通じて英語教育を充実し、児童・生徒の英語力の向上を図る。	講師の配置	人	1	児童・生徒夏季英語研修	人	0	異文化体験生徒数	人	17
579	学校教育	調理事業（岩間給食センター）	児童生徒に栄養バランスの摂れた食事を提供し、心身の健全な発達に資する。また、望ましい食事の習慣を身につけさせる。給食業務従事者は、衛生管理を徹底し衛生講習会等各種研修等へ参加し、各々の意識を高める。	年間給食回数	回	197	給食従事者の研修会等参加回数	回	2	食中毒発生件数	件	0
580	学校教育	エコランドセル給付事業	子育て支援施策及びカーボンニュートラル事業として廃棄されたペットボトルを再生利用した繊維を使用しているエコランドセルを令和6年度小学校新入学児童に給付する。 令和6年度新入学対象児童 500人（R5.10.28現在）	児童数	人	520						
581	学校教育	岩間給食センター施設整備事業	平成14年度から給食提供を開始した施設であり、安全で安心な学校給食を提供するため、経年劣化等による施設・設備の改修及び更新に努める。	施設・設備の整備箇所	箇所	0	年間給食提供率	%	0			
582	学校教育	スクールソーシャルワーカー配置事業	市内小・中・義務教育学校において、いじめ、不登校、暴力行為、その他学校生活上の諸問題の背景にある生活環境の調整及び改善を図るため、専門的知識を有したスクールソーシャルワーカーを任用し、巡回指導を行う。	スクールソーシャルワーカー配置人数	人	4	相談件数	件	4,291			
583	学校教育	笠間給食センター管理運営事業	児童・生徒に安全で安心な学校給食を提供するため、食中毒の予防対策等の衛生管理を徹底するとともに学校給食に対する知識理解を深めるため調理事業者に対し講習会等を実施する。 施設・設備等の定期的な保守点検を行い、安全に調理ができるよう維持管理に努める。（安全で安心な学校給食を提供） また、地産地消に取り組み、地域資源を活用した食育に努める。（地域の活性化、健康的な食生活の実現、旬と食文化への理解、生産者との結びつき等）	保守点検件数	件	4	修繕・改修件数	件	34	年間給食回数	回	197
584	学校教育	小学校整備事業	学校施設等の環境を整備するため、小学校10校、義務教育学校1校の修繕、工事、備品購入等を実施し、安全性の確保や施設の長寿命化を図る。	整備校数	校	10						
585	学校教育	民間連携等学力向上事業	笠間の将来を担う子供たちが社会の変化に主体的に向き合い、自ら未来を切り拓いていく力を身につけることを目標に外部人材等と連携して新たな学びを展開する。 ①算数学力向上モデル事業【拡充】令和6年度から対象者の拡充 岩間地区・北川根小学校の小学5・6年生を対象に放課後、算数の塾を開設して学力向上を図る。（年80回） ②市独自雇用教員配置による学校力向上事業 笠間市独自雇用の教員を小・中・義務教育学校へ配置して学校教育の充実を図る。 会計年度任用職員3名	放課後塾の実施	回	80	教師研修会の実施	回	3			
586	学校教育	制服等購入費支援事業	物価高騰等により子育て世帯の経済的負担軽減を図ることを目的として新中学1年生を対象に制服購入費用の一部を助成する。 助成金額 30,000円/人 令和7年度新中学1年 610人（R5.10.27現在）	該当者		609						

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
587	学校教育	地域部活動推進事業	スポーツ庁では令和5年から7年度までを休日の部活動の地域移行の改革集中期間としている。 部活動総括コーディネーターを配置し、受け皿となる地域団体と学校の連携を図り部活動の地域移行を推進する。 【拡充】地域移行部活動数の増 委託金（10/10） 部活動地域移行実証事業委託金	クラブ数	クラブ	3						
588	学校教育	学校給食生産者支援事業	新型コロナウイルスの影響や物価高騰などにより苦境を強いられている市内事業者・生産者の支援をする。	生産者支援事業数	事業	4						
589	学校教育	第三子給食費無償化事業	子育て支援対策として、多子世帯の保護者負担軽減を目的とし、第3子以降の給食費を無償化とする。 対象年齢 ・笠間市立の小学校1年生から中学3年生までに3人以上の第3子以降 条件 ・笠間市在住で税金等に未納がないこと（給食費を含む） ・生活保護、就学援助を受けてないこと									
590	学校教育	グローバル人材育成事業（旧AET事業）	学習指導要領の改正等に伴ない、小学校では、低学年10時間程度の国際理解活動、中学年では年間35単位時間の外国語活動、高学年では年間70単位時間の外国語科において、コミュニケーション能力の素地を養う。また、中学校では、年間140単位時間の英語授業を中心に英語でのコミュニケーション能力育成を図る授業を行う中で、AET（英語指導助手）をJTE（日本人英語教師）の助手として小・中学校に派遣し、授業支援を行う。	1名のAETを市内小・中・義務教育学校1	名	14						
591	学校教育	小学校給食管理事業	学校給食は、発育期にある児童にバランスの取れた食事を提供し、児童の健全な発達に資するとともに、生涯にわたり望ましい食習慣の形成や生活習慣病予防の理解など、共同生活において基本的態度能力を育成する、食育および健康教育である。 そのための衛生・安全管理や栄養管理の充実等に努め、安全な給食を提供する。	給食提供日数	日	0	友部地区5校児童数	人	0			
592	学校教育	小学校給食設備整備事業	自校方式給食を実施している友部地区5小学校の設備改修や購入等により、より安全でおいしい給食の提供ができる環境に整備する。	施設・設備の整備箇所	箇所	0	給食提供回数	回	0			
593	学校教育	特殊建築物定期報告業務（3カ年毎）	3年に一度の定期報告業務であり、特殊建築物に該当する（10小学校、5中学校、1義務教育学校）の校舎について、法令に基づき点検を実施し、点検結果を県に報告する業務。 令和3年度、令和6年度、令和9年度、令和12年度実施予定	報告学校数	校	0						
594	学校教育	医療的ケア児学校訪問看護事業	【拡充】対象者数の増（3人→4人） 市内学校に就学する医療的ケアが必要な児童・生徒に対して、訪問看護ステーションに委託して学校において看護師による医療ケアを行う。	ケアを必要とする児童・生徒数	人	2						
595	学校教育	台湾交流事業（教育交流）	①市内中・義務教育学校代表者を台湾へ派遣し、現地において異なる文化を直接体験、現地学生との交流を図り、国際社会への意識を高める。 ②高校生の台湾留学を支援する。【拡充】	台湾派遣者数	人	15						
596	学校教育	楽器寄附ふるさと納税事業	【新規】使われなくなった不要楽器を、学校へ自治体を通じて寄附いただき、楽器の査定価格が税金控除される「ふるさと納税制度」を活用した事業。	楽器数	台	0						
597	学校教育	保幼小中特別支援連携事業	幼児期から児童期へのスムーズな接続により、発達段階に応じた学び・支援の連続性を確保するため、保幼小中での連携強化を図るコーディネーターを配置し、市内小中・義務教育学校の特別支援学級に巡回訪問を行い、多面的な実態把握に基づく、個別の指導計画の充実を図る	連携支援コーディネーター	人	0						
598	学校教育	次世代の教育DX推進事業	教育環境の充実・教職員の校務事務軽量化のため、各学校や教育委員会とを結ぶイントラネットを使用して、笠間市教育情報ネットワークを整備してきた。今後システムをクラウド化し、GIGAスクールと連携した、より安全で効率的な校務環境の構築を行う。									
599	学校教育	（目変更）部活動指導員事業	中学校部活動の指導員を配置し、専門的な指導及び教職員の負担軽減を図る。 運動部活動 11名（令和6年度）	配置指導員	人	10						
600	学校教育	小学校指導書整備事業	4年ごとの小学校教科書改訂に伴い、教師用指導書の整備を行う。下巻分の整備。 上巻分はR5年度11月補正で対応済み。	教科書数	冊	2,334	指導書数	冊	1,066			
601	学校教育	小学校校舎エアコン設置事業	経年劣化による不具合により空調機の更新工事を行う。 設置後20年以上経過した空調機の更新	整備校	校							
602	学校教育	教育振興基金事業	基金を適正に管理するとともに、基金を活用し学校教育を始めとする教育全般の充実を図る。									
603	生涯学習	笠間公民館運営事業	○公民館運営審議会においては、社会教育法第29条に規定する審議会であり、館長の諮問に応じ公民館における各種事業等の企画実施につき調査審議する。 ○「公共施設案内・予約システム」による適正な貸館受付、貸出業務と料金徴収。 ○定期利用団体との利用調整。	有料の使用件数	件	98	有料の使用料	円	1,274,800	無料の使用件数	件	3,960
604	生涯学習	スポーツ少年団補助金交付事業	子どもたちの健全育成を目的に活動しているスポーツ少年団に補助金交付で支援し、組織の強化、活動の活性化を図る。 少子化の進行と、子どもを持つ親の価値観や生活スタイルの変化により、団員を確保することが難しい状況になっており、団員の減少傾向及び少年団の解散が続いている。	補助団体数	団体	29	登録者数（団員・指導者）	人	596	小学生加入率	%	0
605	生涯学習	岩間図書館サービス事業	・図書館法等に則った各種イベント事業の運営 図書館資料の収集（選定、発注、受入等）、図書館資料の提供（貸出、返却、予約、相互貸借等）、図書館資料の管理（資料整理、配架、修理、延滞督促等）、図書館システムの管理運営 ・子ども読書活動推進、各種イベント、学校・団体の支援連携等	開館日数	日	289	入館者数	人	75,484	資料貸出点数	点	175,486

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
606	生涯学習	青少年相談員事業	青少年の健全育成を図るため、笠間市青少年センター相談員規則に基づき、笠間市青少年相談員として４４名を委嘱している。 相談員の任期は２年とし、主な活動としては、青少年団体との交流活動、「青少年の健全育成に協力する店」の訪問活動・自動販売機（有害図書）の立入調査等である。 また、県主催の研修会やブロック会議等にも参加している。	活動に参加した延べ人数	人	122	活動日数	日	21			
607	生涯学習	笠間図書館サービス事業	・図書館法等に則った各種サービス事業の運営 図書館資料の収集（選定、発注、受入等）、図書館資料の提供（貸出、返却、予約、相互貸借等）、図書館資料管理（資料整理、配架、修理、延滞督促等）、図書館システムの管理運営 ・子ども読書活動推進、各種イベント、学校・団体の支援連携等	開館日数	日	290	入館者数	人	138,739	資料貸出点数	点	360,859
608	生涯学習	各種団体支援事業	○市民文化の振興と各文化団体の育成と連携及び広く地域の文化向上を目的とした事業活動を行う。【文化連盟】	開催回数	回	4	参加延べ人数	人	136			
609	生涯学習	笠間公民館施設管理事業	笠間公民館を、安全かつ便利に利用するための、施設・設備の保守点検、法定点検及び光熱水費等の管理を行う。 また、職員退庁後の夜間貸出に係る夜間日直等の会計年度任用職員の雇用を行う。	保守点検回数	回	50						
610	生涯学習	寺子屋事業	H２１年度より、学校休業日（土曜日）に学習意欲の啓発と学力向上を目的に、小学５・６年生を対象に笠間・友部・岩間公民館で開校。科目は国語・算数・英語・自主学習。学力診断テストや夏季特別講座を実施。 講師（学習アドバイザー）は小中学校の非常勤講師や退職教員等に依頼。	開設日数	日	41						
611	生涯学習	友部公民館施設管理事業	昭和52年に建築され、老朽化の進む中、利用者が安全安心に利用、更に利便性を高めるため、定期的な点検と必要に応じての改修、修繕を実施していく。	保守点検回数	回	12						
612	生涯学習	公民館講座運営事業（友部）	市民の教育の向上、健康増進等を図れるような各種講座を開設し生活文化の振興に寄与することを目的とする。	講座数	講座	18	開催数(延べ)	回	30	参加延べ人(組)数	人(組)	398
613	生涯学習	公民館講座運営事業（岩間）	市民の教育の向上、健康増進を図れるような講座の企画立案、講師依頼、運営実施。「子ども大学」「かさま志民大学」「サマースクール」等。	講座数	講座	20	開催数(延べ)	回	32	参加延べ人(組)数	人(組)	438
614	生涯学習	岩間公民館施設整備事業	快適な施設を利用者に提供できるように施設の修繕を行う。									
615	生涯学習	岩間体験学習館（分校）管理運営事業	岩間体験学習館「分校」は、昭和３７年に建設され、昭和５７年まで学校として使用されていた。その後、分校の形をそのままに、青年会の活動拠点や地域の集会所として利用されてきた。 昭和６０年に、旧岩間町と武蔵野美術大学のサークル「アトリエちびくろ」の共催による宿泊体験事業「図工教室」の活動拠点として活用され、その後、武蔵野美術大学主催事業として、夏と春に実施している。 現在は、青少年の豊かな人間形成や地域社会の活動の場として、岩間地区のみならず、笠間地区や友部地区からも利活用されている。 施設管理業務として、利用者への鍵の貸出、低木剪定、花壇管理・トイレ清掃等の軽微なもの、地元組織に委託している。	施設利用者数	人	2,021	施設の維持管理	月	12			
616	生涯学習	子ども会事業	地域の子ども達を、心身ともに健全に育成することを目的に、旧市町村単位で活動していた子ども会育成連合会を、平成１８年に統合し、笠間市子ども会育成連合会として活動している。 主な事業として、姉妹都市である矢板市との交流会、球技大会、夏休み作品展などがあり、合併前の各地区ごとの連合会事業をそのまま引継いで現在に至る。 事業の参加状況は元々実施していた旧連合会での参加者は多いが、全市に広まらないという現状にある。	参加者の満足度	%	100	連合会主催事業数	件	6			
617	生涯学習	友部公民館運営事業	6060窓口又は電話による適正な貸館の受付、貸出業務と料金徴収。 定期利用団体との利用調整。	有料の使用件数	件	139	有料の使用料	円	712,560			
618	生涯学習	岩間公民館運営事業	施設予約システムによる適正な貸館の受付、貸出業務と料金徴収。 定期利用団体との利用調整。	有料の使用件数	件	30	有料の使用料	円	174,390	無料の使用件数	件	1,374
619	生涯学習	岩間公民館施設管理事業	岩間公民館を、安全かつ便利に利用するための管理を行う。	利用回数（夜間）	回	155	利用人数	人	1,786			
620	生涯学習	家庭教育事業	子ども達の健やかな成長と、家庭における教育力の向上を目指し、市内幼稚園、保育園・保育所、こども園、小・中・義務教育学校において家庭教育学級を開設（３４学級）。 各学級では、学級長を選出し計画を立て年３回程度学級を実施（講演会・視察研修・子育て講座など）している。保健センターが実施する３～４ヶ月児相談時、就学時健康診断の際に子育てアドバイスブックのダイジェスト版を配布。	家庭教育学級開催回数	回	103	家庭教育学級数	学級	34			
621	生涯学習	岩間図書館施設管理事業	・利用者の安心安全・快適な空間を創出するための保守管理と、必要に応じた修繕を実施する。	開館日数	日	289	入館者数	人	75,484			
622	生涯学習	友部図書館施設管理事業	・利用者の安心安全・快適な空間を創出するための保守管理と、必要に応じた修繕を実施する。	開館日数	日	289	入館者数	人	131,770			
623	生涯学習	友部図書館サービス事業	図書館法等に則った各種サービス事業の運営 図書館資料の収集（選定、発注、受入等）、図書館資料の提供（貸出、返却、予約、相互貸借等）、図書館資料管理（資料整理、配架、修理、延滞督促等）、図書館システムの管理運営 子ども読書活動推進、各種イベント、学校・団体の支援連携等	開館日数	日	289	入館者数	人	131,770	資料貸出点数	点	400,877
624	生涯学習	社会教育事業	社会教育委員や社会教育指導員の報酬、社会教育関係事業を行うための旅費・消耗品・負担金・団体補助金等	事業数	件	152	助成事業及びP連事業数	件	7			
625	生涯学習	電子図書館運営事業	I C Tの活用により電子書籍を提供することで図書館利用の利便性向上や感染症の拡大防止を図り、市民の読書活動を推進するとともに、その機能を活用して視覚障害者等の読書を可能とする。	電子書籍貸出数	冊	10,073	電子書籍閲覧数	回	23,521			
626	生涯学習	笠間図書館施設管理事業	・利用者の安心安全・快適な空間を創出するための保守管理と、必要に応じた修繕を実施する。	開館日数	日	290	入館者数	人	138,739			

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
627	生涯学習	生活困窮者学習支援事業	厚生労働省が所管する生活困窮者就労準備支援等事業の中の生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業として、平成28年度より実施を開始した。 本来は社会福祉課が実施すべき事業であるが、市内部調整の結果、生涯学習課で実施することになった。このため、生涯学習課としては、あくまでも学習支援という観点から、学習習慣や生活習慣の確立と学習意欲の向上を目的に実施している。 平成28年度は、生活困窮世帯（要保護、準要保護）で、中学3年生とその家庭を対象に実施した。平成29年度からは、中学1年生から3年生までに対象を拡大した。	学習支援事業参加者数	人	25	学習支援事業開催日数	日	30			
628	生涯学習	二十歳の集い事業	民法改正に伴い、令和4年度から式典名称を「成人式」から「二十歳（はたち）の集い」に改めて開催。 合併当初は旧市町毎にそれぞれの公民館で開催していたが、平成20年度より、民間施設を借用し一箇所で開催していた。しかし、平成27年度に同施設の営業形態が無くなったことで、笠間市民体育館へ会場を移し実施している。 内容は、式典・アトラクション・記念撮影で構成されており、記念品として記念写真を送っている。 また、当日の式典やアトラクションの進行は、該当者で組織する「実行委員会」が中心となっており、行っている。	実行委員数	人	9	実行委員会開催回数	回	7			
629	生涯学習	公民館講座運営事業（笠間）	○市民の教育の向上、健康増進等を図れるような各種講座を開設し、生活文化の振興に寄与することを目的とする。 ○令和元年度より児童向け講座を「サタデーまなB e」より「子ども大学」とし、大学との連携を含めた講座として実施。 ○令和3年度より一般向け講座を「かさま志民大学」とし人材育成を含めた講座の実施。 ○夏休み児童向け「サマースクール」、高齢者向け「スマホ講座」の実施。 ○上記講座を実施するための企画立案、講師依頼、運営の実施。	講座数	講座	18	開催数(延べ)	回	31	参加延べ人(組)数	人(組)	554
630	生涯学習	青少年育成事業	・リーダースクラブ事業の実施 ・（青少年育成市民会議事業）笠間地区の青少年育成笠間地区市民会議と岩間地区の青少年育成岩間地区市民の会がそれぞれに活動を行っていたが、平成28年5月をもって、笠間地区の市民会議が解散となった。	事業に満足した割合	%	100	事業参加者数	人	130			
631	生涯学習	笠間市立図書館周年記念講演会事業	友部図書館開館30周年、笠間図書館開館20周年にあたり、周年記念講演会を行い、読書活動への関心を高め、図書館利用促進を行う。	参加者	人							
632	芸術・文化	市民展覧会事業（笠間）	○市民展覧会は、多くの芸術創作を試みる市民から作品を公募し、広く市民が芸術を鑑賞できる機会を設けるものである。 ○市民美術展覧会実行委員会への補助金支出、運営指導。 ○7部門：日本画、洋画、彫刻立体造形、工芸、デザイン、書道、写真。 ○会場：笠間市立公民館	作品点数(市民展覧会)	点	183						
633	芸術・文化	筑波海軍航空隊展示運営事業	「重要」日本最大規模で現存する戦争遺構、特攻という悲劇の地などの特徴のある貴重な文化遺産、旧筑波海軍航空隊史跡の一般公開を通じて未来を担う子どもたちを含む幅広い年代に戦争の記憶を継承することを目的とする。筑波海軍航空隊記念館の管理運営は、平成30年度から指定管理者制度により実施している。	業務委託件数	件数	1	入館者数	人	22,171			
634	芸術・文化	市史研究事業	笠間市の歴史に関連する史料を収集、整理し、収集した史料の保存、活用を進めるとともに、市史の研究を通じて市民の郷土意識の高揚、笠間市の歴史の後世への継承に寄与する。	市史研究員数	人	8	市史研究員作業日数	日	39	歴史資料展示日数	日	196
635	芸術・文化	資料館運営事業	歴史資料・民俗資料等の収集、保存、活用により市民の歴史研究の一助とするとともに、貴重な資料を後世に継承する。	開館日数	日	196	入館者数	人	711			
636	芸術・文化	公民館まつり事業（笠間）	○公民館まつりは公民館を利用する個人や各団体が日頃学習している成果や、美術など各種の創作を試みる市民の作品を公募し、発表や鑑賞のできる機会を設け、市民相互の交流を通じて芸術文化の振興を目的として実施する。 ○各館の公民館まつりは活動の発表、幼児、個人、団体の作品展示とワークショップを行う。 ○従前からの展示発表や芸能発表に加え、e-スポーツやパラスポーツなど、社会教育施設（生涯学習の場）である公民館の趣旨に沿った催しを実施する。 ○3館合同事業として、笠間公民館大ホールを会場に「笠間市合唱祭」と「笠間市民芸能発表会」、笠間市体育施設等で「パラスポーツ体験会」を行う。	公民館まつり出展数	点	1,653	芸能発表会参加者数	人	79	公民館まつり来場者数	人	3,385
637	芸術・文化	全国こども陶芸展推進事業	子どもたちの陶芸を通じた創意工夫を奨励するとともに、豊かな感性を養うことにより初等中等教育の振興を図り、自由な創造力を発揮する場を提供をする。全国こども陶芸展への出展を促進するため、市内の児童生徒を対象に作品づくりのための陶芸教室開催を支援している。また、全国こども陶芸展を開催することで「陶芸産地 笠間」を全国に向けて広く発信する。	陶芸教室の開催校数	校	16	作品応募数	点	1,274	展覧会来館者数	人	3,908
638	芸術・文化	公民館まつり事業（岩間）	公民館まつりは、公民館を利用する各団体が習得した技術成果の発表の場を設け、市民相互の交流を通して文化交流を図ることを目的としている。	参加団体数	件	54	実施日数	日	3			
639	芸術・文化	日本遺産推進事業	「重点」文化財を含む地域資源の魅力を伝えるために案内板等の環境整備を順次着手し、日本遺産認定を契機に立ち上げた公式サイトやSNS等で広く情報を発信することで、地元における価値認識の深化、国内外に向けての「かさましこ」の認知向上、外国人誘客のための基盤整備を進める。住民や民間事業者、関連団体等が連携して事業実施することで、文化財に対する興味や関心を喚起し、郷土愛の醸成に資する。	講習会・講演会参加者数	人	148	ツアー参加者数	人	57	年間入込観光客数	人	3,749,600
640	芸術・文化	文化振興事業	市民の芸術・文化に対する関心を高め、主体的な活動の活性化を促すとともに、次代を担う子どもたちの文化芸術活動を推進し、各種文化団体の活動を支援する。笠間市文化協会及び全国こども絵画コンクールinかさまに対して、文化全般の振興と、各種文化団体の交流事業の推進を図るため補助する。	団体数	団体	19	you遊文化スクール参加団体数	団体	5			
641	芸術・文化	公民館まつり事業（友部）	3館同期間で実施し、団体、個人が取得した技術と成果の鑑賞の機会を設け芸術文化と市民相互の交流を図る。 市民芸能発表会は笠間公民館大ホールで3館合同で開催している。	公民館まつり出展数	点	1,653	参加団体数	件	65	公民館まつり来場者数	人	2,719

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
642	芸術・文化	富田家住宅保存活用事業	「重点」令和4年11月に国の登録有形文化財に登録された富田家住宅を宿泊できる古民家体験施設として利用を進めるため、古民家体験需要に応じるために必要な改修を行う。令和5年度に古民家再生総合調査、概算費用を積算し、農林水産省の農山漁村発イノベーション推進・整備事業の補助採択を目指す。補助採択後は、詳細設計、改修工事を実施し、住宅宿泊事業法（民泊新法）の適用施設として、運営する。	一般公開 参加者数	人	57	古民家体験参加者数	人	0			
643	芸術・文化	大日堂保存活用事業	大日堂は、日本画家である木村武山が昭和10年に廃寺となっていた箱田吉祥院にある生家の邸内に建てた総檜造り、三州瓦葺きの仏堂で、大日如来坐像の安置所として建立されたものである。大日堂内部には「仏画の武山」晩年の傑作である虚空蔵菩薩のほか、天井画などが遺されている。後世に伝えていくべき貴重な文化遺産であることから、一般公開を通じて貴重な文化遺産であることの価値認識を普及することで市民の郷土愛醸成に寄与する。	公開日数	日	20	拝観者数	人	249			
644	芸術・文化	埋蔵文化財保護事業	埋蔵文化財は、地域の歴史と文化に根ざした歴史遺産である。その埋蔵文化財を保護するため、埋蔵文化財包蔵地を把握し、開発事業に対して現地確認や試掘調査・発掘調査を実施する。	照会件数	件	76	試掘調査数	件	25	発掘調査数	件	2
645	芸術・文化	芸術鑑賞事業	芸術文化の鑑賞機会を提供するため、経常的に65歳以上の高齢者を対象に笠間日動美術館の入館料を無料とするほか、毎月第2土曜日（休館日の場合、翌開館日）には対象を全市民に拡大し実施することで芸術文化に対する意識高揚を図り、地域文化資源の活用を推進する。 元氣かさま応援基金対象事業	広報活動	回	6	入館者数	人	1,444			
646	芸術・文化	連携中枢都市圏構想推進事業（生涯学習課文化振興室）	「新規」世界でも屈指の室内管弦楽団と評価されている水戸芸術館の専属楽団・水戸室内管弦楽団の良質な音楽に生で触れ、豊かな情操を育むことを目的とし、同楽団の定期演奏会に合わせ「子どものための音楽会」を開催する。	子どものための音楽会 参加校	校	2	子どものための音楽会 参加児童	人	203			
647	芸術・文化	指定文化財保護事業	文化財の保存、活用を図り後世に継承するため、文化財に関する重要事項について文化財保護審議会で調査、審議する。また、指定文化財の保存修復、維持管理に係る経費に対して補助金を交付するとともに、維持管理については消防署と連携し、文化財防火デーに合わせた立入検査を実施する。	笠間市文化財保護審議会開催件数	日	3	補助金交付件数	件	8	修復等件数	件	4
648	芸術・文化	笠間城跡保存整備調査事業	「重点」笠間城は、現在に至るまで本格的な調査が行われなかったため、考古学、歴史学など学術関係者とともに調査を進め、市指定部分だけでなく下屋敷等を含めた近世城郭、中世城郭、寺院郡跡の全容を明らかにし、地域全体の保存を図るとともに県史跡、国史跡の指定を目指す。	指導委員会開催数	回	2	調査件数	件	1	講演会参加人数	人	560
649	スポーツ	スナッグゴルフ大会事業	子どもたちの健全育成とクオリティーの高い価値観・道徳観の涵養を図る。現在、市内の全小学校11校が参加しスポーツ振興の一翼を担う。 ・笠間市長杯スナッグゴルフ大会の開催。 ・JGT0カップ全国大会茨城A地区予選大会の支援。 ・宍戸ヒルズスナッグゴルフ親子大会の支援。	大会数	回	3	参加校数	校	13	参加者数（上限あり）	人	75
650	スポーツ	学校体育施設開放事業	市民が身近にスポーツを実践することができる場、活発な交流が行われるコミュニケーションの場として学校体育施設を市民に開放する。 平成27年度から廃校となった学校についても、市民に開放している。 小中学校の学校体育施設 体育館18施設 グラウンド18施設（廃校体育館、グラウンド含む） 令和元年度12月から学校体育施設の鍵の保管方法を3地区とも統一し、利用者の利便性を高めた。	利用団体数	団体	152	利用者数	人	2,365			
651	スポーツ	パラスポーツ啓発事業	「重点」東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、パラスポーツの啓発を図る。	実施回数	回	1						
652	スポーツ	子どもスポーツ能力測定事業	子どもたちがスポーツへの興味・関心を持ち、自分に合ったスポーツの発見、始めるきっかけとなるよう、スポーツ能力測定を実施する。 各スポーツ種目での優秀な人材を発掘し、スポーツ振興を図る。 対象 市内小学生（約200人）	参加者	人	98						
653	スポーツ	体育施設整備事業	「重点」体育施設を安全に安心して利用できるよう施設の整備・改修等を計画的に行う。（指定管理施設含む体育施設18施設）									
654	スポーツ	スポーツ振興事業	市民のスポーツ・レクリエーションの振興を図るため、スポーツ推進審議会を開催し、市スポーツ推進計画を推進する。 また、公益財団法人B&G財団に関する事務のほか、スポーツ・レクリエーションの振興に必要な事務を行なう。	審議会開催回数	回	1	B&G関係出席数	回	10			
655	スポーツ	水戸ホーリーホックホームタウン地域交流事業	茨城県内の水戸市及び周辺市町村並びに産業経済団体等と連携を図りながら、水戸ホーリーホックを組織的・広域的に支援し、次代を担う子どもたちの夢を育て地域に根ざしたスポーツ文化を創造するため、水戸ホーリーホックホームタウン推進協議会に加盟している。 ホームゲームの中の一日を、笠間市の日として、笠間市に在住在勤の方の観戦を優待とし、また、市内のサッカー少年団による前座試合を催し子どもたちに本格的な天然芝のグラウンドでプレイできる魅力的な環境を提供している。	観客数	人	3,992	うち笠間市民数	人	283			
656	スポーツ	スポーツ奨励金事業	笠間市独自のスポーツ奨励金制度により、笠間市を代表して全国大会等に出場した場合に、スポーツ奨励金を交付しスポーツの振興を図る。	スポーツ奨励金交付者数	人・団体	71						

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
657	スポーツ	スポーツ国際交流推進事業	「重点・新規」 スポーツ国際交流員を雇用し、競技スポーツの振興と市内中学生等の競技力向上及び指導者の育成を図る。 東京2020オリンピック・パラリンピックにおけるホストタウン事業を推進するため、国際交流事業を企画する。									
658	スポーツ	かさまスポーツコミッション事業	「重点」 笠間スポーツコミッションは、市のスポーツ資源や特徴ある観光資源を生かし、スポーツ大会やイベントの誘致、スポーツツーリズムの推進等を官民一体で行うことにより、スポーツ振興及び地域活性化を図ることを目的とし設立された組織である。 構成機関：笠間市スポーツ協会・笠間観光協会・笠間市商工会・東日本旅客鉄道（株）・（株）ムラサキスポーツ・（株）茨城新聞社・笠間自転車de街づくり協会・明治安出生命保険相互会社・（株）茨城県民球団・笠間市									
659	スポーツ	連携中枢都市圏構想推進事業（生涯学習課スポーツ振興室）	いばらき県央地域連携中枢都市圏域に拠点を置くプロスポーツチーム等の選手と触れ合い、交流できるイベントを開催することで、地元プロスポーツチーム等を応援する機運を高め、スポーツを通じた圏域内の活性化を図る。 いばらき県央地域連携中枢都市圏9市町村（水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村）									
660	スポーツ	かさま陶芸の里ハーフマラソン大会事業	「重点」 ・運営費用は、参加者からの参加料、企業からの協賛金、市補助金で運営し、実施後、スポーツ振興くじ助成金を収入している。 ・ハーフマラソンコースは、日本陸上競技連盟の公認コースとなっており、茨城県陸上競技協会、市スポーツ協会、スポーツ推進委員、スポーツ少年団などの関係団体と連携して運営している。 ・本大会を通して「笠間市」の知名度アップと参加者の健康増進、体力強化に務めている。 ・健康ブームにより、全国各地でマラソン大会が行われ参加者の奪い合いが進み、各地の大会で参加者の減少傾向が進んでいるのが現状であり、本大会も同様である。 ※令和2～5年度はコロナウイルス感染症の影響により規模を縮小しハーフマラソンのみ実施している。	ボランティア係員数	人	181	市民参加者数	人	164	市外参加者数	人	1,349
661	スポーツ	県下中学校交歓笠間市駅伝大会事業	東京オリンピック（1964年）の開催を記念して始まった中学生対象の駅伝大会である。県内でも歴史あるスポーツ大会で中学生の健全育成と競技力向上を図ることを目的としている。 男子5区間（14.3km） 女子5区間（9.9km） ・令和2年度より参加数の増加を狙い、区間数（7区間）を男女各5区間とし、併せて参加料を1チーム5,000円から3,000円に引き下げた。	参加校数	校	20	参加チーム数	チーム	51			
662	スポーツ	体育施設管理運営事業	体育施設を安全に安心して利用できるよう施設の健全な維持管理を行う。 体育施設18施設（指定管理施設含む） 地方自治法第244条の2により、指定管理者制度を導入している。（総合公園、市民体育館、笠間武道館、石井街区公園、岩間総合運動公園、岩間海洋センター、岩間工業団地テニスコート） 施設の老朽化が著しいため計画的に更新していく必要がある。	体育施設数	箇所	18	延利用者数	人	229,445			
663	スポーツ	スポーツ協会支援・強化事業	笠間市スポーツ協会加盟団体が開催する各種スポーツ大会やスポーツ教室を側面から支援し、スポーツの振興を図る。（加盟団体数23団体）	支援団体数	団体	26	登録人数	人	2,541			
664	スポーツ	スポーツ推進委員活動支援事業	スポーツ推進委員は、市民の身近な立場からスポーツ振興施策の推進を図る役割がある。そのため各種研修会を通して指導者としての資質の向上を図る必要がある。（スポーツ推進委員数29名）	延活動人数	人	171						
665	市民協働・地域コミュニティ	市民活動支援備品貸出事務（公用車貸出含む。）	・子ども会の資源物回収や地域の防犯パトロール、地域の活動等の公益的活動を支援するため、市が所有する公用車及び備品を公務に支障のない範囲で貸出す。	備品貸出数	回	206						
666	市民協働・地域コミュニティ	地域交流センター運営事業（笠間地区）	市民の交流を促進し、地域活性化及び地域活動並びに健康増進の推進するための交流拠点として地域の活性化を図る。 R3.10月から稲田公民館を除く地区公民館（11館）が地域交流センターへ用途変更し、施設運営は地域の代表者で組織する運営委員会に委託する。 稲田公民館はR5.4月に用途変更を予定している。	地域交流センター利用団体数	団体	2,620	地域交流センター利用者数	人	28,217			
667	市民協働・地域コミュニティ	地域交流センター運営事業（岩間地区）	市民の交流を促進し、地域活性化及び地域活動並びに健康増進の推進、観光拠点として地域の活性化を図る。 施設の運営においては、地域の代表者で組織する運営協議会において意見を集約し、民間の知識等を最大限に活用するため、H29.12月から指定管理者へ委託する。（株式会社セイウン）	地域交流センター利用団体数	団体	2,224	地域交流センター利用者数	人	48,150			
668	市民協働・地域コミュニティ	地域集会所建設（増改築）事業	・自治活動に必要な地域集会所を新築する場合や既設の集会所を修繕する場合、地元の負担を軽減するため、その経費の一部を補助し、地域コミュニティ活動の拠点整備を図る。	補助金交付団体	団体	4	補助金額	千円	831			
669	市民協働・地域コミュニティ	NPO団体設立促進・認証事務	・市民のニーズが多様化する中、公共サービスを提供する上で、NPOと協働して事業を行う必要性が高まっている。行政は、公平・平等・一律を原則とするため、行政だけではすべてに対応することに限界がある。先駆的・機動力にすぐれたNPOを公共サービスの担い手として、「新しい公共」を実現していく。	年度事業報告	団体	33						

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
670	市民協働・地域コミュニティ	行政区運営事務（笠間支所）	①市が行う行政事務を円滑に推進するため、一定区において地域住民との連携を密にし、効率的な運営を図る。 会員数は１０２名、理事１０名 ②区長文書の配布	加入率	%	81						
671	市民協働・地域コミュニティ	地域交流センター運営事業（友部地区）	市民の交流を促進し、地域の活性化及び地域活動並びに健康増進の推進、観光拠点として地域の活性化を図る。 施設の運営においては、地域の代表者で組織する運営協議会において意見を集約し、民間の知識等を最大限に活用するため、H28.12月から指定管理者へ委託している。（特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会）	地域交流センター利用団体数	団体	3,397	地域交流センター利用者数	人	161,539			
672	市民協働・地域コミュニティ	行政区加入促進事業	行政区への加入率が年々減少していることで、行政区の活動が衰退する恐れがあるため、行政区への加入促進を図る。 行政区からの相談や課題解決に向け、専任のサポート体制を構築するため、アドバイザーを配置する。	行政区加入率	%	68	行政区加入世帯数	世帯	22,095			
673	市民協働・地域コミュニティ	（未定）コミュニティ助成事業	宝くじの収入を財源として（一財）自治総合センターが、行政区や自治会のコミュニティ活動に必要な備品の整備と集会所（コミュニティセンター）の整備に対し助成を行っている。 一般コミュニティ助成事業（備品整備） 補助率10/10 限度額1,000千円～2,500千円 コミュニティセンター助成事業（施設整備） 補助率3/5 限度額15,000千円	助成団体	件	68	助成金	千円	0			
674	市民協働・地域コミュニティ	行政区事務	地域住民の自主的な誠意に基づくコミュニティづくりの中心であり、行政と地域住民との連携を図ることにより、地域振興の発展を推進する。	説明会開催回数	回	3	行政区加入率	%	68			
675	市民協働・地域コミュニティ	チャレンジかさまネットワーク活動推進事業	チャレンジいばらき県民運動の趣旨を踏まえ、活動に積極的に参加するとともに、地域コミュニティの推進と会員相互の連携を図りながら笠間市民と協力し、市民活動を推進する。	ボランティア活動回数	回	44	ボランティア活動参加者	人	432			
676	市民協働・地域コミュニティ	市民活動助成事業	地域の特性を活かし、市民活動の活性化を図ることを目的に、市民自らがまちづくりの主体として活動していくために必要な経費に対し助成する。対象事業は、団体の設立、NPO法人化を支援する自立促進事業と地域の課題等を解決する事業を支援する地域活性化事業がある。	助成団体	団体	9	助成金交付額	千円	1,586			
677	市民協働・地域コミュニティ	行政区運営事務（岩間支所）	①市が行う行政事務を円滑に推進するため、一定区において地域住民との連携を密にし、効率的な運営を図る。会員数は６９名、理事６名 ②区長文書の配布	加入促進説明会	回	1	加入率の向上（世帯数）	%	55			
678	市民協働・地域コミュニティ	まちづくり出前講座推進事業	・市民による市民の知識を活かした講座や行政の取り組みを紹介する講座を開催することで、市民の学習機会を増やすことにより、市民生活の充実を図り、市民参加の機会を拡充する。	講座開催	回	106	講座受講者	人	2,799			
679	市民協働・地域コミュニティ	地縁団体認可事務	・行政区、自治会等が不動産の資産を団体名義で不動産登記ができないという財産上の問題があったが、地方自治法の改正により、市町村長が地縁団体を認可することで法人格を持ち、不動産等を団体名義で保有したり、権利を登記したりできるようになった。認可を希望する団体の相談に応じ、地縁団体としての認証を行う。	市内認可地縁団体数	団体	39						
680	多様な人材の活躍	多様な生き方支援事業	年齢、性別、国籍、障害の有無、性的指向などにかかわらず、その多様性を認め合い、誰もが平等に活躍できるダイバーシティ社会の構築を目指して、セミナー等を開催する。 【重点・拡充】 ・ユニバーサルデザイン研修事業 429千円 ・ダイバーシティ講演業務 242千円	市の審議会等における女性委員の占める割合	%	33						
681	多様な人材の活躍	国際交流事業	・市内国際交流協会や日中友好協会等の支援や、市在住外国人が来庁の際の申請や相談等をサポートすることで、外国人が住みやすいまちづくりを推進する。	国際交流事業	回	0	国際交流事業への参加者	人	0	外国人相談窓口件数	件	1
682	人権尊重	人権教育事業	市民の人権教育の高揚を図ると共に、人権問題に対する理解と認識を高めるために年１回、人権教育講演会を開催している。 講演会の聴講者として、週報、HP、ポスターやチラシを通じて広く募集を行っている。また、社会教育委員、幼稚園、保育所、こども園、小・中・義務教育学校、子ども会役員、青少年相談員、市民の会役員、民生委員等にも呼びかけをしている。	人権講演会開催回数	回	1						
683	人権尊重	人権同和対策事業	多種多様な人権問題に関わる理解と認識を深めるとともに、一人ひとりが尊重しあう心を育みながら、平等で平和に暮らせる社会づくりを目指す。	講演会開催数	回	1	職員研修会開催数	回	1			
684	人権尊重	人権擁護委員協議会事業	市民の抱えるさまざまな人権に関する問題を解決に導いていくため、啓発活動を実施するとともに人権相談体制の充実や人権教室による児童への教育、啓発を実施する。	人権相談の開設	回	12	人権啓発活動	回	4	人権教室の開催	校	11
685	移住・交流	定住化促進事業	住みたくなる「笠間暮らし」の構築を重点課題と設定し、少子化・高齢化による人口減少の解消を目指し、本市への定住化を促進するため、お試し居住の運営や、移住相談への対応を行う。 また、SNSも活用しつつ、イベントを企画し移住定住をPRする。	移住定住促進PR	回	10	移住体験施設利用者数	人	46			
686	移住・交流	地域おこし協力隊事業	平成21年度から総務省が取り組んでいる地域おこし協力隊事業を活用し、都市部に在住する意欲ある人材を受け入れ、最長3年の活動期間の中で、地域活性化を目的とした、地域力の維持・強化につながるような地域おこし活動を実施する。また、活動期間終了後に、地域おこし協力隊自身の定住及び起業等を目指す。今年度については、重点課題（住みたくなる「笠間暮らし」の構築）の観点から、移住（CCRC）、文化に関する活動分野において地域おこしの推進を図る。 （特別交付税：1人あたり4,800千円）	地域おこし協力隊主催事業開催数	回	158	地域おこし協力隊情報発信回数（ブログ）	回	48	移住者数（協力隊）	人	8
687	移住・交流	笠間版CCRC推進事業	生涯活躍のまち（笠間版CCRC）の実現に向け、事業計画の作成、計画に基づく施設整備、生活を支える主体の設立及び運営、移住者確保等に向けたPRや移住促進事業等を実施する。	連携企業等協議数	件	1	移住・二地域居住・短期滞在者（活動者）数	件	0	笠間暮らし体験空間利用者数	人	0

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
702	広報・広聴	ホームページ管理運営事業	市民及び市外からの閲覧者に対して、見やすくわかりやすい行政情報や観光情報を提供するため、ホームページを管理運営する。 他の広報媒体（広報紙など）と比較して、公開するまでに時間がかからない、文章量の制約がないというメリットがある。	ページアクセス件数	件	3,214,570	フェイスブックフォロワー	人	5,383	facebook投稿回数	回	1,192
703	広報・広聴	新年賀詞交歓会事業	年の初めに、まちづくりの第一線で活躍する人たちが一堂に会し、賀詞交歓会を開催する。	参加者数	人	205						
704	広報・広聴	情報公開制度管理事務	笠間市情報公開条例の規定に基づき、市の保有する情報の公開を図り、市の諸活動を市民に説明する責務を全うする。	文書開示請求件数	件	37	審議会等会議の公開件数	件	0	不服申し立ての件数	件	8
705	広報・広聴	広聴事務	電子メールや意見箱を活用し、市民の意見・提案の収集を行う。市民の意見・提案を的確に把握することによって、市民の声を市政に反映できる。	電子メール意見数	件	514	意見箱意見数	件	32			
706	広報・広聴	モニター広告事業	市民ニーズの高度化・多様化に伴い、従来の広報（紙ベースの市の情報、ホームページの運用）以外の新たな情報媒体の活用が必要とされている。そのため、市の情報発信と併せて、有料広告を掲載する情報発信型広告となるモニター広告を市役所及び各支所に設置し、市役所に来た人にモニター及び音声で行政情報を提供する。長田広告（株）と協定を締結し、広告の募集、デザインの作成は事業者が行うため、財政的負担がなく、少額ではあるが事業収入がある。	行政情報	件	0	設置個所	箇所	0	収入額	円	0
707	行政運営	企画調整事業	人口減少、少子化・高齢化にある中で、持続可能な都市の形成に向けた課題対応策の情報収集、調査及び対応策の検討並びに施策の提案を実施する。また、総合戦略の進行管理のための地方創生有識者会議の運営、地域資源を活用した活性化事業の検討を産学官連携により実施する。	調査・研究を行った件数	件	5	大学連携事業件数	件	3			
708	行政運営	いじめ再調査委員会事務	学校において発生した、いじめの重大事態に対し教育委員会の附属機関である、いじめ調査委員会が調査した報告等により、市長が再調査の必要があると認められるときは、市の附属機関であるいじめ再調査委員会が再調査するものとする。	審査回数	回	0						
709	行政運営	連携中枢都市圏構想推進事業（環境政策課）	温室効果ガス排出量削減に向け、電気使用量の削減を競うエコライフチャレンジを実施する。また、環境啓発イベント、環境保全活動、環境学習会等をまとめたガイドブックの配布やホームページへの記事掲載により、圏域における環境啓発イベント等の情報を広く発信し、各種イベントの相互参加を促進する。	エコライフチャレンジ参加者数	人	536						
710	行政運営	国派遣事業	国の実務を経験させることにより、職員の視野の拡大等を図り、人材育成に寄与することを目的とするもの。	派遣職員数	人	4						
711	行政運営	行政改革推進事業	効率的で効果的な行政運営の確立に向けて、行財政の改革を全庁的に推進するために、第4次笠間市行財政改革大綱（令和3年度策定）及び実施計画（令和4～8年度）の進行管理を行う。 使用料及び手数料について、令和3年度に検討した見直し内容に基づき、金額改定の手続きを進める。 ・特定財源なし	実施計画達成率（ほぼ計画通り以上の割合）	%	0	負担金の廃止件数	件	5			
712	行政運営	会議録作成システム運用事務	会議録作成システムを活用することで、議事録作成時間の短縮を図り、迅速な会議録の公開を実現する。 ○移動可能な音響設備（スピーカ、マイク１１本等）の管理 ○音声認識の文字データ化は外部委託（WEB上のASP）、編集作業は職員が行う。 ○保有ライセンス数：2 令和3年度に、長期継続契約を締結した（契約期間：令和3年4月1日～令和6年9月30日）。使用実績を踏まえて、契約の更新を検討する。 ・特定財源なし ・平成25年度から実施	利用会議数	回	184	利用会議時間	時間	214			
713	行政運営	行政不服審査制度事務	行政不服審査法が改正され、平成２８年４月１日から施行されました。今回の改正は、不服申し立てに対する審理手続きの公平性・透明性を向上させ、より客観的かつ公正な審理手続きを定めるなど不服申立人の手続保障が強化されました。笠間市においても審理員制度や第三者機関の設置など制度に則した適正な手続きを行うための体制を構築します。 ・行政不服審査制度について、市民の権利利益を救済するため、審議に際して第三者機関（行政不服審査会）の設置が義務付けられているもの。 ・行政不服審査会とは、市民からの不服申立てについての採決について客観性・公平性を高めるために市の判断の妥当性について、第三者の立場からチェックをするもの。	審査回数	回	0						
714	行政運営	税務諸証明交付及び市税相談事務（岩間支所）	地方税法第２０条の１０等により、地方団体の徴収金に関する事項について証明書を交付しなければならない。なお、諸証明の発行にあたり、地方自治法及び笠間市手数料条例により手数料を徴する。	証明書発行件数	件	2,604						
715	行政運営	公共事業再評価事業	市の公共事業の効率性及び透明性の一層の向上を図るため、一定期間を経過した事業の再評価を行う。									
716	行政運営	文書管理システム構築事業	紙文書の削減、情報の共有化、業務の効率化等を図るため、文書管理システムを導入し、適切な運用を図る。	収受・起案の件数	件	0						

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
717	行政運営	戸籍謄本・抄本交付事務	戸籍は日本国民の親族的身分関係を記録登録し、国籍を公証する唯一の制度である。戸籍事務は国からの法定受託事務であるため、戸籍法等関係法令に基づき、戸籍関係証明書の交付を行う。 【D×】戸籍謄抄本等の証明書の電子申請による請求対応 【脱炭素】戸籍事務の書籍をベンダー提供の範囲で電子書籍化（R4導入前比較：書籍購入費用6割減） 【手数料内訳】 全部・個人事項証明書手数料 450円 除・原戸籍謄抄本手数料 750円 記載事項証明書手数料 350円 届出受理証明書手数料 350円 特別受理証明書手数料 1400円 戸籍広域交付証明書 450円 除籍広域交付証明書 750円 戸籍電子証明書提供用識別符号 400円 除籍電子証明書提供用識別符号 700円 届書等情報内容証明書 350円 その他の証明書手数料 300円	戸籍証明発行 件数（有料）	件	21,638	戸籍証明発行 件数（無料）	件	6,031	内戸籍証明郵 送申請発行件 数	件	7,783
718	行政運営	戸籍システム管理事業	適正な戸籍事務及び戸籍管理のために、電算システムを構築し、戸籍を安全に運営・管理・保管している。【DX】戸籍法改正（マイナンバー関連）に伴う戸籍・副本システム業務委託 【D×】自治体の行政手続のオンライン化のための戸籍法改正（マイナンバー関連）に伴う戸籍・副本システム業務委託（改修及び運用等） 【脱炭素】戸籍事務の書籍をベンダー提供の範囲で電子書籍化（書籍購入6割減）	本籍受理件数	件	1,844	非本籍人受理 件数	件	309	他市町村から の送付件数	件	1,135
719	行政運営	個人情報保護制度管理事務	笠間市個人情報保護条例の規定に基づき、市の保有する個人情報を適正に管理する。また、開示等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに公正で信頼される市政の推進を図る。	個人情報開示 請求件数	件	22	不服申し立て の件数	件	0			
720	行政運営	職員研修事業	「笠間市職員人材育成基本方針」に基づき、これまでの行政運営を見直しスピード感や創意工夫、分かりやすさの追求といった行政改革の視点に立った行政運営に資するため、毎年度研修計画を作成し、職員の意識改革と資質向上を目的とした人材育成に努めている。	研修数	回	21	受講者（延べ 人数）	人	1,563			
721	行政運営	市民総合賠償保険事務	市が所有、使用、管理する施設及び市の業務上の過失に起因する法律上の損害賠償責任を負う場合の損害に対して、総合的に保険金を支払う賠償責任保険と、市主催行事や市管理下のボランティア活動中の事故により被災した住民に対する見舞金などに充てる保険金を支払う補償保険により構成されている保険に加入することにより、市に国家賠償法、民法上の損害賠償責任が生じたことによって被る損害に対して、保険金で負担することで財政的負担の軽減を図る。	対象事故発生 時の対応説明	件	0	賠償責任保険	件	0	補償保険	件	0
722	行政運営	連携中枢都市圏構想推進事業 （企画政策課）	茨城県央地域の9市町村（水戸市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村）で連携中都市圏を形成し30の広域連携事業を実施。	参加分野数	分野	30						
723	行政運営	旅券事務	一般旅券の申請を審査し、県へ送付し作成されたパスポートを交付する。 10年用パスポート 16,000円 5年用パスポート 11,000円 子供用パスポート 6,000円 記載事項変更パスポート 6,000円	交付件数	件	1,119						
724	行政運営	連携中枢都市圏構想推進事業 （人事課）	人口減少、少子化・高齢化を背景とした様々な課題解決に向けて、県央地域9市町村においては、相互の役割分担の下、圏域の魅力を高めていくために、近隣の市町村が協力し合い、連携を深めていくことが必要であり、県央地域の発展に資するため「連携中枢都市圏」の形成を進めていく。 ・職員の能力向上に向けた研修会の合同開催及び相互参加 各市町村が実施する研修への相互参加 県央地域合同研修会の開催									
725	行政運営	住基ネットワーク管理事業	住民に関する記録の適正な管理を図ることを目的に住民基本台帳法が定められている。転入・転出等各種住民票異動届出の受理・更新をし情報を正確に最新の状態に保つ。	年間開庁日数	日	244						
726	行政運営	住民基本台帳証明交付事務	住民に関する記録の適正な管理を図ることを目的に住民基本台帳法が定められている。窓口・郵送・電子申請により、各種証明書を交付する。窓口総合案内。転入・転出等各種住民票異動届出の受理・更新をし情報を正確に最新の状態に保つ。 【DX】キャッシュレス決済手数料の導入	年間開庁日数	日	244						
727	行政運営	印鑑登録・証明事務	笠間市印鑑条例に基づき、住民基本台帳法により本市の住民基本台帳に記録されている者の印鑑登録、登録管理及び印鑑登録証明書の交付をする。 証明手数料 300円 新規登録手数料 300円 再登録手数料 500円	開庁日数	日	244						
728	行政運営	証明書コンビニ交付事業	マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアで証明書交付をすることにより市民の利便性を図る。	住民票等交付 件数	件	5,772	印鑑証明書交 付件数	件	5,893			
729	行政運営	法令集等管理事務	全庁の加除式法令集等の加除及びインターネット経由の行政情報に関する管理を行う。	加除費用	千円	2,252	情報料	千円	1,083	必要とされる 加除式法令集 の数	件	56
730	行政運営	郵便等発送事務	各課への郵便の仕分け、各課から集約された郵便物の発送業務を行う。	郵便料（総務 課払い）	千円	26,676	郵送料（総務 課払い）	枚	420,352			
731	行政運営	顧問弁護士契約事務	弁護士と法律顧問契約を締結し、市の行政事務全般に係る法的トラブル回避のための相談・法的解釈・法的アドバイス等を得て迅速かつ適切な問題解決することができ、市民に信頼される行政運営に当たっている。	相談件数	件	0	訴訟件数	件	0			
732	行政運営	例規管理事務	例規については市の業務の根拠となるべきものであるため、その制定及び改廃については、法制執務のルールに沿って適正に行われる必要がある。 また、市の例規については、市民及び職員が常に最新の内容を確認できるよう適正な管理が必要になる。	例規改廃件数	件	217	例規審査委員 会の実施回数	回	1	例規集の更新 回数	回	5

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
733	行政運営	電子入札システム共同利用事業	【ＤＸ】 市発注工事等の入札をインターネットを利用し実施する。	選考委員会対象審議	回	12	入札実施件数	回	309	落札比率	%	90
734	行政運営	連携中枢都市圏構想推進事業（高齢福祉課）	成年後見制度の利用促進に係る取組を効率的・効果的に実施する観点から、各市町村において中核機関を設置するほか、連携中枢都市圏構成市町村を業務対象範囲とする広域中核機関を設置、運営する。									
735	行政運営	印紙・証紙取扱事業	パスポート発行事務及び法務局出張所の市役所内開設に伴い、パスポート受領時及び登記事項証明書等申請時に必要な収入印紙及び茨城県収入証紙を売りさばく。	収入印紙購入額	円	17,275,000	収入証紙購入額	円	5,421,000			
736	行政運営	連携中枢都市圏構想推進事業（健康医療政策課）	県央地域9市町村でいばらき県央地域連携中枢都市圏を構成している。 【医療部会】初期救急医療の充実、医師並びに看護師等確保に向けた取組の推進を目的に事業を実施する。 【ICTを活用した健康づくり事業】圏域住民の健康寿命延伸を図るため、民間企業や学術機関と連携した社会実験等を行う事業を実施する。	参加部門	部門	2						
737	行政運営	広域行政事務	近隣市町村との相互支援や連携の充実・検討を進める事で、地域の活性化・認知度向上・イメージアップ及び業務の効率化につながる広域的な課題解決や要望事項の調整、及び広域計画の策定など促進する。 【広域行政協議会等】 ・県央地域首长懇話会及びいばらき県央地域連携中枢都市圏（県央地域9市町村） ・茨城空港利用促進協議会（茨城県、県内44市町村（議会含）、その他団体・企業） ・霞ヶ浦導水事業建設促進協議会（茨城県、県内37市町村） ・自転車を活用したまちづくりを推進する全国市長村長の会（全国405市区町村長） ・水戸地方拠点都市地域整備推進協議会（県央地域8市町村、日立市、常陸太田市）	協議会連携数	件	4						
738	行政運営	笠間市情報化基本計画進捗管理事務	【DX】第2次笠間市情報化基本計画として、笠間市デジタルトランスフォーメーション計画を令和2年9月に策定した。 計画のメニューについては、可能な限り令和3年3月までに実施することとしており、庁議、行政評価を活用した進行管理を実施し計画遂行の中核としての機能を果たしていく。 ・第2次笠間市情報化基本計画は、官民データ活用推進計画を兼ねている。									
739	行政運営	税務諸証明交付事務	・地方税法第20条の10の規定等により、地方団体の徴収金に関する事項について証明書を交付する。 ・市民の利便性向上のため、コンビニ交付により証明書を発行する。 ・諸証明の発行にあたり、地方自治法及び笠間市手数料条例により手数料を徴する。	証明発行件数	件	17,799	手数料徴収額	千円	4,905			
740	行政運営	地方分権改革・権限委譲推進事業	地方分権の推進のため、内閣府が実施する地方分権改革に関する提案募集に対して、法規制の支障や許認可に期間を要する案件を洗い出し、提案を検討する。 住民の利便性の向上、地域課題の解決に資する取り組みを促進するため、県が許認可する事務について、市への受け入れを検討する。	権限委譲率（法令ベース4.1現在）	%	87	権限委譲率（事務ベース4.1現在）	%	86			
741	行政運営	人事評価制度管理事務	本市は平成19年度から制度を導入し、職員の評価を給与等の処遇に反映させるほか、評価結果を評価者にフィードバックし所属職員の能力向上につなげるなど、人材育成型の人事評価制度を実施する。	評価者研修会の参加者数	人	193						
742	行政運営	指定管理者制度推進事業	指定管理者制度の導入が有効な市の施設については、指定管理者制度を導入することで、民間の能力を活用し、市民サービスの向上と効率的・効果的な施設の管理運営を行う。施設の魅力を最大限に発揮できる指定管理者を選定できるよう、検討を深める。 ・特定財源なし	制度導入施設数（4.1現在）	箇所	32	指定管理者制度導入率	%	32			
743	行政運営	税務諸証明の交付及び市税相談（笠間支所）	地方税法第20条の10等により、地方団体の徴収金に関する事項について証明書を交付しなければならない。なお、諸証明の発行にあたり地方自治法及び笠間市手数料条例により手数料を徴する。	証明書発行件数	件	3,121						
744	行政運営	入札参加資格共同受付事業	茨城県及び他の自治体と共同で電子・紙での入札参加資格申請を共同で行う。	入札参加資格者数	者	3,063	共同受付利用者率	%	61			
745	行政運営	選挙管理委員会事務	公平公正な選挙の管理を適正かつ効率的に執行するとともに、投票しやすい環境づくりときれいな選挙・投票意識の高揚を積極的に推進する。	啓発事業件数	件	2	選挙管理委員会の開催数	回	5	若者の立会人	人	0
746	行政運営	政策調査事業	【重点】地域資源活用調査研究委託料 人口減少、少子化・高齢化にある中で、持続可能な都市の形成に向けた課題対応策の情報収集、調査及び対応策の検討並びに施策の提案を実施する。また、地域資源を活用した活性化事業の検討を産学官連携により実施する。									
747	行政運営	農林業センサス事業	我が国における農林業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を総合的に把握し、農林行政の企画・立案・推進のための基礎資料を得ることを目的とした調査。									
748	財政運営	公会計財務書類作成事業	地方公会計は、現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の財務書類4表を作成し、現金主義会計では見えにくいコストやストックを把握することで中長期的な財政運営に活用する。平成28年度決算から「統一モデル」により作成し、詳しい分析をすることで、わかりやすい情報開示が出来るとともに他団体との比較も可能に、また行政内部の管理経営のための情報活用を図る。	固定資産台帳整備件数	件	11,356	公表数	件	1			
749	財政運営	市税還付事務（収税課）	地方税法第17条の規定により、出納閉鎖後の賦課の修正や重複納付等により超過納付となった納税者に対して、還付手続を行い過誤納金を還付する。また、同法第17条の2の規定により市税未納分に充当する。	還付または充当手続き	件	5	過誤納金の解消	件	5			
750	財政運営	固定資産評価替準備事務	地方税法第342条の規定により、固定資産税は固定資産に対し当該固定資産所在の市町村において課税する。 不動産鑑定委託、評価替準備業務（継続事業）委託その他の必要な業務を行う。	固定資産評価基準における標準宅地数	地点	488						

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
751	財政運営	固定資産審査委員会事務	固定資産評価審査委員会の職務は、市とは独立した中立的・専門的な立場から固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服の審査及び決定その他の事務を行う機関である。	事前説明者数	人	0	不服申立て件数	件	0			
752	財政運営	固定資産標準地評価事務	・ 地方税法第342条の規定により、固定資産税は固定資産に対し当該固定資産所在の市町村において課税する。 ・ 土地価格の時点修正 ・ 固定資産税支援システムの更新及び保守	標準地（鑑定地）の価格の時点修正	筆	62						
753	財政運営	市民税賦課事務	地方税法第294条及び笠間市税条例第23条の規定により、市内に住所を有する個人、事務所・事業所を有する法人に対して市民税を課する。 ・ 森林環境税開始に伴う証明書コンビニ交付システム対応経費 * 稼働時期：R6.6 * 対応時期：R6.4～6月 予定 ・ 住民税申告の電子化 * 稼働時期：R7.1 * 改修時期：R6中旬 予定	申告受付件数	件	7,825	個人市民税調定額（現年課税分）	千円	3,524,626	法人市民税調定額（現年課税分）	千円	805,542
754	財政運営	軽自動車税賦課事務	地方税法第443条及び笠間市税条例第80条の規定により、三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割、軽自動車等の所有者に種別割を課する。 二輪等の電子化対応 * 稼働時期：R7.1 * 改修時期：R5.10～ 予定	軽自動車税申告書処理件数	件	11,594	軽自動車税種別割調定額（現年課税分）	千円	257,615			
755	財政運営	出納事務	支出命令票の適正かつ迅速な審査事務及び支払事務、市税等及び国・県等の補助金等の収納金の適正な収入処理を行う。 出納閉鎖後、決算書を調製し、市長へ報告を行う。歳計現金や基金について資金計画に基づき安全かつ有利な運用管理をする。 また、指定金融機関等の検査を実施する。 令和6年10月から送金振込が有料となるため、送金振込手数料を予算要求。 また、手数料軽減措置として集約振込し、集約を行った債権者へ振込明細書を郵送する。そのためのシステム改修業務委託料、封筒の印刷製本費及び通信運搬費を予算要求。 令和6年度上期に予定されている新紙幣発行に伴い、岩間支所にある入金金機の新紙幣対応修繕費を予算要求。 「働き方改革に伴う要求」 報酬、費用弁償については、働き方改革推進及び会計業務の効率化を目的とし、パートタイム会計年度任用職員を任用するための予算要求。	歳入金額	円	52,428,933,331	歳出金額	円	50,222,278,363			
756	財政運営	まちづくり振興基金事業	合併特例債（一部一財）を原資として設置した基金。合併後の地域の一体感の醸成及び地域振興を図る事業に活用する。	活用事業数	事業	11						
757	財政運営	病院事業支出金	公営企業に対する一般会計からの出資金及び補助金を支出する。	支出金額	千円	0						
758	財政運営	収納事務	市税等の収入の適正な集計処理 常陽銀行岩間支店派出の廃止により、収納件数増加 口座振替、コンビニ納付等の推進	収納件数	件	11,277						
759	財政運営	市債管理事務	公共施設等の整備については、単年度収入では賄いきれず、また住民負担の世代間公平のために、市債の発行は必要であるが、過度の将来負担にならないように管理していくことが必要である。 そのために真に必要な事業を厳選するとともに、交付税算入率の高いものを優先的に借り入れすることとした。 また、将来的な負担増に備え、利率の高い市債について繰上償還を実施。	繰上償還額	千円	0	実質公債費比率	%	6.4	将来負担比率	%	-42.0
760	財政運営	地方債利子償還事務（一般会計）	公共施設等の整備や臨時財政対策債など今までに借り入れた地方債の利子を支出する。 特定財源：合併市町村幹線道路支援事業補助金（米栖本戸線、上町大沢線、南友部平町建設課）、合併市町村まちなか活性化支援事業補助金（県道杉崎友部線歩道整備 都市計画課）	利子支出額	千円	0						
761	財政運営	地方債元金償還事務（一般会計）	公共施設等の整備に係る市債や臨時財政対策債など今までに借り入れた地方債の元金を償還する。 また、将来的な負担増に備え、利率の高い市債について繰上償還を実施。 特定財源：合併市町村幹線道路支援事業補助金（米栖本戸線、上町大沢線、南友部平町建設課）、合併市町村まちなか活性化支援事業補助金（県道杉崎友部線歩道整備 都市計画課）	元金償還額	千円	3,570,736	地方債現在高	千円	28,559,746			
762	財政運営	上水道事業支出金	公営企業に対する一般会計からの出資金及び補助金を支出する。	支出金額	千円	0						
763	財政運営	予備費管理事務（一般会計）	地方自治法により、一般会計予算には、予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、予備費を設けなければならないことになっており、必要に応じて予備費から充当する。									
764	財政運営	税務総務事務	税制度に関すること。その他の税務総務に係る事務を行う。	笠間市税例規改正案件数	件	4						
765	財政運営	市税還付事務	地方税法第17条及び第17条の2の規定により過誤納金の還付又は充当をするうち、過年度の賦課の修正や出納閉鎖後の重複納付等による過誤納金に対して、還付金を支出又は充当する。 個人住民税については、株式譲渡割・配当割の還付がある。（所得割額から控除できなかった金額を還付する。） 法人市民税については、確定申告税額が予定申告納付額に満たないための還付がある。	還付または充当手続き	件	424						
766	財政運営	地方交付税算定事務	地方交付税は、市の歳入の3割を占め重要な財源となっていることから、その算定のための基礎数値の報告や申請に際して、正確な数値等の把握をすることで、適正な交付税確保に繋げる。	普通交付税額	千円	6,993,452	特別交付税額	千円	607,918	震災復興特別交付税額	千円	773
767	財政運営	収納事務	市税収納の適切な集計処理。口座振替の推進。	収納件数	件	3,846						
768	財政運営	固定資産税賦課事務	地方税法第342条及び笠間市税条例第54条の規定により、笠間市に所在する土地、家屋及び事業の用に供する償却資産の所有者に固定資産税を課する。	納税通知発送件数	件	35,105	固定資産税調定額（現年課税分）	千円	5,042,759			
769	財政運営	一時借入金利子	歳計現金が不足した場合の一時借入金に対する利子を支出する。									
770	財政運営	減債基金事業	将来の臨時財政対策債や合併特例債による地方債残高の増に対する負担の軽減のための減債基金等を適正に管理することで、健全で円滑な財政運営を図る。	減債基金積立額-取崩額	千円	96,000	減債基金現在高	千円	1,718,695			

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
771	財政運営	元氣かさま応援基金事業	笠間市が有する自然環境及び歴史的資産の継承並びに笠間市の将来の発展を願う人々から寄附金を募り、多様な人々の参加による個性あふれるふるさとづくりに資することを目的としたふるさとづくり寄附金を元氣かさま応援基金に積み立て、まちづくり支援事業、子ども支援事業、芸術・文化支援事業に充当するとともに、基金等を適正に管理すること、健全で円滑な財政運営を図る。	元氣かさま応援基金積立額-取崩額	千円	37,376	元氣かさま応援基金現在高	千円	172,965			
772	財政運営	財政事務	収入の確保を図るとともに、前例踏襲ではなく、必要性が高く、より費用対効果の高い事務事業に重点を置いた予算編成を実施する。決算においては、決算統計及び財政健全化判断比率や財務諸表を作成し、財務状況を分析・検証することで財政の弾力性や健全性の確保・向上を図るとともに、市民への公表を行っていく。	予算編成（要求・査定）	回	9	経常収支比率	%	89.1	実質単年度収支	千円	-589,974
773	財政運営	契約検査事務	市発注工事等における、入札事務及び検査の適正な執行により、財政運営の推進を図る。	入札執行件数	件	428	検査件数	件	325	落札率	%	92
774	財政運営	ふるさとづくり寄附金制度推進事業	笠間市のまちづくりへの共感やふるさとへの思いを抱く人々のまちづくりの参加手法として寄附を募り、連携と協働によるまちづくりを推進する。	寄附金受入	件	12,645	寄附金	千円	174,864			
775	財政運営	収納対策事務	滞納整理については、大多数の納税者が納期限内に納税していることを念頭に適切な対応により自主納付を促進し、納税に誠意がない者に対しては、税負担の公平性を確保するため、法に基づき財産調査のうえ差押等厳正な滞納処分を実施している。また、徴収嘱託員を任用し、事案整理を実施する。併せて、交通弱者等納付困難者の納税機会を損なわないよう訪問徴収も実施する。	催告書発送	通	20,170	差押件数	件	150	徴収率	%	96.0
776	財政運営	財政調整基金事業	経済事情の変動等による財源不足や、災害・大規模事業に対応できる財源を確保するため、財政調整基金を適正に管理し、健全で円滑な財政運営を図る。	財政調整基金積立額-取崩額	千円	-515,904	財政調整基金現在高	千円	6,933,604			
777	財政運営	税務業務電子化対応事務	令和4年度税制改正において、地方税務手続のデジタル化として、eLTAXを通じた電子申告・申請の対象手続や電子納付の対象税目・納付手段を拡大することが明記され、今後、システム改修の対応行っていく。 団体連動試験が予定されている業務 ・軽油取引税に係る申告等の手続（R6.10月予定） ・固定資産税に係る大臣（知事）配分資産の申告手続（R7.1月予定） ・鉱区税、鉱産税、法外普通税/目的税の申告等の手続、地方法人二税に係る諸手続（未定）	システム改修	件	3	システム改修委託料	円	1,870,000			
778	財政運営	収納管理事務	納付済者に対する適正な収納管理、未納者に対する速やかな納付の催促、また、多様な納付手段の提供により納期限内納付を図る。	口座振替件数	件	62,248	納付の督促及び催告数	回	23	口座振替収納割合	%	29.6
779	財政運営	ふるさと創生基金事業	旧3市町の交付税を原資として設置した基金。恵まれた自然を生かし、誇りと愛着の持てる「ふるさと笠間市」を自主的・主体的に築き上げる事業に活用する。令和2年度3月補正では小栗氏の寄附金（100,000千円）を積立。	活用事業数	事業	2						
780	財政運営	地方債元金繰上償還事務（一般会計）	公共施設等の整備に係る市債や臨時財政対策債など今までに借り入れた地方債の元金を償還する。									
781	財政運営	土地開発基金事業	公用若しくは公共の用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るための土地開発基金を適正に管理することで、健全で円滑な財政運営を図る。	基金積立額	千円	1,273	基金現在高	千円	1,487,048			
782	財政運営	下水道事業支出金	公営企業に対する一般会計からの出資金及び補助金を支出する。 基準外：維持管理費等補助金、企業債元金分出資金（基準外）									
783	公共施設等管理	みどりの基金事業	笠間市の自然環境の保全及び公共施設の維持管理のための基金であり、その積立金より生じる利子を積み立てる。	基金利子積立	件	1	基金利子	円	26,225			
784	公共施設等管理	笠間支所庁舎管理事業	①庁舎管理の各種委託事業 ②機械警備の入退室カードの管理 ③庁舎敷地内の除草作業や樹木の害虫駆除等 ④敷地内の安全確保	庁舎の清掃	回	243	敷地内の植栽管理	回	6			
785	公共施設等管理	議会費	大池田財産区に関する事務 ○財産区議会の開催及び全員協議会の開催 ○財産区議会議員視察研修事務 ○財産区所有林の維持管理業務委託発注事務									
786	公共施設等管理	事務機器管理事業	本庁舎で使用する事務機器の維持管理と消耗品の調達を行う。（複合機・印刷機・大判プリンター・紙折り機の管理）	機器保守回数（年間）	回	12						
787	公共施設等管理	公共建築物長寿命化等対応基金事業	公共施設等総合的維持管理の推進のため、公共建築物の長寿命化を目的とする大規模改修や取壊しに係る費用に対する財源確保のために設立した基金の積立を行う。	基金積立	件	1	基金積立額	千円	523			
788	公共施設等管理	庁内事務用品管理事務（本所）	供用消耗品等の経費 コピー用紙、フラットファイル、乾電池の単価契約を行うことにより、支出額の削減に努めている。 また、ボールペン、蛍光ペン等については、詰め替え用インクの使用を推進している。	統一した考え方の周知	回	2	理解度	%	100			
789	公共施設等管理	公共施設ごみ処理事業	公共施設から排出される一般廃棄物の収集業務を行う。（本所・笠間支所・岩間支所の他学校等の施設が対象） 【債務負担行為】	資源物リサイクル量	kg	27,060	ペットボトル処理	kg	1,170	紙類処理	kg	25,890
790	公共施設等管理	車輛管理事業（岩間支所）	岩間支所地域課管理の公用車を適切に管理する。	運転日誌の管理	月	12	無事故率の向上	%	100	公用車の管理	台	19
791	公共施設等管理	本所庁舎管理事業	本所庁舎に係る維持管理業務を行う。（警備委託・保守点検委託・施設管理委託・植栽管理委託等）	消防設備保守点検（年間）	回	2	ELV保守点検（年間）	回	4	電気工作物保安管理（年間）	回	12
792	公共施設等管理	公有財産管理台帳システム運営事業	笠間市公共施設等総合管理計画に基づく、公有財産管理台帳の統合型データベース化を進めるため、システムの維持・保守を行う。 基幹系システムとの連携による情報整理の効率化を図る	保守業務委託	件	1	加除修正	回	0			
793	公共施設等管理	車輛管理事業（本所）	公用車の車検整備や燃料代等の維持管理及び老朽化した車輛の更新を行う。	公用車更新	台	3	公用車処分	台	6	集中管理公用車稼働日数	日	255
794	公共施設等管理	電話交換事務	外線電話を関係各課に取り次ぐために、電話交換業務を行う。	電話接遇研修	回	0	電話取次ぎ件数（1日当り）	件	950			

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
795	公共施設等管理	営繕工事等事務	営繕工事等依頼を工事内容の専門性、工期や発注時期で整理し、最大限受入れて、工事監理と工事監督を行う。 直営での受け入れが必要でない業務については、助言と指導により、業務の質向上を図る。	営繕工事等受理件数	件	0						
796	公共施設等管理	庁内事務用品管理事務（笠間支所）	職員が節約の意識を持ち事務費の削減を図る。	事務用品払出表の記入	件	224	前年比より削減	%	14			
797	公共施設等管理	庁内事務用品管理事務（岩間支所）	岩間支所の一般管理事務用品等の経費 職員が節約の意識を持ち事務費削減を図る。									
798	公共施設等管理	車輛管理事業（笠間支所）	①安全運転管理者を置かなければならない事業所に該当。②管理車輛２０台の修繕、車検等を行う。	運転日誌の管理	月	12	無駄の無い公用車の管理	台	20			
799	公共施設等管理	遊休市有地売却促進事業	「既存ストックの保全及び活用」の一環として、低・未利用地の貸付等による利活用のほか、民間事業者の情報等を活用するなど、売却手法の効率化を図り、遊休市有地の売却を積極的に促進する。 公有財産台帳の整理を進めながら遊休市有地の貸付や処分を行ってきたが、更なる有効活用を図るため、サウディング方式などの市場調査、積極的な処分方法の検討が必要である。 遊休市有地に限らず、公共施設の空きスペースなどについても、行政目的を損なわず有効に活用するため、貸付や使用許可も含め検討を要する。	市有地売却・払下件数	件	4	遊休市有地売却・払下件数	件	5	遊休市有地売却・払下金額	千1円	16,159
800	公共施設等管理	財産管理事業	公有財産を適切に管理するため、県内市町村担当者等と情報交換、行政財産を目的とする用地の確保等が求められる。 また、大池田財産区からの予算繰入により、財産区内の自治会に対し、施設改修等の補助を行う。	市有財産維持管理対応件数	件	31	市有財産維持管理実施件数	件	31	借地件数	件	0
801	デジタルトランスフォーメーションの推進	戸籍システム標準化・共通化対応事業	国の「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」及び「笠間市第２次デジタルトランスフォーメーション推進計画」に基づき、標準化基準に適合した情報システムへの移行を、市民サービスに混乱を及ぼすことなく円滑に移行する。									
802	デジタルトランスフォーメーションの推進	基幹系システム管理事業	【DX】市役所内で必要不可欠である電算システムについて、年間を通して安定的に稼働できるよう点検、機器の保守作業を行う。 【住民情報システム２８業務】 ・住民記録関連システム ・税収納関連システム ・保健関連システム ・福祉関連システム ・ 特定財源なし									
803	デジタルトランスフォーメーションの推進	マイナンバーカード交付事業	住基ネットワークシステム等に関する保守及び管理及びマイナンバーカードの交付事務や記載事項の追記事務を行っている。さらに、公的個人認証の委任事務を行い、マイナンバーカードの普及に伴い社会的な利便性の向上に努める。 【DX】デジタル手続き法改正に伴う戸籍附票とマイナンバーの連携	交付枚数	枚	8,728						
804	デジタルトランスフォーメーションの推進	テレワーク環境整備事業	【DX】テレワーク環境の整備・維持・運用を実施。									
805	デジタルトランスフォーメーションの推進	生成ＡＩ活用事業	【新規】 【DX】 ChatGPTを始めとしたAIに関する調査研究を実施し、生成AIを活用した業務改善DX、業務改革DXを推進する。									
806	デジタルトランスフォーメーションの推進	自治体クラウド・共同アウトソーシング事業	【DX】茨城県及び市町村で電子申請届出システム、県域統合型GIS、グループウェア、大容量ファイル交換、森林クラウド、いばらきセキュリティクラウドを共同運用（システムにより構成団体は異なる）。 ① 電子申請届出システム ・インターネットを利用し受け付けるシステム ② 茨城県域統合型GIS ・地図をベースに行政サービスなど多くの分野で効率的な活用ができる基盤システム ③ いばらきグループウェア共同システム ・グループウェアをクラウド環境で共同利用するシステム ④ 航空写真（3か年毎） ・ 特定財源なし	協議会参加日数	日	10						
807	デジタルトランスフォーメーションの推進	タブレット管理事業（行政）	【DX】議会対応の効率化及び紙媒体による会議資料の軽減を図るため導入したタブレットの通信費やデータ共有ソフト料支出等の管理を行うもの R4.12月よりキャリア回線からMVNOに切替 ・ 特定財源なし									
808	デジタルトランスフォーメーションの推進	情報系システム機器更新事業	【DX】 【拡充】情報系システム及びネットワークの安定・安全運用のため、定期的にサーバ・ネットワーク・端末機器の更新を行う。 ・ シンクライアントシステム 機器の保守期限、ソフトウェアの利用期限が令和6年度末（令和7年3月）で満了のため、リプレースの必要がある。 ・ 仮想化基盤 機器の保守期限、ソフトウェアの利用期限が令和6年度末（令和7年3月）で満了のため、リプレースの必要がある。 ・ 特定財源なし				新規導入システム数	システム	0			

令和6年度_施策を構成する事務事業一覧（令和5年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R5実績	指標2	単位	R5実績	指標3	単位	R5実績
819	デジタルトランスフォーメーションの推進	情報系システム管理事業	【DX】職員間での情報の共有化及び職員が効率よく業務を行うことができるよう端末を原則1人1台配置し、庁内イントラネットでシステムを構成している。 ・従来まで個別に整備されてきた各課業務システムを全体最適化を図るため、令和元年に内部情報系システムを再構築した。（共通基盤、財務会計、備品管理、契約管理、人事・給与、電子決裁、文書管理等） ・特定財源なし				管理対象システム数	システム	29			